

第5次

東根市総合計画

THE 5th GENERAL PLAN OF HIGASHINE CITY



豊かな環境
みんなが選ぶ
住みよいまち



東根市
HIGASHINE CITY

東根市の位置

東根市は、山形県の中央部、東経140°23' 40"、北緯38°25' 42"、標高121mに位置し、東は宮城県仙台市、西は西村山郡河北町、南は天童市、北は村山市と尾花沢市に隣接しています。

気候は内陸型で寒暖の差が大きく、年間降水量は1051.5mm、平均気温は12.2℃です。

山形空港、山形新幹線が停車するさくらんぼ東根駅、さらには東北中央自動車道インターチェンジを有し、国道48号により仙台圏とのアクセスにも優れている、県内の交通網の要衝となっています。



東根市のここが日本一

東根の大ケヤキ

樹齢1,500年以上、高さ28m、幹回り16mの日本一の大ケヤキは、国の特別天然記念物として指定されており、本市のシンボリックな存在になっています。



さくらんぼ

本市は、さくらんぼ生産量日本一のまちです。そして、さくらんぼの最高級品種として名高い「佐藤錦」発祥の地でもあります。平成29年には、農林水産大臣から地理的表示(GI)保護制度に「東根さくらんぼ」として登録されています。

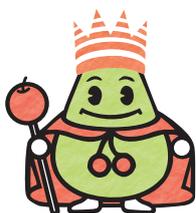


本市では、平成6年に「果樹王国ひがしね」を宣言し、さくらんぼのほかにも、りんご、桃、ラ・フランス、ぶどうなど、果物の生産が盛んです。



市章

東根市の「ひ」をデザインしたもので、市民の和、青空への広がり、未来へのはばたきも意図しています。



東根市のイメージキャラクター タントくん

さくらんぼ生産量日本一を誇る「果樹王国ひがしね」の国王です。体はラ・フランス、胸にさくらんぼ、りんごの杖を持っています。



東根市民憲章

わたくしたちは
明るく前進する東根市民であることに誇りをもち
愛する郷土のかがやかしい未来をひらくため
この憲章を定めます

- 自然を愛し 環境をととのえ
美しいまちをつくります
- 奉仕と感謝の輪を広げ
あたたかいまちをつくります
- からだをきたえ 楽しく働き
豊かなまちをつくります
- 教養を深め
香り高い文化のまちをつくります
- きまりを守り 進んで力をあわせ
住みよいまちをつくります



東根市長
土 田 正 剛

「豊かな環境 みんなが選ぶ 住みよいまち」の実現にむけて

本市は、昭和48年の「東根市総合計画」から現行の計画まで4回にわたり総合計画を策定し、社会環境の変化や市民ニーズを踏まえたまちづくりを推進してきました。

全国的に人口減少が進む中、本市においては、子育て支援や教育による人づくりに積極的に取り組み、昭和52年から人口が増加し続けてきましたが、近年はほぼ横ばいに推移しています。人口減少と少子高齢化は、地域活力の大きな低下を招くだけでなく、あらゆる産業の担い手不足にもつながる大きな課題です。少子化の流れに歯止めをかけるため、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりが重要となります。

また、平成23年に発生した東日本大震災や、気候変動を原因とする豪雨に伴う被害など、近年、大規模な自然災害が頻発しています。本市はこれまで環境ISO14001の認証取得をはじめ、地域・家庭・学校が一体となって環境保全活動に取り組み、令和2年1月には、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しています。環境をめぐる取り組みの重要性はますます高まっており、次代を担う子どもたちに豊かな環境をつないでいくため、今後も持続可能な社会を目指して、環境保全に取り組んでまいります。

さらには、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大により、「新しい生活様式」の実践や医療体制の充実などさまざまな対策が求められる一方、デジタル技術等が急速に進歩するなど、時代の大きな転換期を迎えています。今後も、目まぐるしく変化を遂げる社会を的確にとらえ、さまざまな課題を乗り越えていくため、本計画において、将来目指す姿とその実現に向けた施策の方向性を示す必要があります。

愛する郷土「ひがしね」の発展を確かなものとするため、これまで以上に、市民と行政が一丸となって協働のまちづくりを推し進め「豊かな環境 みんなが選ぶ 住みよいまち」を目指し、計画的かつ着実に取り組んでまいります。市民の皆様をはじめ、関係各位のより一層のご協力とご理解をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただいた市民の皆様、振興審議会、専門家会議、市民会議、市議会の方々から心からお礼申し上げます。



東根市振興審議会会長
矢口信哉

「東根市第5次総合計画」の 策定にあたって

本審議会に対し、目標年度を令和12年度とする第5次東根市総合計画の策定について、土田市長から諮問を受けて以来、みんなが元気にいきいき暮らせるまちづくりのため、多方面から意見を取り入れ、約2年間にわたって審議をしてまいりました。策定にあたり、ご意見をいただいた振興審議会委員各位のご協力に感謝を申し上げます。

さて、このたびの計画は、人口減少と少子高齢化への対応、持続可能なまちづくりへの対応、そして新型コロナウイルスにより引き起こされた社会変化への対応など、早急に取り組まなければならない重要課題が山積する中での策定となりました。全国的に人口減少が進む中、本市も例外ではなく、将来的には人口減少が予想されます。「働き手世代」の減少は、あらゆる産業において大きな影響を与えることとなり、東根市が10年後、20年後においても発展し続けるために、何が必要なのか、頭を悩ませたところです。

今まで以上に、だれもが魅力を感じ、訪れたい、住んでみたいと支持されるような「みんなが選ぶまち」、そして市民が住み続ける選択をする「住みよいまち」を目指し、10年間の指針となる総合計画を策定しました。

新しい課題に正面から向き合うと同時に、これまで築き上げてきたひがしねの魅力である「学び」や「交流」についても、市民の可能性や、まちのにぎわいと活力を高めるために必要なものであり、確実に継承し継続して取り組んでいくことが重要となります。

そして、市民一人ひとりが、心に余裕を持ち、心豊かに暮らすことができ、「東根市民は民度が高い」と言ってもらえるようなまちを目指す取り組みこそが、選ばれるまちづくりにつながるのだと思います。

この計画が実行され、これまで以上に市民の皆さまが選ぶまちとなり、いきいきと健やかに暮らすことのできる東根市が構築されることを願い、答申の言葉といたします。

目次

第5次東根市総合計画 基本構想



基本構想の概要	10
---------	----

第1章

総合計画策定の趣旨と性格	12
--------------	----

第1節 計画策定の趣旨	12
第2節 計画の性格と位置付け	13
第3節 計画の構成と目標年次	13

第2章

まちづくりの課題	14
----------	----

第1節 東根市を取り巻く時代の潮流	14
第2節 東根市の主要な課題	18
●新型コロナウイルスにより引き起こされた 社会変化への対応	25

第3章

まちづくりの将来	26
----------	----

第1節 めざす都市像	26
第2節 めざす市民像	28
第3節 めざす行政像	29

第4章

まちづくりの目標	30
----------	----

第1節 まちづくりの目標	30
第2節 まちづくりの共通理念	31
第3節 持続可能な開発目標（SDGs）の実現	31





第5章		
施策の大綱	32
第1節	みんな元気にいきいき暮らす	
	健やかで住みよいまち 32
第2節	自然と環境を未来につなぐ	
	安全・安心で快適なまち 36
第3節	力強く魅力いっぱいの 産業と交流のまち 40
第4節	心豊かな人を育てる 教育と文化のまち 43
第5節	市民みんなの力でつくる	
	笑顔輝く協働のまち 46
第6節	計画推進のために 48
●	持続可能な開発目標（SDGs）と各施策の関連性 49

第6章		
主要プロジェクト	50

第7章		
主要指標	56

第8章		
土地利用計画	64



目次



第1章

みんな元気にいきいき暮らす

健やかで住みよいまち 72

第1節	子育て環境の充実	72
第2節	高齢者福祉の充実	78
第3節	障がい福祉の充実	83
第4節	地域福祉の推進	86
第5節	健康づくりの充実	90
第6節	適正な社会保障の実施	95

第2章

自然と環境を未来につなぐ

安全・安心で快適なまち 98

第1節	防災機能の強化と強靱なまちづくりの推進	98
第2節	消防機能の強化	103
第3節	生活安全の確保	106
第4節	環境保全の推進	110
第5節	都市景観の形成	115
第6節	都市基盤の整備	118
第7節	公共交通の充実	125
第8節	上下水道の整備	128



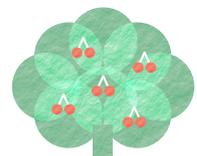


第3章 力強く魅力いっぱいの 産業と交流のまち

第1節 交流の促進	130
第2節 農林業の振興	134
第3節 商工業の振興	141
第4節 雇用・労働環境の充実	146
第5節 観光の振興	148
第6節 ひがしねブランドの発信	155

第4章 心豊かな人を育てる 教育と文化のまち

第1節 幼児教育・学校教育の充実	158
第2節 生涯学習の充実	164
第3節 芸術・文化の振興	167
第4節 スポーツの振興	169
第5節 文化財・伝統芸能・伝承文化の保護継承	172



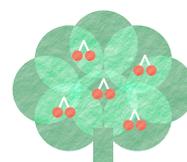


第5章
市民みんなの力でつくる
笑顔輝く協働のまち 174

第1節 協働のまちづくり 174
第2節 地域力の向上 176
第3節 移住・定住の促進 180
第4節 人権の尊重と男女共同参画の推進 183

第6章
計画推進のために 186

第1節 大げやき行政の推進 186
第2節 広域行政・国県との連携 194



第5次 東根市総合計画

THE 5th GENERAL PLAN OF HIGASHINE CITY

基本構想



豊かな環境
みんなが選ぶ
住みよいまち



第5次

東根市総合計画の構想概要

まちづくりの課題

東根市を取り巻く時代の潮流

- 少子高齢化を伴う人口減少社会
- 多様化する社会・共生社会
- 環境問題の深刻化
- 安全・安心意識の高まり
- グローバル化の進展
- 超スマート社会の到来
- 持続可能な開発目標(SDGs)

東根市の主要な課題

- 人口減少と少子高齢化への対応
- 共生社会の実現
- 環境保全と持続可能なまちづくり
- 安全・安心で強靱なまちづくり
- 魅力とにぎわい、活力あるまちづくり
- 国際化の推進
- 産業の振興と後継者の育成
- 教育による人づくり、まちづくり
- それぞれの個性を活かした地域づくり
- 行政デジタル化の促進

新型コロナウイルスにより引き起こされた社会への対応

めざす将来像

めざす「都市像」「市民像」「行政像」を次のとおり設定します。

めざす都市像

豊かな環境
みんなが選ぶ 住みよいまち

めざす市民像

創造し 支え合う 心豊かな市民

めざす行政像

大げやき行政

まちづくりの目標

めざす東根市の姿を具現化するため、次の目標を掲げます。

- 1 みんな元気にいきいき暮らす
健やかで住みよいまち
- 2 自然と環境を未来につなぐ
安全・安心で快適なまち
- 3 力強く魅力いっぱい
産業と交流のまち
- 4 心豊かな人を育てる
教育と文化のまち
- 5 市民みんなの力でつくる
笑顔輝く協働のまち

まちづくりの共通理念



施策の大綱

めざす東根市の姿を具現化するため、次の目標を掲げます。

第1節

みんな元気にいきいき暮らす 健やかで住みよいまち

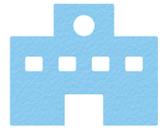
- (1) 子育て環境の充実
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい福祉の充実
- (4) 地域福祉の推進
- (5) 健康づくりの充実
- (6) 適正な社会保障の実施



第4節

心豊かな人を育てる 教育と文化のまち

- (1) 幼児教育・学校教育の充実
- (2) 生涯学習の充実
- (3) 芸術・文化の振興
- (4) スポーツの振興
- (5) 文化財・伝統芸能・
伝承文化の保護継承



第2節

自然と環境を未来につなぐ 安全・安心で快適なまち

- (1) 防災機能の強化と
強靱なまちづくりの推進
- (2) 消防機能の強化
- (3) 生活安全の確保
- (4) 環境保全の推進
- (5) 都市景観の形成
- (6) 都市基盤の整備
- (7) 公共交通の充実
- (8) 上下水道の整備



第5節

市民みんなの力でつくる 笑顔輝く協働のまち

- (1) 協働のまちづくり
- (2) 地域力の向上
- (3) 移住・定住の促進
- (4) 人権の尊重と
男女共同参画の推進



第3節

力強く魅力いっぱいの 産業と交流のまち

- (1) 交流の促進
- (2) 農林業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 雇用・労働環境の充実
- (5) 観光の振興
- (6) ひがしねブランドの発信



第6節

計画推進のために

- (1) 大げやき行政の推進
- (2) 広域行政・国県との連携



主要プロジェクト

輝きあふれる東根創生プロジェクト 8

1 災害に強いまち推進 プロジェクト

2 ゼロカーボンシティ推進 プロジェクト

3 交通ネットワーク促進 プロジェクト

4 交流のまち推進 プロジェクト

5 教育環境向上 プロジェクト

6 子育て環境向上 プロジェクト

7 ひがしねブランド発信 プロジェクト

8 デジタル戦略推進 プロジェクト

第1章

総合計画策定の趣旨と性格

第1節 計画策定の趣旨

近年、わが国を取り巻く環境は、少子高齢化の進行に加え、情報通信技術の急速な進歩、大規模災害の頻発など、大きく変化しています。また、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」の拡大により、時代の大きな転換期を迎えています。

本市においては、昭和52年から増加し続けていた人口が近年は横ばいで推移しており、近い将来、減少局面に入ると予想され、少子化及び高齢化への対応が喫緊の課題となっています。また、グローバル化や超スマート社会などの新たな課題に対応していくことが求められています。

先行き不透明な状況の中、国を挙げて地方創生の取り組みが行われており、自治体の創意工夫と地域の力が試される時代となっています。

このような背景にあって、私たちは、愛する郷土「ひがしね」の発展を確かなものとするため、地方自治の理念に基づき、これから進む道を自ら定め、未来に向かって確実な一歩を踏み出さなければなりません。

そのためには、過去に学び現実を直視し、将来を展望した目標を掲げ、これに向かって、計画的かつ着実な歩みを進める必要があります。

本市は、昭和48年の「東根市総合計画」から現行の計画まで4回にわたり総合計画を策定し、変動する社会情勢に対応した効果的、先駆的な取り組みを行い、目覚ましい発展を遂げてきました。

その成果は、各種統計数値やランキングにも表れ、現在、本市は、県内自治体の中で、最も勢いがあるまちと評されるまでに成長しました。

今後も、目まぐるしく変化を遂げる社会を的確に捉え、時代の大きな転換期を乗り越えるためには、将来目指す姿とその実現に向けた施策の方向性を示し、それを総合的かつ計画的に推進する必要があります。

こうしたことを踏まえ、すべての人が、「豊かな環境 みんなが選ぶ 住みよいまち」を目指し、私たちが進むべき道筋を示す指針として、「第5次東根市総合計画」を策定します。

第2節 計画の性格と位置付け

第5次東根市総合計画は、本市のまちづくりに関する最上位の計画で、本市発展の方向性とその実現のために必要となる施策の基本方向を明らかにするものです。まちづくりの目標、理念を市民と行政が共有し、総合的、計画的なまちづくりを行うための指針となる計画です。

第3節 計画の構成と目標年次

第5次東根市総合計画は、基本構想と基本計画で構成します。

第5次東根市総合計画

基本構想

長期的視点に立って、東根市の将来ビジョンと目標を定めたもの

【目標年度】
令和12年度
(2030年度)



基本計画

中・長期的視点に立って、構想の実現のために必要な施策や事業を体系化したもの

【計画期間】
令和3年度－令和7年度 (2021年度－2025年度) → 見直しを実施
令和8年度－令和12年度 (2026年度－2030年度)

実施計画

- ・ 計画期間を3年として策定
- ・ 毎年見直しを実施
- ・ 基本計画に掲げた施策や事業の実施年度、事業規模、事業内容を定めたもの

分野ごとの 個別計画

- ・ 分野ごと、その専門的内容について、総合計画と整合性を図りながら策定

第2章

まちづくりの課題

第1節

東根市を取り巻く時代の潮流

(1) 少子高齢化を伴う人口減少社会

わが国の総人口は、平成20年（2008年）をピークに減少に転じています。年齢別人口をみると、平成27年（2015年）の国勢調査では、老年人口（65歳以上の人口）の割合が過去最高の26.6%、年少人口（15歳未満の人口）の割合が過去最低の12.6%となっており、少子高齢化が著しく進行しています。

人口減少及び少子高齢化は、労働力不足による地域経済の停滞や、コミュニティ・地域力の低下などを招くおそれがあり、さらには社会保障費の増大、税財源の減少による公共サービスの縮小など、市民生活全般に大きな影響を及ぼす、最も重要な国全体の共通課題となっています。

(2) 多様化する社会・共生社会

一人ひとりの価値観が多様化し、就労形態、暮らし方、コミュニケーションなど、あらゆる場面に変化をもたらしており、その価値観をお互いに認め合い、多様な生き方が選択できる社会の実現が課題になっています。

また、近年、国籍や出身地、人種や民族、性的マイノリティ※、障がいの有無、年齢、性別など、すべての人の多様性と個性が尊重される社会が求められています。

さらには、こうした多様化・多様性が尊重されながら、地域で共に支え合って生きていく中で、一人ひとりが持てる能力を発揮し、活躍することができる環境づくりが必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、誰もがさまざまな場面で大きな不安と不自由さを経験しました。このことは、みんなが分け隔てなく共に生きる社会のあり方を考える契機にもなっています。

※性的マイノリティ：同性が好きなお人、自分の性に違和感を覚える人、性同一性障害などのお人々のこと。

(3) 環境問題の深刻化

地球温暖化、大気汚染や水質汚濁、資源の枯渇など多くの環境問題が発生しており、環境問題の解決なくして持続可能な社会は築き得ないことが、国際的な共通認識となっています。

特に、地球温暖化は全世界共通の課題となっており、国内でもこれらが引き起こす異常気象による生態系、農業、社会基盤などへの影響が懸念されています。

近年、地球温暖化が原因と考えられる記録的な豪雨が各地で頻発し、甚大な被害をもたらしています。また、毎年のように猛暑を記録するなど、地球温暖化はますます深刻化しています。

地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの中でも最も影響が大きい二酸化炭素の排出を大幅に削減しなくてはなりません。そのためには、化石燃料エネルギーに依存せず、再生可能エネルギーなどを利活用した脱炭素社会の構築を進めていく必要があります。

(4) 安全・安心意識の高まり

平成23年に発生した東日本大震災は、大きな犠牲と教訓をもたらしました。その後も令和元年の山形県沖地震など、大きな被害をもたらす地震が相次いで発生しています。また、地球温暖化による気候変動が原因と考えられる、これまでの想定を超えた豪雨による水害などが全国各地で頻発・激甚化しており、自然災害に対する不安が高まっています。

国は、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、大規模災害などに備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを進めており、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進しています。

本市においても、市民一人ひとりの防災に対する意識が高まっており、災害への備え、防災機能のより一層の充実強化が求められています。

自然災害以外にも、市民生活の安全を脅かす危険は多岐にわたっています。「新型コロナウイルス感染症」の拡大は、世界中を未曾有の危機に陥れ、経済の低迷などあらゆる面に深刻な影響を及ぼしています。また、テロや武力攻撃の脅威などにも対応しなければなりません。

さらに、身近な暮らしにおいては、子どもなどの弱者を狙った犯罪やSNS※を介した犯罪など、犯罪の悪質化・巧妙化が進み、いじめや虐待などの人権や生命を脅かす事件も多発しています。

このように、市民の日常生活における不安が増大しており、安全・安心なまちづくりに対する関心がますます高まっています。

※ SNS : Social Networking Service の略。ツイッターやフェイスブックなど、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

(5) グローバル化の進展

企業の生産活動の国際的な分業化や生産拠点の海外進出など、社会経済活動のグローバル化^{※1}が進展するとともに、世界経済や為替レートの動向による企業の業績変動など、国際情勢が地域経済に与える影響が強くなっています。また、新型コロナウイルス感染症が流行し国をまたぐ移動が抑制されるまでは、訪日外国人が急速に増加し、経済の発展を支えてきました。

こうした背景から、国際的な経済交流や、訪日外国人をはじめとした海外需要を取り込むためのインバウンド^{※2}対策などが活発に行われてきました。また、労働面においても、国内における労働力の確保が課題となっている中で、外国人労働者の受け入れが拡大する傾向にあります。

令和元年度に発生した新型コロナウイルスは、国を越えた活発な人の動きにより、短期間でパンデミック（世界的大流行）を引き起こしました。グローバルな人の移動は制限され、海外に依存してきた物資等が輸入できないなど、さまざまな問題が顕在化しました。

これからのグローバル化については、あらゆる分野において、こうしたリスクを踏まえた新しいあり方が求められます。

(6) 超スマート社会の到来

IoT^{※3}、AI^{※4}、RPA^{※5}などのICT^{※6}がこれまでにないスピードで進展するとともに、「超スマート社会（Society5.0^{※7}）」の実現に向けた動きが加速しています。このように急速に進む技術革新は、ビジネスやライフスタイルなどに、さまざまな影響を及ぼしています。

国においても、これらを活用した利便性の高い電子行政サービスの提供や業務の効率化・省力化を進めており、社会保障、税などの分野におけるマイナンバーの活用が行われています。今後は、第5世代移動通信システム（5G）の普及とともに、さらなる技術革新・導入が進み、社会経済に大きな変革をもたらし、市民生活に浸透していくことが見込まれます。

また、コロナ禍^{※8}において、わが国の社会経済システムの脆弱性が浮彫りになりましたが、テレワーク^{※9}や遠隔診療・遠隔教育におけるICTの活用をはじめとして、さまざまな分野において、デジタル技術による変革が求められています。

※1 グローバル化：情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放などにより、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、さまざまな分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。

※2 インバウンド：外国人が訪れてくる旅行のこと。

※3 IoT：Internet of Thingsの略。自動車、家電などあらゆるものがインターネットに繋がることで、情報のやりとりが可能となるモノのインターネットのこと。

※4 AI：Artificial Intelligenceの略。人工知能のこと。

※5 RPA：Robotic Process Automationの略。ロボットによる業務自動化のこと。

※6 ICT：Information and Communications Technologyの略。情報通信技術のこと。

※7 Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会。

※8 コロナ禍：新型コロナウイルス感染症の流行による災害や危機的状況のこと。

※9 テレワーク：ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと（「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語）。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の3つに分けられる。

(7) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 年 9 月に国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標 (SDGs[※])」が採択されました。「誰一人として取り残さない」社会を実現し、豊かで活力ある未来をつくるため、令和 12 年 (2030 年) までに達成すべき、貧困や格差の解消、教育など基本ニーズの充足、産業と技術革新、地球環境の保全などに関わる 17 の目標 (ゴール) が定められています。

わが国においても、平成 28 年 5 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」が内閣に設置され、同年 12 月には「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」が策定されるなど、さまざまな取り組みが進められています。

SDGs は、その達成に向けて政府や民間セクターなどのあらゆるステークホルダー (利害関係者) が役割を担って取り組むこととされており、地方自治体もその役割を担い、SDGs の実現に貢献することが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGs : Sustainable Development Goals の略。エス・ディー・ジーズ。

- 目標 1 : あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせよう
- 目標 2 : 飢餓を終わらせ、全ての人々が一年を通して栄養のある十分な食料を確保できるようにし、持続可能な農業を促進しよう
- 目標 3 : あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進しよう
- 目標 4 : 全ての人々が受けられる公正で質の高い教育の完全普及を達成し、生涯にわたって学習できる機会を増やそう
- 目標 5 : 男女平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力の可能性を伸ばそう
- 目標 6 : 全ての人々が安全な水とトイレを利用できるよう衛生環境を改善し、ずっと管理していけるようにしよう
- 目標 7 : 全ての人々が、安くて安定した持続可能な近代的エネルギーを利用できるようにしよう
- 目標 8 : 誰も取り残さないで持続可能な経済成長を促進し、全ての人々が生産的で働きがいのある人間らしい仕事に就くことができるようにしよう
- 目標 9 : 災害に強いインフラを作り、持続可能な形で産業を発展させイノベーションを推進していこう
- 目標 10 : 国内及び国家間の不平等を見直そう
- 目標 11 : 安全で災害に強く、持続可能な都市及び居住環境を実現しよう
- 目標 12 : 持続可能な方法で生産し、消費する取り組みを進めていこう
- 目標 13 : 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じよう
- 目標 14 : 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続可能な形で利用しよう
- 目標 15 : 陸上の生態系や森林の保護・回復と持続可能な利用を推進し、砂漠化と土地の劣化に対処し、生物多様性の損失を阻止しよう
- 目標 16 : 持続可能な開発のための平和的で誰も置き去りにしない社会を促進し、全ての人々が法や制度で守られる社会を構築しよう
- 目標 17 : 目標の達成のために必要な手段を強化し、持続可能な開発にむけて世界のみみんなで協力しよう

(1) 人口減少と少子高齢化への対応

全国的に人口減少が進む中、本市は、昭和52年から人口が増加し続けてきましたが、近年はほぼ横ばいに推移しています。また、人口増加のほとんどは65歳以上であり、若年層の人口はおおむね横ばいとなっています。

また、本市の合計特殊出生率^{※1}は、令和元年（2019年）では「1.56」であり、全国平均の「1.36」及び山形県平均の「1.40」よりも高い水準になっています。しかし、未だ人口置換水準^{※2}を下回る状況が続いています。

本市の総人口に占める老年人口（65歳以上の人口）の割合は、年々上昇しており、平成27年（2015年）の国勢調査では26.1%で、市民4人に1人以上が65歳以上となっています。一方で、総人口に占める生産年齢人口（15～64歳の人口）の割合及び年少人口（15歳未満の人口）の割合は、年々低下しています。

このように、他の多くの自治体と同様に、本市においても、人口減少と少子高齢化は、避けて通れない大きな課題です。

少子化の流れに歯止めをかけるためには、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりが重要となります。本市は、これまでも「子育てするなら東根市」を掲げ、先駆的で充実した子育て支援施策を展開してきました。しかし、少子化という大きな課題を克服するには、さらなる子育て支援の充実が必要です。

さらには、未婚化・晩婚化対策や、若者を定着させる魅力ある雇用の場の創出など、さまざまな分野において、少子化対策に取り組んでいく必要があります。

高齢化が急速に進む中、医療と介護の充実が求められています。また、医療と介護の充実には、住民がまちに住み続けたいと感じる最も重要な要素です。

そのため、住民が地域で安心して暮らすことができるよう、さらなる医療の充実を図るとともに、介護や支援が必要な人たちを地域全体で支える仕組みづくりを進めていく必要があります。あわせて、高齢者が健康でいきいきと充実した生活を送ることができる環境づくりを行っていく必要があります。

※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

※2 人口置換水準：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。現在の日本の人口置換水準は2.07（平成30年、国立社会保障・人口問題研究所）。

(2) 共生社会の実現

障がい^{※1}を理由とする差別や社会的障壁に係る問題は、わが国における重要な課題の一つです。そのため、障がい及び障がい者について理解を深め、障がいの有無、さらには年齢や性別などにかかわらず、一人ひとりが持てる能力を發揮し、活躍することができる「共生社会」の実現が求められています。

本市は、令和元年に「共生社会」の実現に向けて、障がいに対する偏見などの心の壁や、社会参加を妨げている社会的障壁を取り除くための市の責務、市民・事業者の役割を明らかにした、「東根市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

また、公共施設等のバリアフリー^{※2}化やユニバーサルデザイン^{※3}の施設整備などを行うとともに、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の「共生社会ホストタウン」として、ドイツのシッティングバレーチームと交流するなど、心のバリアフリーにも取り組んできました。今後は、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域で共に生きていくことができる「多文化共生社会」や、障がいのある子どもとない子どもと一緒に教育を受ける「インクルーシブ教育」も推進していく必要があります。

こうした取り組みが新たなまちの強み、魅力になることから、今後さらに「共生社会」の実現に向けた取り組みを推し進めていく必要があります。

(3) 環境保全と持続可能なまちづくり

本市は、これまで、環境 ISO14001 の認証取得をはじめとして、家庭、学校、地域、事業者、行政などが一体となって環境保全に取り組んできました。令和2年には、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ^{※4}」を表明し、一層、その推進が図られています。

しかしながら、環境問題は、深刻化しています。特に、地球温暖化が及ぼす影響は、本市においても表れており、令和2年7月には記録的な豪雨により、市内に甚大な被害が発生しています。

こうしたことから、本市は、これからも環境先進都市として、環境に関する取り組みを積極的に行い、市民一人ひとりの理解をさらに深め、地域における活動を促進していかねばなりません。そして、持続可能なまちを未来に引き継ぐためにも、これを市全体の取り組みに波及させていく必要があります。

※1 障害・障がいの表記：本計画では「障害」を「障がい」と表記。ただし、法令名、既存計画名、組織名、行事などの固有名詞については「障害」の表記。

※2 バリアフリー：生活の支障となる物理的、精神的な障害物や障壁がないこと。

※3 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、誰でも使いやすいように、デザインすること。

※4 ゼロカーボンシティ：2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することに取り組むことを表明した地方公共団体。

(4) 安全・安心で強靱なまちづくり

平成23年に発生した東日本大震災や、気候変動を原因とする豪雨災害など、近年、大規模な自然災害が頻発しており、全国的に防災・減災対策が進められています。本市でも、公共施設等の耐震化や自主防災会の組織化などさまざまな取り組みを行い、防災・減災体制の強化に努めています。

市民アンケートにおいては、「地震に対する安全さ」の満足度が51.2%、「台風など風水害に対する安全さ」の満足度が55.0%となっており、それぞれ10年前（地震32.5%、台風など風水害45.4%）と比べて、大きく向上しています。

しかしながら、令和2年7月の記録的な豪雨により白水川の堤防が決壊し、多くの浸水被害が発生するなど、災害が少ないと言われてきた本市においても、大規模な自然災害が発生しています。いつ、どこで災害が発生してもおかしくない状況にあることを再度認識するとともに、記録的な豪雨への対策として流域治水を推進するなど、万全の備えをしておかなければなりません。

また、市民アンケートにおいては、東根市の将来あるべきまちの姿として「治安がよく、災害がないまち」が最も高い結果となっており、防災・減災対策については、なお一層の充実が求められています。

さらには、どのような自然災害が起きたとしても、市民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、被害を最小限に抑制する「強さ」と速やかに回復を図る「しなやかさ」を兼ね備えた「強靱なまちづくり」が求められます。

洪水浸水想定区域内など、被害発生の危険が高い地域における防災拠点づくりのほか、多くの人々が利用する施設や道路、橋りょうなどの耐震化、電気・水道・燃料・情報などのライフライン機能や応急復旧体制の強化など、あらゆる脆弱性を見極め、強靱化に向けて取り組んでいく必要があります。

自然災害以外にも、安全・安心に向けた対策が必要となります。

特に、コロナ禍において、世界規模で人類の安全・安心が脅かされ、本市においても、医療体制の充実をはじめ、感染症への対応を想定した「新しい生活様式」の実践普及など、さまざまな対策が求められています。

ほかにも、消防、防犯、交通安全、健康、SNSによるトラブルなど、多岐にわたる危険や不安に的確に対応していかなければなりません。

(5) 魅力とにぎわい、活力あるまちづくり

本市は、山形空港、さくらんぼ東根駅、東北中央自動車道インターチェンジを有し、国道

48号により仙台圏とのアクセスにも優れた県内高速交通網の要衝となっています。工業団地への企業立地をはじめとして就労の場が多い一方で、産直施設や観光果樹園、さらには子育て関連施設や公益文化施設などの集客力の高い施設が集積しています。また、近年は、四季折々のイベントが定着するなど、「人・もの・経済・情報」の交流が活発化しており、仙台圏をはじめとして、市外からの来訪者も増加しています。

こうした中で、都市の活力を維持し向上を図るためには、引き続き都市基盤の整備を進めるとともに、利便性向上に取り組んでいくことが重要になります。特に、道路網や交通機関の充実、物流と地域間交流を活性化するとともに、住みよいまちづくりに大きく寄与するものです。

国道48号は、仙台圏と本市及び本県を結ぶ大動脈であり、本市の発展に欠かせないものですが、気象災害に対する脆弱性という大きな課題があります。また、本計画期間内において、東北中央自動車道の東根～尾花沢間全線の開通が見込まれ、これまで以上に本市の交通網の要衝としての機能が高まることから、これらを補完する道路の整備などがますます重要になります。

交通の利便性をさらに高めるためには、航空路・鉄道・バス等を横断的に組み合わせた公共交通ネットワークの構築・充実を図る必要があります。また、少子高齢化が急速に進む中で、地域の特性に応じた持続可能な公共交通が求められています。

本市のさらなるにぎわい創出のためには、海外を含め市外から訪れる多くの人々の旅の目的地となり、あるいは、立ち寄ってもらえる環境づくりなどに、重点的に取り組むことが必要です。

また、こうした環境づくりに加えて、産業振興や地域活性化などに取り組むことも重要です。「果樹王国ひがしね」をはじめとする地域の魅力や特色を活かした交流の推進等とともに、さまざまなツールを活用し、本市の魅力をより一層効果的に発信していく必要があります。

(6) 国際化の推進

本市においても、社会・経済・観光などさまざまな分野において、グローバル化が進んでいます。また、本市に在住、来訪する外国人が増加し、国境を越えた活動や交流が進んでいます。

こうした中、本市では、外国語教育の充実や国際交流の機運醸成などに取り組んできました。平成29年を「国際交流元年」と位置づけ、ドイツのインゲルハイム アム ライン市との交流を開始し、さらには、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン登録を契機としたドイツとのスポーツを通じた交流など、国際化が進展しています。

グローバル化については、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、さまざまなリスク

が明らかになり、これらを踏まえた今後のあり方が課題となっています。コロナ禍にあって、現在は人の移動が制限され、交流などが縮小していますが、収束後はグローバル化が進み、本市に在住、来訪する外国人は増えていくことが予想されます。こうした潮流に的確に対応し、国際化を一層推進していくことは、今後の本市の活性化を図るうえで不可欠な要素です。

そのため、今後もさまざまな形で国際交流を進め、文化や価値観の違いに触れることなどを通して、国際性豊かな市民を育成することが重要になります。また一方で、外国人も暮らしやすい環境、インバウンドの拡大を見据えた環境整備などを進めていく必要があります。

(7) 産業の振興と後継者の育成

本市の基幹産業である農業については、従事者の高齢化が進む中、後継者不足が深刻化しています。耕作放棄地も増加傾向にあり、将来にわたって「果樹王国ひがしね」の活力を継続することが大きな課題となっています。また、市民アンケートにおいては、今後の農業振興に向けた重要な施策について、「農業後継者の育成に力を入れる」(58.9%)という回答の割合が高くなっており、農業従事者不足の危機感がうかがえます。今後とも、さまざまな施策に積極的に取り組み、農業経営の改善、魅力向上などを図っていく必要があります。

また、後継者不足は、農業だけでなく、商工業などさまざまな業種において課題となっています。引き続き、解決に向けた多様な取り組みが必要となります。

工業については、県内で常に上位(平成29年度は第1位)を誇る製造品出荷額等が示すように、本市の発展に大きく寄与しています。今後も、魅力ある雇用の場の創出などを図っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、あらゆる産業に影響を及ぼしました。グローバル化によるリスクなどが露呈したことにより、今後、企業の国内回帰をはじめ、産業の再構築が進むことが考えられます。企業などの地方への移転、移住などへの関心がさらに高まると考えられるため、本市においてもインフラの充実やまちの魅力を高めるなど、受入環境を充実させる必要があります。

また、経済状況への深刻な影響が長引くことも予想される中で、雇用を守りながら事業を継続できるように支援し、経済再生に取り組んでいく必要があります。

産業の持続的な発展のためには、人材の育成、品質や付加価値の向上などにあわせて、イメージアップを図る取り組みが重要です。

近年、本市は知名度とブランド力の向上を図るさまざまな施策に取り組んできました。そ

の中でも、平成29年に「東根さくらんぼ」が地理的表示（GI）保護制度に登録されたことは、本市のブランド力の向上と全国に向けた発信に大きく寄与しています。

一方、「ひがしねブランド」のさらなる向上と発信を強化し、経済情勢や市場における新型コロナウイルス感染症の影響などを注視しながら、農産物の国外輸出の拡大に向けた取り組みなどを、積極的に進めていく必要があります。

(8) 教育による人づくり、まちづくり

本市は、将来を担う子どもや青少年に対する教育をまちづくりの大切な要素と捉え、教育による人づくり、まちづくりを推進してきました。

第4次東根市総合計画期間中には、県内初の併設型中高一貫校「東桜学館」が開校し、市内外の生徒が、理数科教育、外国語教育などを重点に、学力向上に励んでいます。また、小規模特認校制度の実施や、特色ある学校経営への支援などを行うほか、外国語教育の充実に向けてALTを7人体制にし、全中学校区に配置するなど、教育環境の充実を図っています。

このように、教育による人づくりを積極的に実施してきましたが、本市の持続的な発展のためには、教育を通して人を育て、ここで育った人がやがてこのまちをつくる好循環を生み出す継続した取り組みが必要です。教育の振興が本市の魅力さをさらに高め、さらなる教育環境の充実が本市への移住や定住を後押しします。

コロナ禍においては、学校の臨時休業により、全国的に公教育のオンライン対応の遅れが浮き彫りになりましたが、本市では、オンライン学習システムをいち早く導入し、休業中の児童・生徒の自宅学習を支援してきました。また、GIGAスクール構想^{※1}に基づく児童生徒1人1台パソコンと校内通信ネットワークの整備も令和2年度内に完了し、今後はこれを効果的に活用していきます。

本市では、これまで「知育」「徳育」「体育」に加え、「遊育^{※2}」「食育」「共育^{※3}」を推進してきました。いずれも教育及び子育てにおいて重要な要素であり、ひがしねを担う人づくりのために、引き続きその理念を実践していく必要があります。

また、市民一人ひとりが、それぞれの能力をさまざまな場面で発揮することが、まちの活力を高めることにつながります。地域公民館を核とした、いつでも誰でも学ぶことのできる環境づくりとともに、「まなびあテラス」や「東の杜」などの施設や各機関の連携強化を図りながら、市民の生涯学習・文化活動をさらに推進していく必要があります。

※1 GIGAスクール構想：令和元年秋に文部科学省が提唱した、義務教育を受ける児童生徒のために1人1台の学習用端末と高速ネットワーク環境などを整備する5年間の計画

※2 遊育（ゆういく）：楽しく、自由で、のびのびとした遊びを通して、生きる力（自主性、創造性、社会性など）を育み、将来のひがしねを担う子どもたちの心身のたくましい成長をめざす本市独自の概念。

※3 共育（ともいく）：本市では、独自に、子育て期にある保護者や行政、保育所、学校等の関係機関のみならず、子どもの見守り隊のように地域をはじめ、市民全員で未来のひがしねを担う子どもたちの成長を育む「共に子育てする」の意味を含む概念として用いる。

(9) それぞれの個性を活かした地域づくり

本市の人口を地域別にみると、市域の中央部に人口が集中する一方、周辺部では、ほとんどの地域で人口が減少しています。また、少子高齢化が急速に進んでおり、周辺部における地域の活力低下と、地域コミュニティ機能の低下などが懸念されます。

本市においては、それぞれの地域が、豊かな自然や田園風景、山岳、温泉、清流や湧き水、歴史的な景観、観光資源など、さまざまな魅力にあふれています。持続可能な地域を構築するためには、人口減少と少子高齢化の抑制に向けた取り組みに加えて、それぞれの地域がこうした魅力と特性を活かして活性化を図り、中央部と周辺部など各地域が連携し、お互いに協力し合うことが求められます。

また、都市化や価値観の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄化し、これまで地域が担ってきた自助・共助の機能が低下することが懸念されることから、今後さらに地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

(10) 行政デジタル化の促進

少子高齢化が進行する中、将来にわたって行政サービスを効率的に提供するため、行政のデジタル化が求められています。

コロナ禍において、テレワーク、遠隔診療・遠隔教育などが行われ、さまざまな分野におけるデジタル技術活用の可能性が再認識されました。また、大都市への人口集中や大都市を中心とした社会経済システムに見直しの機運が高まる中、地方のデジタル化を推し進めることによって、地方回帰を促し、地方に活力が生まれることが期待されています。

こうしたことから、あらゆる分野におけるデジタル化が急務となっており、行政のデジタル化を促進し、これを市民生活に波及させていくことが重要です。

今後、市民目線に立って従来の行政事務の見直しを行いながら、行政手続きの簡素化や会議等のオンライン化、行政サービスやさまざまな業務へのICTの活用などを積極的に進めていく必要があります。また、これにあわせて、システム構築をはじめとする環境整備のほか、技術を活用できる人材の育成なども進めていくことが求められます。

新型コロナウイルスにより引き起こされた社会変化への対応

令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症は、人や物が国境を越えて活発に移動するグローバル社会を背景に、短期間で世界中に拡大し、人々の生命と健康を脅かすとともに、社会経済活動を著しく減退させました。現在、検査体制の充実など、特に医療分野においては新型コロナウイルスとの戦いを続けていますが、一日も早い収束に向け、市が主体となるワクチンの住民接種を、医療関係者と連携を図り全力で進めています。

コロナ禍においては、わが国においても、外出自粛要請や緊急事態宣言、新しい生活様式の推奨など、感染拡大を防止するための対応がなされ、人々の日常生活が激変しました。また、経済活動についても、人の移動制限により宿泊・旅行業、飲食等のサービス業、旅客運送業などが経営不振となり、物の移動制限により国外に依存する製造業のサプライチェーンが寸断されるなど、さまざまな分野に深刻な影響を及ぼしました。

当分の間は、「ウィズコロナ」の時代が続くと言われており、引き続き、これまでとは違う日常生活が求められます。さらに、その後の「ポストコロナ」の時代においても、今回の経験を踏まえた、感染リスクへの恒常的な備えが求められ、ビジネス、教育、医療をはじめとしたさまざまな分野において、従来の仕組みを見直し、実践することが必要となります。また同時に、経済状況への深刻な影響が長引くことも予想されます。多くの産業において、雇用を守りながら事業継続を図り、経済再生に取り組んでいく必要があります。

新型コロナウイルスへの対応においては、テレワーク、遠隔診療・遠隔教育などが推進され、あらゆる分野においてデジタル技術の可能性が再認識されました。しかし同時に、わが国におけるデジタル技術の活用が立ち遅れていることが明らかになり、「ウィズコロナ」及び「ポストコロナ」の時代の日常生活及び経済活動を見据えて、デジタル化を加速的に進めることが急務となっています。

また、誰もがさまざまな場面で大きな不安と不便を経験したことは、みんなが分け隔てなく共に生きる社会のあり方を考える契機にもなっており、その社会の実現を目指すためにも、デジタルを前提とした仕組みの再構築が重要になっています。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大において、企業などが集積し、人口密度が高い大都市は、こうした非常時において極めて脆弱であることが露呈しました。これまでは、対面での情報交換の利便性の高さなどにより、多くの企業が大都市に本社機能を集中させ、大学や研究機関なども集まってきましたが、今後は、対面は本当に必要な場合に見直されるとともに、地方回帰を促し、地方創生につなげることが期待されています。

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会のさまざまな課題が顕在化しましたが、その対応は、既成概念にとらわれない「ピンチをチャンスに変える」潮流にもなっています。

新型コロナウイルスへの対応において顕在化した課題やリスク

- 日常生活及び経済活動の根幹をなしてきた人と人の接触、近距離での会話や、国境を越えて人が活発に移動するグローバル社会における感染リスク
- 特定国・地域に依存するサプライチェーンの脆弱さ
- テレワークなど柔軟な働き方への対応の遅れ
- 行政をはじめとするさまざまな分野におけるデジタル化の遅れ
- 人口密度が高い大都市において日常活動を行うことのリスク

など

第3章

まちづくりの将来

第1節

めざす都市像

本市は、各種統計数値に表れているとおり、県内の自治体で最も勢いがあるまちと評価されるまでに成長しました。

また、市民アンケート調査の結果においても、市民の約85%が「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と回答し、第4次総合計画の調査結果と比較して、住みよさに対する評価が高まっています。また、「しあわせつくる 学びと交流のまち」を目指したこれまでの取り組みが功を奏し、住みよさランキング2020（東洋経済新報社）においては、全国で第57位、東北で第2位に躍進しました。

【統計数値に表れる東根市の勢い】

● 県内で唯一の継続した人口の増加

平成22年10月1日…46,414人

平成27年10月1日…47,768人（県内自治体で唯一の人口増加 伸び率2.9%は東北で第8位）

※「国勢調査結果」（総務省）より

※令和2年10月1日住民基本台帳人口は、47,760人

● 合計特殊出生率の上昇

平成20年…1.70

平成21年…1.66

平成30年…1.71（県内13市で第1位）

令和元年…1.56

※「少子化・次世代育成支援対策関係データ集」（山形県）より

● 工業製造品出荷額等の伸び

平成 19 年…4,951 億円
平成 20 年…4,055 億円
平成 29 年…5,346 億円（県内自治体で第 1 位）
平成 30 年…4,721 億円

※「山形県の工業（確報）」（山形県）より

● 1 人あたり市民所得の向上

平成 19 年度…344.0 万円
平成 20 年度…274.4 万円
平成 29 年度…355.6 万円（県内自治体で第 1 位）

※「市町村民経済計算（確報）」（山形県）より

わが国では、少子高齢化を伴う人口減少が進む中、全国各地で想定を超えるような自然災害が頻発し、さらにはコロナ禍を経験したことにより、人々の「安心」への意識が今まで以上に高まっています。特に、地球温暖化をはじめとした環境問題については、私たちが安心して暮らし続けていくための共通の課題になっています。

こうした中で、本市が今後も発展し、人々に選ばれ続けるためには、ゼロカーボンシティの取り組みをはじめとして、人と自然が調和・共生する美しいまちづくりを推し進めていくことが重要になります。

このようなことから、『豊かな環境のまち』を目指します。

また、第 4 次計画で掲げた「学び」は市民の可能性を限りなく高めます。同様に「交流」はまちのにぎわいと活力を高めます。

今期計画においては、こうしたまちづくりを継承しながら、豊かな環境の中で、誰もが魅力を感じ、訪れたい、住んでみたいと支持されるような『みんなが選ぶ 住みよいまち』を目指します。

このようなことから、次の都市像を設定します。

めざす都市像

豊かな環境 みんなが選ぶ 住みよいまち



第2節

めざす市民像

少子高齢化を伴う人口減少時代にあっては、個々の力を結集した「市民力」「地域力」がまちづくりの原動力となり、この力を高めることが大切です。

そのためには、市民一人ひとりが地域社会の未来を『創造する力』を高める必要があります。

また、「ウィズコロナ」及び「ポストコロナ」の時代においては、これまでの固定的観念にとらわれず、多様な価値観を受容することが重要になってきます。

そのためには、『豊かな心』を持って、互いを尊重し信頼し合い、思いやりの心で『支え合うこと』が必要です。

このようなことから、次の市民像を設定します。

めざす市民像

創造し 支え合う 心豊かな市民



国指定特別天然記念物の「東根の大ケヤキ」は、郷土の誇り、シンボルとして、市民に親しまれ、風雪に耐え、大地に力強く根ざし、1,500年以上の時を刻みながら豊かな緑と勇壮な樹形を保ち続けてきました。その姿はまさに、市民と共に歩み、安定した強固な財政基盤、柔軟で効率的な市政運営、広く開かれた市政など、本市のめざすべき行政像そのものです。

このようなことから、次の行政像を設定します。

めざす行政像

大けやき行政



第4章

まちづくりの目標

第1節

まちづくりの目標

めざす本市の姿を具現化するため、下記の目標を掲げます。

(1) みんな元気にいきいき暮らす
健やかで住みよいまち

(2) 自然と環境を未来につなぐ
安全・安心で快適なまち

(3) 力強く魅力いっぱいの
産業と交流のまち

(4) 心豊かな人を育てる
教育と文化のまち

(5) 市民みんなの力でつくる
笑顔輝く協働のまち

第2節

まちづくりの共通理念

まちづくりを進めていくうえでの共通の理念、キーワードを次のように定めます。

協働

○市民、各種団体、企業、NPO法人などと、行政が、それぞれのノウハウや創造力を活かしながら、一体となってまちづくりに取り組む協働

安全
安心

○地震・台風・豪雨・土砂災害・豪雪などのあらゆる災害に耐える強靭さを備えた安全・安心
○感染症、武力攻撃やテロの脅威などに対する安全・安心
○防火、防犯、交通安全などの日常生活における安全・安心

交流

○生活、産業、経済、文化など、まちに活力をもたらすさまざまな交流
○市内各地域における新たな交流を促し、地域の活力を高める交流
○友好都市をはじめとする国内における都市間交流
○海外都市との交流を通して国際性を育てる異文化交流

共生

○地球環境、自然との共生
○年齢、性別、国籍、文化、障がいの有無などに関係なく、共に生き、互いに助け合い、支え合う共生

調和

○人とまち、新しいものと古き良きもの、都市と農村、美しい自然と豊かな環境などが調和しながら、個性と美観を備えた魅力、活力を生み出す調和

第3節

持続可能な開発目標（SDGs）の実現

SDGs の理念は、本計画に掲げるまちづくりの共通理念や目標に共通するものです。また、本市が重点的に取り組む分野は、政府が掲げる SDGs の 8 つの優先課題*と一致します。

本市も国際社会の一員として、世界共通の目標となる SDGs について理解を深め、その視点を踏まえた本計画を推進することによって、SDGs の実現に努めていきます。

* 8 つの優先課題：「SDGs 実施指針」において掲げられた、SDGs のゴールとターゲットのうち日本として特に注力すべき、次の 8 つの課題。

- ① あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- ③ 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ⑤ 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- ⑦ 平和と安全・安心社会の実現

- ② 健康・長寿の達成
- ④ 持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備
- ⑥ 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- ⑧ SDGs 実施推進の体制と手段

第5章

施策の大綱

第1節

みんな元気にいきいき暮らす 健やかで住みよいまち

(1) 子育て環境の充実

子ども・子育て支援を少子化対策の基本施策として位置づけ、本市独自の「遊育（遊びを通して、子どもの自主性、創造性、社会性などの生きる力を育む）」と「共育（地域をはじめ、市民全員で子どもを育てる）」を基本理念に、各種施策を展開します。

子どもの健やかな成長を促し、保護者の子育てと仕事の両立を支えるため、市直営の（仮称）東根こども園や民間保育施設の整備などを進め、保育環境の充実に努めます。また、延長保育や休日保育、障がい児や医療的ケア児の保育、病（後）児保育など、多様な保育の希望にも十分に対応できる体制を整備するとともに、保育の質の向上に取り組みます。

子育て支援の拠点施設である「さくらんぼタントクルセンター」と「ひがしね あそびあランド」を中心として、各地域における子育て支援事業を強化し、子育て支援機能の向上を図ります。また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援や、子育て世代の経済的負担の軽減、子育てしやすい環境づくりなどに取り組み、妊娠・出産・子育てに関する孤独感や負担感、不安を和らげます。

市民、地域、企業、NPO法人、行政などが一体となって子育てを応援し、子育て家庭が安心して生活し、子育てを楽しむことができるよう、みんなで子育てする意識を高めます。

ひとり親家庭や子どもの養育に課題を抱える家庭などに対する支援の充実や、児童の安全確認、虐待の早期発見や未然防止のための体制強化など、特に支援を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実に努めます。子ども・家庭、妊産婦などへの支援にあたって、各部門が一体的にかつ総合的に支援できる体制として、子ども家庭総合支援拠点※の整備を検討します。

少子化が進行する背景に未婚者の増加があることから、結婚支援情報の積極的な周知のほか、地域住民自らによる結婚を後押しする取り組みに対する支援や、関係団体との連携強化を図るなど、結婚希望実現のための環境づくりを進めます。

※子ども家庭総合支援拠点：すべての子どもとその家庭及び妊産婦などに対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問などによる継続的な支援を実施する拠点。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」と連携を図り、実情の把握、情報の共有、相談などへの対応や、虐待が疑われたり、経済的困難を抱えている児童などへの支援、医療機関との連携調整などを行う。

(2) 高齢者福祉の充実

単身高齢者や高齢者のみの世帯などが増え続けている中で、高齢者の孤立や孤独を防ぎ、さまざまな場面において元気にいきいきと活躍できるよう、高齢者の知識や技能などを活かした社会参加や、サロンにおける交流などによる生きがいづくりを推進します。

高齢者の心身の状況に応じた介護予防事業の充実を図り、住み慣れた地域や家庭で暮らし続けられる健康な体づくりに加え、認知症予防を推進します。また、安心して生活を営むことができるよう、日常の見守りや支え合いなど、地域における支援体制や安全で快適な生活環境の充実に努めます。

医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、需要に応じたサービス提供体制を確保するとともに、介護サービスの質の向上を図っていきます。また、今後とも十分なサービスを提供できるように、適正な受益と負担による健全な財政運営に努めます。

高齢者の医療や介護の需要の高まりと認知症高齢者の増加が見込まれることから、地域全体で連携し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を強化します。

(3) 障がい福祉の充実

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いを理解し尊重し合う「共生社会」を実現するため、心のバリアフリーを推進します。

障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい福祉サービスや相談支援の充実とともに、文化・スポーツ分野などにおける交流促進や、関係機関との連携による雇用促進などに努めます。

住み慣れた地域や家庭で、快適な日常生活を営むことができるよう、障がいのある方の状況に応じたさまざまな支援の充実に努めます。

障がい福祉に関する相談体制の強化とともに、関係機関との連携の強化を図り、障がい福祉に関する施設・サービスの充実に努めます。

(4) 地域福祉の推進

年齢や障がいの有無などにかかわらず、お互いを尊重し、支え合い、助け合いながら地域で暮らす「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。

市民一人ひとりの福祉への関心を深め、助け合う心を醸成するとともに、民生委員などの地域福祉を支える人材の安定的な確保に努めます。

社会福祉協議会や、自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉推進員など、それぞれの体制充実と連携強化を図り、地域の力による福祉を推進します。また、災害・緊急時に配慮を必要とする方の避難支援など、地域における支援体制の強化に努めます。

子育てと介護、介護と障がいといった複合的な問題を抱えている人、ひきこもりや何らかの悩みを抱えている人など、さまざまな状況に応じた支援体制の充実に努めます。

ノーマライゼーション^{※1}の意識を高める活動のほか、道路や建築物、広報紙やホームページなどにおけるユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化を促進し、障がい者、高齢者、妊婦など、誰もが快適に生活できる環境整備に努めます。

(5) 健康づくりの充実

市民の健康増進意識を高め、さくらんぼタントクルセンターを拠点とした健康づくり事業や、地域における健康遊具を活用した事業など、一次予防を重視した健康づくりを推進します。また、健康診査・検診の充実と受診率の向上に努め、疾病の早期発見と重症化予防を図ります。さらに、自ら健康づくりに取り組むことの大切さを広く呼びかけるなど、市民の生涯を通じた健康づくりと健康寿命の延伸を図ります。

生涯にわたる健康づくりの基本となる食育を通して、食べ物に対する感謝の心や栄養に関する知識を育てます。あわせて、健康づくりと食の安全・安心に向けて「地産地消」に取り組みます。

関係機関との連携強化、相談体制の充実、啓発などに努め、心の健康づくりと自殺予防対策を強化します。

健康問題とその要因などを的確に把握し、保健、医療、福祉の連携強化を図り、相談指導体制やサービス提供の充実に努めます。

北村山公立病院や民間医療機関との連携を強化し、市内の医療体制の充実を推進します。また、三次医療機関^{※2}などとの連携を推進し、市民がより充実した医療を受けることができる体制の充実に努めます。

新型コロナウイルス感染症について、一日も早い収束に向けて取り組みます。また、引き続き感染症の予防啓発などに努めながら、新たな感染症の発生も想定し、新型コロナウイルス

※1 ノーマライゼーション：社会福祉に関する社会理念の一つで、障がいのある人と障がいのない人とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活と共にすることが本来の望ましい姿であるとする考え方。

※2 三次医療機関：脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷や複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対応する医療機関で、高度医療や先端医療を提供する病院。村山地域においては、山形大学医学部附属病院・県立中央病院。

スへの対応から得られた教訓を踏まえ、こうした危機の中にあっても円滑に対応できるよう、関係機関との連携と体制の強化を図ります。

(6) 適正な社会保障の実施

国民健康保険については、データヘルス計画※に基づく事業を実施しながら、県や他市町村と連携して、財政運営の安定化と持続可能な医療保険制度を推進します。

介護保険については、介護予防や健康寿命アップに寄与する事業の積極的な展開と保険料の適正な納付の取り組みを両輪で実施しながら、健全な財政を維持します。

高齢者医療については、後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、国の制度改正などに的確に対応し、高齢者の医療・福祉の充実に努めます。また、保健事業については、介護予防との一体的な実施を図ります。

国民年金については、制度の適切な運用に向けて、相談業務のほか、周知広報や啓発活動などの充実に努めます。

低所得者福祉（生活保護）については、生活困窮者の自立や生活安定に向けて、東根市社会福祉協議会などの関係機関との連携により、きめ細かに対応します。

※データヘルス計画：診療報酬明細書（レセプト）や健診結果の情報などのデータ分析に基づき、PDCA サイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する取り組み。平成 27 年度からすべての保険者に実施が義務付けられている。

(1) 防災機能の強化と強靱なまちづくりの推進

国や県と連携を図りながら、自然災害を未然に防止する治山、治水、砂防事業などを推進します。

本市にも甚大な被害を及ぼした令和2年7月豪雨災害を教訓に、迅速かつ的確な情報伝達手段を確保し、避難所においては感染症対策を取り入れるとともに、円滑な運営を図ります。また、マニュアルの見直しなどを行い、防災対策を強化します。

洪水ハザードマップにおける浸水区域が広範囲に及ぶことを踏まえ、西部地区に指定避難所となる（仮称）西部防災センターを新たに整備するほか、食糧などの備蓄や防災資機材の確保など、防災体制の充実に努めます。また、災害時に、迅速かつ的確な初動態勢を確立するため、より効果的な防災訓練を実施します。

地域や学校などにおいて、自分の身は自分で守る「自助」と、地域住民が協力してお互いを守る「共助」の意識高揚を図ります。自宅の災害リスクや緊急時における行動の確認など、市民に日頃からの備えを呼びかけるとともに、さまざまな防災知識の普及に努めます。また、自主防災会の機能及び体制の強化に向けた支援の充実に努め、避難行動要支援者などに適切に対応できるよう、地域の共助による支援体制を確立し、地域の防災力向上を図ります。

自然災害以外についても、重大な被害を及ぼす感染症や武力攻撃、テロなどの不測の事態から市民を守るため、総合的な危機管理体制を強化します。

避難所や避難ルートの確認など、日常の備えの徹底を図るとともに、災害情報や避難行動に関する情報を迅速かつ正確に伝達するため、情報伝達手段の充実に努めます。

(2) 消防機能の強化

複雑化・多様化するさまざまな災害に、迅速かつ適切に対応できるよう、人材の育成と確保を図り、消火栓、防火水槽などの消防水利をはじめ、資機材の計画的な整備、更新を進めます。また、火災予防対策の促進や消防団員の確保のほか、自主防災会及び自衛消防組織[※]の育成指導などを通じて、消防体制の充実に努めます。

多様化・高度化する救急・救助要請に的確に対応するため、即応体制の充実に努めるとともに、職員のスキルアップ、応急手当の普及啓発活動の推進などにより、救命率の向上に努めます。

[※]自衛消防組織：一定規模を有する防火対象物内の事業所の従業員により構成された自衛の消防組織。消防法に基づき、管理権原者に設置が義務付けられている。

(3) 生活安全の確保

市民の交通安全意識の高揚と交通安全マナーの向上を図ります。また、信号機、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備や、歩道の設置、交差点、狭幅員の改良などを推進するとともに、通学路などにおける一層の安全確保に努めます。

市民の防犯意識を高めるとともに、防犯連絡員や子どもの見守り隊などの協力体制強化など、地域における自主的な防犯活動を推進します。また、防犯灯をはじめとする施設整備などを推進し、犯罪が起りにくい環境づくりを進めます。

地域や警察などの関係団体と連携し、意識啓発や防犯体制の充実に努めるなど、子どもや女性への声かけ事案や、高齢者を狙った特殊詐欺、悪質商法などの被害の未然防止に向けた取り組みを強化します。

市民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、適切な情報提供を行うとともに、消費者教育の充実に努めます。

都市化が進み、事件や事故の割合がますます増加することが懸念される中、市民が安全・安心な生活を営むことができるよう、「東根警察署」の設置実現を目指します。

(4) 環境保全の推進

大幅な気候変動をもたらし、大規模災害の原因となっている地球温暖化などの環境問題については、一人ひとりが自らの課題としてとらえ、環境に配慮した行動をとることが大切です。本市はこれまで、環境 ISO14001 認証取得をはじめ、家庭版・学校版 ISO、防犯灯の LED 化、レジ袋有料化など、家庭、学校、地域、事業者、行政などが一体となって環境保全に取り組んできました。今後とも、環境教育を推進しながら、他自治体に先駆けた取り組みを一体となって進めます。

本市は、令和 2 年に 2050 年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、これを県全体の取り組みとすることを呼びかけました。今後、「ゼロカーボンシティ」に向け、再生可能エネルギーの推進などによる温室効果ガスの排出抑制及びこれを吸収する森林の保全などに取り組んでいきます。

ごみの発生抑制や食品ロスの削減、廃棄物の適正処理に努めるとともに、再資源化などの取り組みを促進し、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

自然環境の保全に向けた活動や、身近な里山や公園などを活用し、自然と緑に親しむ活動を推進します。また、豊かな自然資源を、交流、学習、イベント、憩いの場として活用し、人と自然が調和したまちづくりを進めます。

環境美化活動の促進を図るとともに、環境公害や不法投棄の防止、良好な環境衛生の保持

に取り組み、快適な生活環境の保全に努めます。

下水道の利用促進又は合併処理浄化槽の設置及び適正管理により、生活排水による土壌や地下水などへの環境負荷を軽減します。

(5) 都市景観の形成

自然と調和し、歴史、文化的資源を活用したまち並みづくりを進め、緑豊かでうるおいとやすらぎのある、東根らしい風格のある景観を創出します。

また、歴史的まち並みや自然景観など、次世代に継承すべき景観の保全に努めながら、交流や魅力あるまちづくりに活用します。

景観形成に関する意識の高揚を図り、市民の理解と協力を得ながら、各種計画や制度に基づき、協働によるまち並みづくりを推進します。

(6) 都市基盤の整備

関係法令、各種計画に基づく土地利用を進め、市域の秩序ある開発を促すとともに、公共施設等の計画的な配置などにより、市街地形成を計画的に誘導します。

また、良好な宅地の供給や空き家の適正管理の推進などにより、魅力ある市街地の形成に努めます。

国道48号については、事前通行規制区間のバイパス化の実現を目指し、将来的には地域高規格道路として位置付けられるよう、重点的に取り組みます。また、東北中央自動車道の令和4年までの東根北IC以北開通に向け、県と連携を強化し、高速道路に接続する幹線道路の整備を進めていきます。

市民生活に身近な道路などについても、利便性・安全性・快適性の向上に向けて整備を進め、総合的な道路網の構築を推進します。

道路や橋りょうの修繕等については、予防保全型管理の視点で計画的に行い、長寿命化を進めます。

住宅に関しては、用途地域へ民間開発を誘導するほか、住宅の新築・増改築などへの支援や空き家の流通・利活用を促進するとともに、東根市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の居住環境の向上などに努めます。

また、うるおいとやすらぎの空間、子育て、遊育を実践し交流する空間、防災機能を担う場所として、身近な公園の整備や遊具などの計画的な改修・更新に努めます。

河川については、令和2年7月豪雨災害による教訓を踏まえて、関係機関と連携を図り、洪水被害対策及び流域治水を推進していきます。また、治水・利水機能に十分配慮しながら、

親水空間の整備を推進します。内水被害の発生を抑制するため、道路等の雨水排水処理機能を強化します。

道路や公共施設の除雪体制を強化し、市民、地域の理解と協力のもと、きめ細かな除排雪に取り組みます。

都市基盤の整備においては、ユニバーサルデザインのまちづくりとして、段差のない歩道整備など、バリアフリー化に努めます。あわせて、災害時にもその機能が維持されるよう、耐震化を進めるなど、強靱化を図ります。

(7) 公共交通の充実

山形空港については、路線のさらなる充実と利便性の向上に向けた取り組みを進めます。また、山形空港が所在する優位性を活かした国内外の都市との交流を推進します。

民間事業者が運営する鉄道や路線バスの利便性向上を働きかけるとともに、市民バスの効果的な運行やデマンド型乗合タクシー導入など、公共交通空白地域の解消と地域の実情に合わせた公共交通の充実に努めます。

高齢化や核家族化の進行など社会の動向を踏まえ、公共交通ネットワークの構築などにより、市民生活における利便性の確保に努めます。

(8) 上下水道の整備

水道事業については、施設の計画的・継続的な更新を行いながら、安全・安心な水道水を安定的に供給します。また、大幅な気候変動によって予期せぬ災害が頻発していることを踏まえ、水源地などにおける上水道施設・工業用水道施設の浸水対策を推進します。

下水道事業については、施設の計画的・継続的な更新を行いながら、下水道事業認可計画に基づき、未整備区域の整備を進めるとともに、公共下水道における水洗化率の向上を推進します。また、内水被害の発生を抑制するため、雨水幹線の整備を促進します。

水道・下水道事業について、長期的な展望のもとに財政状況を分析し、効率的な公営企業の運営を行い、健全で持続可能な経営を図ります。

(1) 交流の促進

「果樹王国ひがしね」の魅力を活かした交流を推進します。また、市内各地域において、それぞれの自然、歴史、文化などの地域資源や特色を活かした活動を推進し、市内外に発信することにより、都市間交流など、多様な交流を促進します。

観光や買い物などで本市を訪れる人の増加を図り、特産品の消費拡大につながる好循環を生み出すため、交流及び情報発信の拠点として大森山周辺に「道の駅」を整備し、にぎわいの創出を図ります。

友好都市や仙台圏との交流など、広域的な交流を推進し、関係人口[※]の拡大を図ります。仙台圏との交流においては、「人・もの・経済・情報」をはじめとする、さまざまな分野において、優れたアクセス性を活かした広域的な交流に視点を置いた施策を展開します。

国際交流関係団体と連携しながら、海外都市との交流や在住外国人との交流機会の拡大に努め、国際性豊かな市民を育成します。また、海外姉妹都市提携に向けた取り組みを積極的に展開します。

行政情報や地域情報などを在住外国人や訪日外国人に分かりやすく提供できる環境づくりを促進します。また、相談体制の充実などに努め、外国人が安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指します。

(2) 農林業の振興

農業生産基盤の整備と適正な維持管理を進めるとともに、農業と農村集落を将来にわたって維持できるよう、今後の方向性を検討します。また、優良農地を守る施策を積極的に展開するとともに、耕作放棄地の発生防止及び解消に向けた取り組みを促進します。

農業従事者等の減少傾向と高齢化を踏まえ、新規就農等に対する支援策などを積極的に展開し、後継者の確保につなげます。また、技術や経営に関する助言、指導體制の充実により人材育成に努め、先進技術の導入や法人化、規模拡大などを推進します。

6次産業化による高付加価値化などにより収益性を高めるとともに、担い手が地域で活躍しやすい環境づくりなどを進め、農業の職業としての魅力向上に努めます。

本市農産物の高いブランド力を活用するとともに、農産物・特産品の直売機能を備えた観光農業拠点施設の充実や、インターネット上の市場の活用など、消費者ニーズを意識した生産流通対策を推進します。また、引き続き、地産地消、有害鳥獣対策、環境に配慮した農業を推進するほか、農村の多面的な機能の維持、住みよい農村環境と活性化に努めます。

※関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

森林の有する水源のかん養機能や災害防止機能を維持するため、関係機関と連携しながら、適正な森林保全に努めます。

(3) 商工業の振興

地域の特性を活かしながら、買い物と観光・散策が楽しめる商店街の雰囲気づくりや、高齢者、障がい者、外国人などが利用しやすい環境づくりを進め、魅力ある商店街の形成に努めます。また、空き店舗の積極的な活用を推進します。

融資制度や相談体制の充実、経営の近代化を推進するなど、商工業経営の基盤強化と安定化を図ります。また、優れた人材の育成を進めるとともに、労働力の確保対策を強化します。

伝統ある地場産業と地元製品のPRや活用、地元ならではのオリジナリティあふれる商品の開発を推進し、地場産業の振興を図ります。

企業動向の情報収集や各種制度の周知・活用を進めるほか、県や大学、公的研究機関、金融機関等、産学官金の異業種間における交流・連携を推進し、市内企業における新技術・新製品の研究開発、技術者の養成、設備の近代化を支援します。また、新型コロナウイルス感染拡大によって落ち込んだ経済活動の回復に向けた支援や、コロナ禍において重要性が明らかになったテレワークの推進など、市内企業の成長を後押しします。

活発な企業間交流による取引拡大や製品のブランド力向上を支援するとともに、物流の活性化に向けた環境づくりを進めます。

若年層をはじめとする幅広い年齢層を対象に創業の機運を高めるとともに、コワーキングスペースなどを活用しながら、新規創業に向けて起業家の育成を図ります。

恵まれた地理的条件と充実した高速交通網などの強みを生かし、企業の進出を促します。

(4) 雇用・労働環境の充実

職業訓練の機能を強化し、雇用と就労のマッチングに努め、雇用機会の拡大を図ります。また、UIJターンの推進と受入体制の充実、中学生向け職業体験の開催、奨学金の返還支援などにより、特に若年層の地元定着を推進します。

障がい者や高齢者、女性など、誰もが活躍できる職場環境づくりを推進します。また、新たな制度による外国人労働者の受入拡大を踏まえ、受入体制の整備を検討するなど、外国人労働者も含めた、誰もが働きやすい環境の充実に努めていきます。

ワーク・ライフ・バランスの実現、子育てと仕事の両立に向けた環境づくりなどの普及・啓発に努めます。また、労働者が健康で豊かに暮らすことができるよう、労働者福祉の充実を図ります。

(5) 観光の振興

「果樹王国ひがしね」を活かした観光地づくりを進めます。観光情報のほか東根産の特産物など、本市の魅力国内外に向けて積極的に発信するとともに、新たに整備する「道の駅」におけるインフォメーション機能の充実を図ります。また、市内の観光地などを組み合わせ、連携を図ることによって魅力を高めるため、ICTの活用を推進するとともに二次交通の充実に努めます。

さくらんぼ種飛ばし大会、果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会、ひがしね祭、た〜んとほおバルフェスタ、ひがしねウィンターフェスティバルなどの各種イベントについて、企画内容の一層の充実を図り、四季折々のさらなるにぎわいを創出します。

県や近隣市町村と連携し、広域観光を推進します。誘客の拡大に向け、多様化するニーズに沿ったプランの構築やきめ細かなサービスの提供、インバウンドに対応した多言語による情報発信、受入体制整備などに努めます。

また、さくらんぼ東根温泉の振興のほか、観光農業の推進、歴史と文化を活かしたまち並みづくり、地域資源の活用などを図りながら、市民一人ひとりのおもてなしの心を醸成し、観光全般における魅力を高めます。

観光の場として、また、都市との交流、親子などの交流の場として、農村での暮らし、風景や豊かな自然の活用を推進します。

今後課題となることが想定される新型コロナウイルス感染症によるさまざまな影響に対して的確に対応していきます。

(6) ひがしねブランドの発信

GI「東根さくらんぼ」を軸にした「果樹王国ひがしねブランド」の確立を図り、国内外でのトップセールスや品評会の開催、各種イベント等を通し、その魅力を広く発信します。また、さくらんぼ以外のさまざまな高品質の農産物についてもブランド力の強化に努めるほか、海外における販路拡大や、これを契機とした誘客拡大に向けた施策を展開します。さらに、各種イベントにおける魅力の発信など、ブランド戦略を強力に推進します。

農業の6次産業化をはじめとして、高付加価値化につながる施策を展開するとともに、「ふるさと納税」などの制度を活用することにより、ブランド力の強化を図ります。

(1) 幼児教育・学校教育の充実

未来のひがしねを担う心豊かでたくましい人材を育成するため、学びの基礎と応用力、健全な心と身体、変化する社会に対応できる力、郷土を愛し地域に貢献する心を育む教育を推進します。また、共生社会、国際化、超スマート社会など、社会情勢を踏まえた教育、グローバルな人材育成に向けたALTの活用など、外国語教育の充実に努めます。

子どもと向き合い、不登校、いじめの未然防止と早期発見、友人関係の悩みなどに対する相談体制の充実に努めます。また、教職員の対応力、資質向上を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

一貫した指導や支援を行うため、幼児教育・保育施設と小学校、小学校と中学校など、関係機関のさらなる連携に努めます。「遊育」や「共育」の推進のため、家庭、地域、関係機関との連携を強化します。

小規模特認校については、地域と連携した運営やアフタースクールなどの地域と一体となった活動が、地域活性化にも大きく寄与していることから、今後とも連携を強化し、活動を支援していきます。

GIGAスクール構想に基づいて、整備を促進してきた、ICT環境を効果的に活用し、子どもたちの確かな学力を育成します。学校施設については、予防保全型管理の視点による計画的な改修等を行い長寿命化を図るとともに、バリアフリー化を促進します。また、新規宅地分譲などによる児童生徒数の増加や、少子化による今後の児童生徒数の動向を見据え、学校施設の増築や改修を検討するなど、教育環境の整備充実に努めます。

特別支援教育については、相談体制や教育環境の充実に努めるほか、教員の指導力や関係機関との連携強化を図ります。

学校給食については、安全・安心を基本として地元産食材の積極的な活用を図りながら充実に努め、食品ロスの削減など、「食育」の推進を図ります。

県内初の中高一貫校である、県立東桜学館中学校・高等学校と、さまざまな場面で連携し、教育の魅力向上と地域の活性化を推進します。

(2) 生涯学習の充実

地域に根ざした生涯学習活動を推進します。幼児期から高齢期までのライフステージに応じた学習活動を促進し、自主的学習活動への支援充実に努めます。

幅広い年代からのニーズの多様化に対応し、市民のニーズを踏まえた生涯学習事業を展開するとともに、各種講座などの充実を図ります。地域公民館、まなびあテラス、東の杜の事業充実と魅力向上を図るとともに、それぞれの強みと特性を活かしながら連携を図り、市民の多様な生涯学習ニーズに対応していきます。

社会教育施設については、予防保全型管理の視点により計画的な改修等を行い、長寿命化を図るとともに、バリアフリー化を促進します。また、まなびあテラスにおける図書館、美術館、市民活動支援センターのさらなる機能充実を図るなど、生涯学習推進に向けた環境整備を進めます。

「青少年は地域で育む」という視点に立って、交流の場の拡大や文化・スポーツ活動などを推進します。また、情報モラルなどに関する学習機会の拡充や社会参加の促進、居場所づくり、気軽に相談できる環境づくりを進めるなど、青少年の健全育成活動を展開します。

地域コミュニティの意識を高め、地域社会の将来を担う人材を育成するため、郷土愛を育て、家族の絆や地域住民同士のつながりを深める活動を促進します。

(3) 芸術・文化の振興

芸術・文化の拠点であるまなびあテラスと東の杜を中心として、それぞれの特性を十分に活かし、市民の芸術・文化活動を推進します。また、それぞれが相互に補完し合いながら、効果的に施設を活用し、優れた芸術・多様な文化に触れる機会と、市民がその活動を発表する機会の創出に努めます。

東の杜については、国際交流の拡大を見据えて、和の文化の拠点として発信し、その特長を生かした多様な活動を支援します。

芸術・文化に関する団体やサークルとの連携強化を図るとともに、自主的な活動を支援します。また、地区文化祭など、地域における芸術・文化活動を推進します。

(4) スポーツの振興

市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、学校、地域、団体との連携による啓発や、マイスポーツひがしねをはじめとする各団体の活動への支援を通して、生涯スポーツの振興を図ります。また、幼児、高齢者、障がい者など、誰もがスポーツに参加しやすい環境づくりを進めます。

あわせて、指導体制の充実、指導力の強化などに努めるとともに、各種スポーツ大会の誘致を図るなど、競技スポーツの振興を図ります。

市民体育館及び中央運動公園をスポーツ振興の拠点とし、魅力ある事業を展開します。また、大森山公園内にクロスカントリーコースを整備し、市民体育館、グラウンド・ゴルフ、パークゴルフ場のほか、ひがしね あそびあランドなどと連携し、本市のスポーツ環境及び魅力の向上を図ります。これらの体育施設については、予防保全型管理の視点により計画的な改修等を行い、長寿命化を図るとともにバリアフリー化を促進します。

(5) 文化財・伝統芸能・伝承文化の保護継承

国指定特別天然記念物の「東根の大ケヤキ」をはじめとする文化財や伝統芸能、伝承文化について、保存団体等への支援などを行い保護継承に努めます。

また、これらについては、歴史的景観と共に、市民共通の宝、「ひがしね」を象徴するものとしてより一層価値を高め、まちづくりに活かしていきます。

郷土の歴史を後世に伝えていくため、歴史及び郷土に関する資料を適切に保存し、有効活用を努めます。

(1) 協働のまちづくり

市民みんなが参加するまちづくりを推進するため、各種審議会への市民参画を促進します。また、まちづくりに関する意見公募などの機会拡充により、市民の意見や提言を各種計画などに積極的に取り入れ、市民の市政への参画を促進します。

協働のまちづくりについて積極的に周知を行いながら、自主的活動を行う人材や団体の育成に向けた支援充実に努め、市民と行政の協働のまちづくりを推進します。

各種団体、NPO 法人などとの連携やそれぞれのネットワーク化を促進するほか、まなびあてラスの市民活動支援センターを積極的に活用するなど、協働のまちづくり推進のための体制づくりを進めます。

(2) 地域力の向上

地域における生活の利便性を確保するとともに活性化を図るため、身近な生活道路の整備や利便性の高い公共交通の導入などを推進するほか、集会施設の整備など、地域力向上のための基盤整備を進めます。

今後さらに、「ともに築く地域未来創造事業」の充実を図るとともに、各地域公民館が実施する地域住民による地域づくり活動を支援します。

地域が抱える課題解消に向けた取り組みや地域の特色を活かした地域づくり活動などを推進し、地域住民のコミュニティ意識の高揚を図り、地域力の向上につなげます。令和2年7月豪雨災害において地域力の重要性が改めて認識されたことから、特に防災に関する取り組みについては、重点的な支援を実施します。また、自治会未加入者に対し、コミュニティの基礎である自治会への加入を促進するとともに、地域活動の担い手となる人材の確保と育成を図ります。

市民みんなで地域社会の活性化を図る取り組みを強化するため、地域づくり活動への支援の充実について検討していきます。

(3) 移住・定住の促進

地域の活力を維持するための基本となる人口の維持を図るため、市外に向けて、本市及び地域のさまざまな魅力を積極的に PR し、移住・定住を促進します。

移住・定住希望者に向けて、移住や暮らしに関する情報提供と、気軽に相談できる体制を

構築するとともに、各種支援制度を検討するなど、受入環境の充実に努めます。

国道48号や高速道路・周辺道路の整備、周辺環境の充実などを見据えながら、移住・定住の誘導を検討します。また、市外在住者が本市との関わりを持つ多様な機会を創出することによって関係人口を拡大し、これを移住・定住につなげる仕組みづくりを推進するなど、人口増加に向けたさまざまな施策を展開します。

(4) 人権の尊重と男女共同参画の推進

市民一人ひとりが人権意識を高め、互いの多様性と個性を認め合い、尊重していくため、人権擁護委員や関係機関などと連携した啓発活動や、若い世代からの人権教育の充実などに努めます。また、SNSでの誹謗・中傷や、性的マイノリティへの理解など、新たな課題にも対応していきます。

男女の固定的な役割分担意識の解消などに関する学習機会の提供や情報発信などに努め、男女共同参画意識の醸成を図ります。また、あらゆる分野、場面において、誰もが自分の能力を十分に発揮し活躍できる社会・環境づくりを進めるとともに、男女共同参画に関する情報提供と相談・支援などに努め、男女共同参画社会の実現を目指します。

(1) 大げやき行政の推進

市民とともに自主性・自律性に富んだ市政を展開します。

広報広聴活動の充実に努め、透明性の高い市政を推進するとともに、市民の声を反映した市民目線での行政運営を進めます。

財政状況については、今後、少子高齢化と人口減少によって税収が減少する一方で、社会保障費の増加、老朽化した公共施設などの維持管理や更新に要する費用の増大が見込まれます。

そのため、不断の行財政改革を実施しながら、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を図ります。特に公共施設等については、予防保全型の維持管理を実施し、長寿命化を図るとともに、財政負担の平準化と費用の縮減を図る手法を検討します。

市の組織運営については、計画的な職員の定員管理を基本に、短期間で集中的に対応しなければならない新たな行政需要が生じた際には、組織体制を随時検討し職員を適正に配置します。また、効果的な研修による資質向上や、能力を発揮しやすい職場づくりなどを進めながら、市職員自らの積極的な政策提案を促します。

常に市民目線に立って行政事務の見直しを行います。特に「書面主義・押印原則・対面主義」の見直しに重点的に取り組み、市民サービスの向上とともに事務処理の効率化を図ります。また、新型コロナウイルス感染症への対応において、デジタル技術の可能性が再認識されたことから、市民・行政・地域のあらゆる分野におけるデジタル変革（デジタル技術を活用した社会変革）を進めます。

(2) 広域行政・国県との連携

山形市と周辺市町で構成する「山形連携中枢都市圏」において、効果的かつ効率的な連携事業を展開します。また、既存の一部事務組合などについてもより一層連携強化を図ります。

こうした広域組織以外についても、広域連携による相乗効果やスケールメリットが期待できる分野については、周辺市町村との連携を検討します。

地方創生の実現のため、国・県との役割分担のもと、緊密な連携、協力を推進します。また、本市の課題を解消し、地方分権を進めるための制度見直しや財政支援など、国・県に対する要望の強化を図ります。

● 持続可能な開発目標(SDGs)と各施策の関連性

本計画に掲げる各施策と SDGsの17のゴールの関連性を整理すると、以下のとおりとなります。(アイコンはP17参照)



	1 貧困	2 飢餓	3 健康	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 経済成長と雇用	9 インフラ・産業化・イノベーション	10 不平等	11 持続可能な都市	12 持続可能な生産と消費	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和	17 実施手段	
第1章 みんな元気にいきいき暮らす 健やかで住みよいまち																		
(1) 子育て環境の充実	●	●	●	●	●			●		●							●	●
(2) 高齢者福祉の充実			●					●		●							●	●
(3) 障がい福祉の充実	●		●	●				●		●							●	●
(4) 地域福祉の推進	●	●	●	●	●			●		●	●		●				●	●
(5) 健康づくりの充実		●	●		●						●	●					●	●
(6) 適正な社会保障の実施	●	●	●					●		●	●						●	
第2章 自然と環境を未来につなぐ 安全・安心で快適なまち																		
(1) 防災機能の強化と強靱なまちづくりの推進	●				●						●		●					●
(2) 消防機能の強化	●				●						●		●					●
(3) 生活安全の確保			●	●							●						●	●
(4) 環境保全の推進			●			●	●				●	●	●	●	●	●		●
(5) 都市景観の形成						●					●	●					●	●
(6) 都市基盤の整備	●		●			●			●		●		●		●			●
(7) 公共交通の充実			●				●		●	●	●							●
(8) 上下水道の整備	●		●			●			●	●	●		●	●				●
第3章 力強く魅力いっぱいの 産業と交流のまち																		
(1) 交流の促進								●										●
(2) 農林業の振興		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●
(3) 商工業の振興				●	●			●	●	●	●							●
(4) 雇用・労働環境の充実	●		●	●	●			●		●								●
(5) 観光の振興								●			●	●					●	●
(6) ひがしねブランドの発信		●						●	●								●	●
第4章 心豊かな人を育てる 教育と文化のまち																		
(1) 幼児教育・学校教育の充実	●	●	●	●	●					●							●	●
(2) 生涯学習の充実				●														●
(3) 芸術・文化の振興				●														●
(4) スポーツの振興			●	●														●
(5) 文化財・伝統芸能・伝承文化の保護継承				●							●				●			●
第5章 市民みんなの力でつくる 笑顔輝く協働のまち																		
(1) 協働のまちづくり					●					●	●							●
(2) 地域力の向上					●					●	●							●
(3) 移住・定住の促進										●								●
(4) 人権の尊重と男女共同参画の推進	●		●	●	●			●		●							●	●
第6章 計画推進のために																		
(1) 大げやき行政の推進					●			●	●	●	●	●					●	●
(2) 広域行政・国県との連携			●	●		●		●	●	●	●				●			●

第6章

主要プロジェクト

まちづくりの目標を達成し、めざす将来像を実現するため、特に重点的かつ横断的に対応すべき推進施策をまとめ、主要プロジェクトとして掲げます。

本計画においては、これを「輝きあふれる東根創生プロジェクト 8」と名付け、重点的に取り組んでいきます。

輝きあふれる東根創生プロジェクト 8

- 1 災害に強いまち推進 プロジェクト
- 2 ゼロカーボンシティ推進 プロジェクト
- 3 交通ネットワーク促進 プロジェクト
- 4 交流のまち推進 プロジェクト
- 5 教育環境向上 プロジェクト
- 6 子育て環境向上 プロジェクト
- 7 ひがしねブランド発信 プロジェクト
- 8 デジタル戦略推進 プロジェクト



プロジェクト1

災害に強いまち推進 プロジェクト

災害が少ないと言われてきた本市においても、令和2年7月の記録的な豪雨により白水川の堤防が決壊し、浸水被害が発生しており、防災・減災体制の強化が求められています。

洪水ハザードマップの浸水区域が広範囲に及んでいる西部地区における指定避難所の確保をはじめとして、災害に強いまちづくりに重点的に取り組みます。

- (仮称) 西部防災センターの整備
- 情報を迅速、正確に伝えるための有効な手段の導入促進
- 感染症対策の導入促進など、避難所内環境の向上
- 公共下水道の雨水幹線や市道の雨水排水対策など、雨水対策施設の整備促進
- 地域防災力の向上

プロジェクト2

ゼロカーボンシティ推進 プロジェクト

近年、地球温暖化が原因とされる記録的な豪雨が頻発し、甚大な被害をもたらしています。また、毎年のように猛暑を記録するなど、環境問題は、地球規模で深刻化しています。

本市はこれまで、環境 ISO14001 の認証取得をはじめとして、家庭、学校、地域、事業者、行政などが一体となって環境問題に取り組んできました。また、令和2年1月には、県内で初めて、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を表明しています。

今後も地球温暖化をはじめとする環境問題に率先して取り組み、「環境先進都市ひがしね」の確立を目指します。

- 市民・事業者・地域と連携したゼロカーボンシティの実現に向けた事業の推進
- 環境 ISO14001 事業（地域版・家庭版・学校版環境 ISO）の推進
- 環境負荷の少ない移動手段の導入促進
- 再生可能エネルギー設備の導入促進
- 公共空間の緑化推進
- 公共施設等の ZEB[※]化促進
- みらい環境創造基金の活用によるゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくり

※ ZEB：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で「ゼブ」という。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物。

プロジェクト3

交通ネットワーク促進 プロジェクト

まちに魅力と活力、にぎわいを創出するためには、都市基盤の充実が必要です。特に、道路網の充実、物流の促進と交流の拡大、そして住みよいまちづくりに大きく寄与します。

百万都市仙台圏との交流拡大に大きな役割を果たす、国道48号のバイパス化をはじめとして、交通ネットワークの整備促進を図ります。

- 国道48号のバイパス化及び地域高規格道路としての整備促進
- 幹線道路の整備促進
 - ・ 国道287号（国道13号～谷地橋）の4車線化の促進
 - ・ 高速道路に接続する幹線道路の整備促進

プロジェクト4

交流のまち推進 プロジェクト

本市は、利便性の高い高速交通網を擁し、日本一のさくらんぼをはじめとする新鮮なくだもの、温泉やスキー場などの魅力的な地域資源を求めて、市内外から多くの人が集まり、活発な交流が行われています。

特に大森山周辺については、近年、「ひがしね あそびあランド」や「よってけポポラ」が人気を博し、多くの人々で賑わっています。今後、さらなる交流の拡大につなげるため、このエリアに「道の駅」を整備するなど、交流拠点機能の強化を図ります。

また、多様な場面でグローバル化が進む中で、本市がさらに発展していくためには、国際交流を促進する必要があります。ドイツのインゲルハイム アム ライン市との交流を中心として、国際性豊かな市民の育成を図るとともに、市民の国際交流の機会を拡大し、異文化交流を推進します。

- 大森山周辺の交流拠点機能の強化
 - ・ 交流及び情報発信の拠点となる「道の駅」の整備
 - ・ 「(仮称) 大森山公園クロスカントリーコース」の整備
 - ・ 周辺の施設間の連携強化、市内の魅力ある場所や施設との連携強化

- 国際交流の促進
 - ・ グローバル化に対応した環境づくり、人材育成の促進
 - ・ 国際理解の推進、外国人も暮らしやすいまちづくり
 - ・ ドイツのインゲルハイム アム ライン市との交流促進、海外姉妹都市提携の実現

プロジェクト5

教育環境向上 プロジェクト

本市はこれまで、県内初の併設型中高一貫校、県立東桜学館中学校・高等学校の誘致実現、小規模特認校制度の実施、ALT の重点配置による外国語教育の充実のほか、令和2年度にGIGA スクール構想に基づく児童生徒1人1台パソコンと校内通信ネットワークの整備を完了するなど、教育環境の充実に努めてきました。

本市の持続的発展のためには、教育を通して人を育て、ここで育った人がこのまちをつくるという好循環を生み出すことが必要です。本市の将来をたくましく担う人づくりに向けて、教育によるまちづくりの基本となる環境のさらなる充実に努めます。

- 神町中学校（増築）の整備による教育環境の向上
- 特別教室など小中学校の全ての学びの空間における空調設備の整備
- ICT 環境の整備及び効果的な活用促進
- 確かな学力とともに、変化する社会に対応する力を育む教育の質の向上

プロジェクト6

子育て環境向上 プロジェクト

少子化に歯止めをかけるには、子どもを安心して生み育て、健全な成長を育む環境づくりが重要となります。

喫緊の課題である就学前児童の保育需要に対応した（仮称）東根こども園の整備をはじめとして、多様な子育て支援のニーズへの対応など、引き続き、きめ細かな子育て支援施策に重点的に取り組み、子育て環境のさらなる充実を図ります。

- （仮称）東根こども園の整備、さくらんぼ保育所の移転改築
- 障がい児保育や医療的ケア児保育など、多様な保育の希望に対応できる体制づくり
- 地域において気軽に遊び、交流できる身近な場所づくり
- 子ども家庭総合支援拠点の整備検討

プロジェクト7

ひがしねブランド発信 プロジェクト

本市は、平成6年に「果樹王国ひがしね宣言」をしてから、本市の知名度とブランド力向上を図るため、さまざまな施策に取り組んできました。近年は、全国、そして海外から1万2,000人を超える参加者が集まる、果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会の開催や、「東根さくらんぼ」が地理的表示（GI）保護制度に登録されたことなどにより、高品質のブランドイメージが広く浸透しています。

今後も本市のさらなる発展のために、「ひがしねブランド」を積極的に発信していきます。あわせて、農業における大きな課題である後継者不足、耕作放棄地の増加などの対策に重点的に取り組みます。

- 果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会のさらなるグレードアップ
- GI「東根さくらんぼ」の発信と活用促進
- 農産物の海外販路の拡大に向けた取り組み強化
- 農業後継者・担い手の確保と育成促進、耕作放棄地の解消

プロジェクト8

デジタル戦略推進 プロジェクト

新型コロナウイルス感染症への対応において、あらゆる分野におけるデジタル技術の可能性が再認識されました。「ウィズコロナ」及び「ポストコロナ」の時代においては、デジタル技術の積極的な活用が、市民サービスの利便性向上や行政運営の効率化のほか、社会のさまざまな課題の解決に必要なものになっていくことが考えられます。

まずは行政自らが、市民目線に立ってデジタル化を促進していく必要があることから、総合的な戦略を策定し、多様な取り組みを進めていきます。

- デジタル技術を活用した社会変革を総合的に推進するための戦略策定
- 市民サービスのデジタル変革の推進
 - ・ 行政手続きのオンライン化の促進、マイナンバーカードの普及促進
 - ・ 行政情報の発信におけるデジタル技術の活用
- 行政デジタル変革の推進
 - ・ 書面主義・押印原則・対面主義など、制度・慣行・意識の見直し
 - ・ 研修の充実や民間の専門人材の活用などによる人材の育成
 - ・ 標準仕様に基づく基幹システムの速やかな導入
 - ・ AI や RPA など、デジタル技術の活用による業務効率化の推進
 - ・ 教育分野における ICT 環境の充実
- 地域デジタル変革の推進
 - ・ 各産業分野における AI、RPA など先端技術の導入に向けた支援検討
 - ・ 企業などにおけるテレワークの推進

第7章

主要指標 ～めざす将来の姿～

(1) 定住人口

本市の定住人口は、昭和52年から増加し続け、平成27年（2015年）の国勢調査では47,768人となっています。令和2年（2020年）には自然増減数（出生数と死亡数の差）のマイナス幅の拡大に伴い47,760人※となっていますが、全国的に人口減少が進む中で人口を維持していることは、本市の勢いを表しています。これは農工一体のまちづくりや土地区画整理事業、子育て支援の充実や教育によるまちづくりなど、さまざまな施策を展開してきた成果です。

国立社会保障・人口問題研究所の推計実績ベース（同推計を令和2年人口で補正したものの）では、本市の人口は、令和12年（2030年）に47,306人、令和42年（2060年）には39,467人になると予測されています。しかしながら、これまでの本市の歩みが示すとおり、今後も魅力あふれるさまざまな施策を展開していくことで、本計画期間は一定規模の人口を維持し、その後も減少幅を抑制していくことが可能と考えます。

このようなことから、各施策の効果を見込み、令和12年（2030年）の人口を47,500人とする目標を掲げます。また、長期的には令和42年（2060年）の人口44,000人以上を目指します。

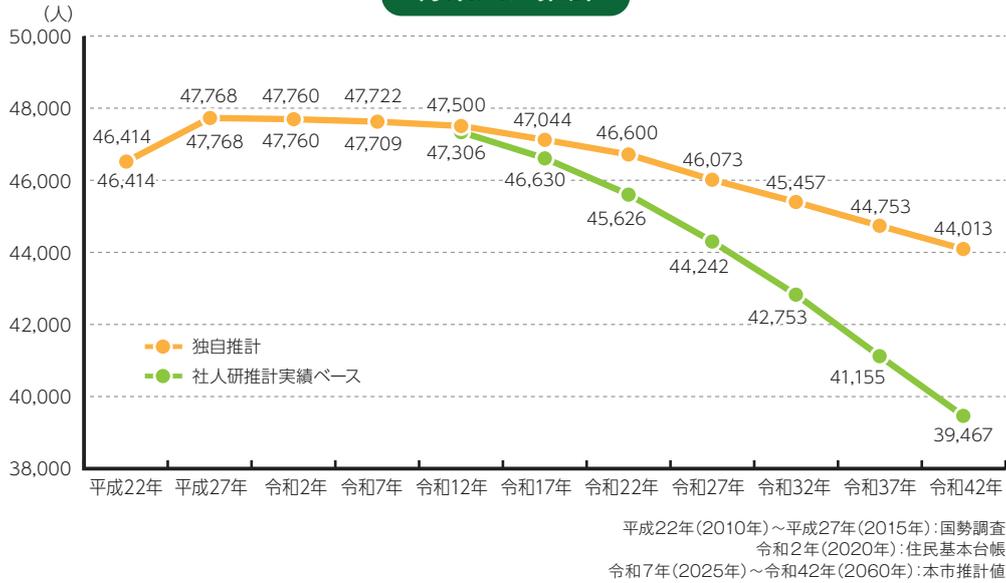
定住人口の推移



昭和55年(1980年)～平成27年(2015年):国勢調査
令和2年(2020年):住民基本台帳

※47,760人：国勢調査人口と住民基本台帳人口は調査対象が異なるが、本計画策定時点では令和2年の国勢調査人口が公表されていないことから、令和2年には住民基本台帳人口を用いた。

将来人口推計



(2) 年齢別人口

年齢別人口※は、平成27年(2015年)の国勢調査では、

年少人口(0歳～14歳)	6,809人	(構成比14.3%)
生産年齢人口(15歳～64歳)	28,470人	(構成比59.6%)
老年人口(65歳以上)	12,482人	(構成比26.1%)

であり、平成22年(2010年)との比較では、

年少人口	125人の増	構成比	0.1ポイント減
生産年齢人口	83人の増	構成比	1.6ポイント減
老年人口	1,158人の増	構成比	1.7ポイント増

となっています。

年少人口及び生産年齢人口は、同程度を維持していますが、社会増減数(転入数と転出数の差)のプラス分を除くと減少しています。今後は、総人口の推移とあわせて減少局面に入ると予想されます。また、老年人口は、大きく増加しており、高齢化はさらに進行していくと考えられます。

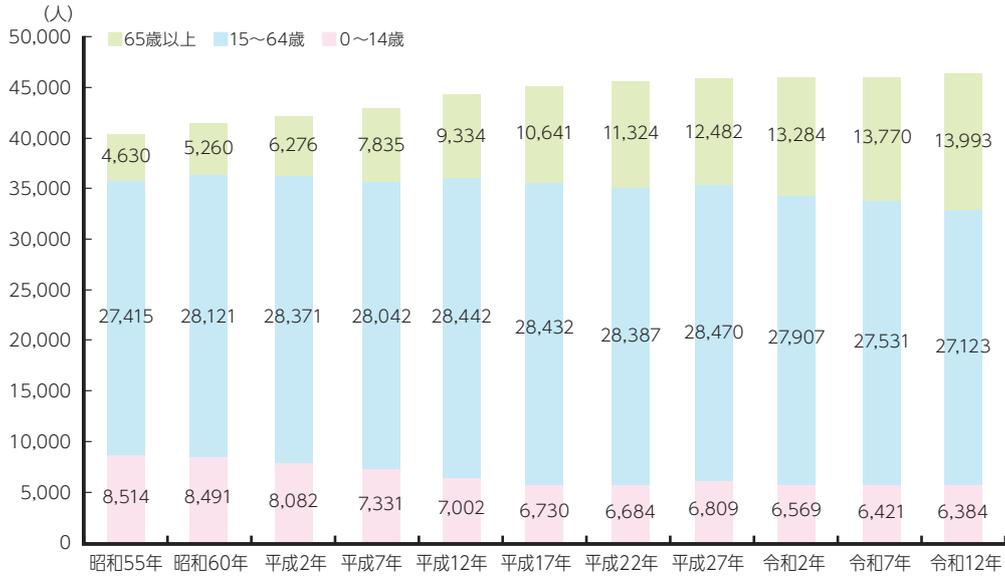
このようなことから、今期計画の目標年次である令和12年(2030年)には、

年少人口(0歳～14歳)	6,384人	(構成比13.4%)
生産年齢人口(15歳～64歳)	27,123人	(構成比57.1%)
老年人口(65歳以上)	13,993人	(構成比29.5%)

と高齢化が一層進み、平成27年(2015年)では市民3.83人に1人が65歳以上でしたが、令和12年(2030年)には市民3.39人に1人が65歳以上になると推計します。

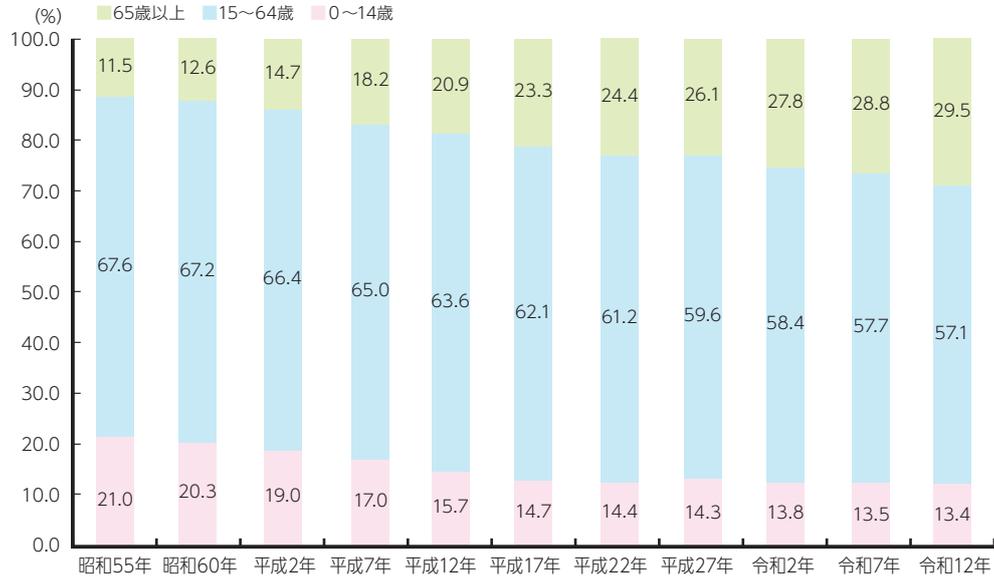
※年齢別人口:国勢調査の人口には年齢不詳も含まれる。そのため、年齢別人口の合計と国勢調査の人口は、一致しない場合がある。

年齢別人口



昭和55年(1980年)~平成27年(2015年):国勢調査
 令和2年(2020年):住民基本台帳
 令和7年(2025年)~令和12年(2030年):本市推計値

年齢別人口の構成比



昭和55年(1980年)~平成27年(2015年):国勢調査
 令和2年(2020年):住民基本台帳
 令和7年(2025年)~令和12年(2030年):本市推計値

(3) 世帯数

世帯数は、人口の増加に加え、核家族化や単身世帯が増えたことなどの影響により増加が続いています。

平成27年（2015年）の国勢調査では、世帯数が15,473世帯、1世帯当たりの世帯員数が3.1人となり、平成22年（2010年）との比較で、世帯数は1,085世帯の増、1世帯当たりの世帯員数は0.1人の減となっています。

今後も核家族化の進行や単身世帯の増加が予測されることから、令和12年（2030年）には、世帯数は17,600世帯、1世帯当たりの世帯員数は2.7人になるものと推計します。



(4) にぎわい指数（関係人口）

本市は、第3次・第4次総合計画において、本市に滞在する人口を交流の指標として、定住人口に、通勤・通学、観光レクリエーション、買い物の4項目の生活行動を加味した「都市交流人口」を設定しています。計画期間中、さまざまな魅力あるまちづくりを進めてきた結果、本市の拠点性と交流度は一層高まり、都市交流人口が増加するとともに、にぎわいや多くの人と人、地域との関わりが創出されています。

一方で、近年は、ふるさと納税制度のように、本市に来訪しなくても地域支援に関わるなど、人與人、地域との関わり方は多様化しています。また、国は、「第2期まち・ひと・し

ごと創生総合戦略」において、地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくるものとして、新たに「関係人口※」の創出・拡大を盛り込んでいます。

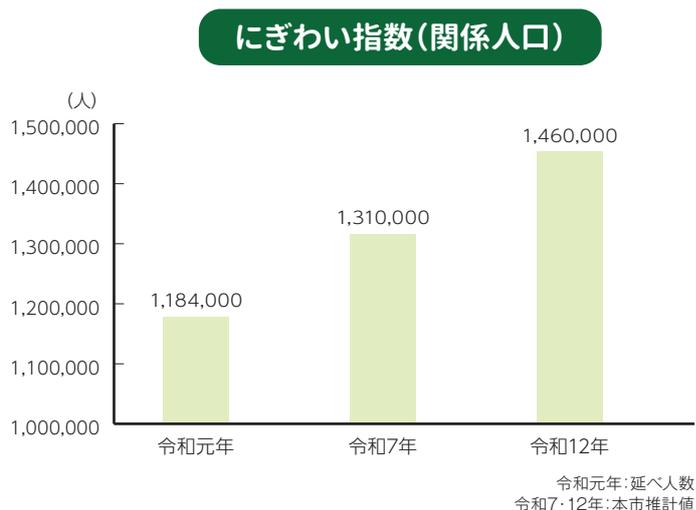
こうしたことを踏まえ、本計画では、これまでの都市交流人口の考え方を引き継ぎながら、関係人口の要素を取り入れ、本市のにぎわい度と、人と人、地域との関わり度を表す新たな指標「にぎわい指数（関係人口）」を設定することとします。

本市では、果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会をはじめとする魅力あるイベントや、充実した子育て環境などが市内外から好評を博しており、にぎわいを創出するとともに、交流や体験がきっかけとなって、本市への移住にもつながっています。こうしたことから、にぎわい指数（関係人口）は、次のとおり幅広く捉えることとします。

【にぎわい指数（関係人口）の構成】

- さくらんぼマラソン大会など「主要イベント」への市外からの参加者数
- 観光果樹園やよってけポポラなど「観光施設等」への市外からの来場者数
- 子育て支援施設など「本市ならではの施設」への市外からの来場者数
- ふるさと納税寄附者など「来訪者以外の“ひがしねファン”」

この結果、令和元年（2019年）のにぎわい指数（関係人口）は1,184,000人、令和12年（2030年）には1,460,000人と増加していくものと推計します。



※関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。各地域において、どのような人にもどのように関わってもらおうのかを考えた結果として、地域の実情に応じて導き出されるものとされている。

(5) 就業人口

就業人口（就業者数）は、平成27年（2015年）の国勢調査では25,281人で、産業別に見ると、

第1次産業	3,045人	（構成比 12.3%）	
第2次産業	7,959人	（構成比 32.1%）	
第3次産業	13,797人	（構成比 55.6%）	※分類不能：480人

であり、平成22年（2010年）との比較では、

第1次産業	167人の減	構成比	1.4ポイント減
第2次産業	496人の増	構成比	0.2ポイント増
第3次産業	1,048人の増	構成比	1.2ポイント増

となっています。

第1次産業については、農業などの就業者数が減少しており、令和2年（2020年）は2,895人と推計され、引き続き後継者不足が大きな課題となっています。今後は、農業の魅力向上や新規就農者への支援などを充実し、減少傾向の抑制に努めます。

第2次産業については、平成27年（2015年）以降、製造品出荷額等の伸びとともに、増加傾向にあったと推定されますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、増加幅が縮小し、令和2年（2020年）は、平成27年（2015年）から微増となる8,022人と推計されます。その後は、生産年齢人口の減少、経営の合理化や生産過程の効率化などから、減少傾向になると見込みます。

第3次産業については、平成27年（2015年）以降、サービス産業を中心に増加傾向にあったと推定されますが、第2次産業と同様の影響を受け、令和2年（2020年）は、平成27年（2015年）から微増となる13,909人と推計されます。その後は、生産年齢人口の推移に伴い、減少傾向になると見込みます。

このようなことから、令和12年（2030年）には23,997人、産業別に見ると、

第1次産業	2,595人	（構成比 10.8%）
第2次産業	7,829人	（構成比 32.6%）
第3次産業	13,573人	（構成比 56.6%）

となると推計します。

就業人口



(6) 市内総生産等

市内の経済活動の成長度や水準を示す市内総生産^{*}については、工業団地の各企業をはじめとする第2次産業を中心とした大幅なプラス成長により、平成29年度(2017年度)には3,110億円になりました。

しかしながら、令和元年度(2019年度)に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、全産業に大きな影響を及ぼし、令和2年度(2020年度)の市内の総生産額は大きく落ち込むことが予想されます。令和3年度(2021年度)以降は、経済が回復していくと見込み、令和12年度(2030年度)に2,961億円と推計します。

産業別にみると第1次産業は、収益性の高い魅力ある農業の推進や、「東根さくらんぼ」の地理的表示(GI)保護制度への登録、ふるさと納税制度の活用など、さまざまな農業振興策を展開してきたことにより、近年は増加傾向にあります。今後は、就業者数の減少が予想されますが、担い手の育成や新規就農者への支援など、さらに農業振興策を充実することで、現在の高い水準を維持し、令和12年度(2030年度)に104億円と推計します。

第2次産業については、令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を大きく受けると予想されます。その後もある程度は影響が継続するものと予想されますが、令和7年度(2025年度)までには回復し、その後はさらなる成長を見込み、令和12年度(2030年度)に1,656億円と推計します。

第3次産業についても、第2次産業と同様に新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けると予想されますが、令和7年度までには回復し、令和12年度(2030年度)に1,189億円と推計します。

^{*}市内総生産：1年間に市内の生産活動によって新しく生み出された価値(付加価値)の評価額を示したものの。経済活動の成長度を示す指標。

一人当たり市民所得[※]は、市内総生産の大幅なプラス成長とともに、平成29年度（2017年度）で355.6万円と非常に高い水準となっており、県内第1位になっています。令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を大きく受けると予想されますが、令和12年度（2030年度）には、354.8万円となるものと推計します。

製造品出荷額等は、平成29年（2017年）で5,346億円であり、一人あたり市民所得と同様に、県内第1位になっています。第2次産業の総生産額と同様に推移し、令和12年（2030年）には、5,001億円となるものと推計します。

◎市内総生産、一人当たり市民所得

(億円)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成29年度 ^{※2}	平成30年度 ^{※2}	令和2年度	令和7年度	令和12年度
市内総生産	2,538	2,291	2,235	2,500	3,110	2,888	2,340	2,717	2,961
※1 産業別	第1次	89	74	71	101	114	105	104	104
	第2次	1,308	1,061	1,015	1,190	1,754	1,562	1,187	1,396
	第3次	1,223	1,133	1,139	1,195	1,229	1,210	1,040	1,189

(万円)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成29年度 ^{※2}	平成30年度 ^{※2}	令和2年度	令和7年度	令和12年度
一人当たり市民所得	309.4	282.2	277.2	303.5	355.6	344.0	278.9	324.0	354.8

平成12年度(2000年度)～平成29年度(2017年度):市町村民経済計算
平成30年度(2018年度)～令和12年度(2030年度):本市推計値

※1 産業別(第1次～第3次):輸入品に課される税等を加算又は控除する前の額であるため、合計は市内総生産とは一致しない。

※2 平成29年度・30年度:平成27年度から令和2年度までの間の変動が大きいことから、参考として表示したものの。

◎製造品出荷額等

(億円)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年 ^{※3}	平成30年 ^{※3}	令和2年	令和7年	令和12年
製造品出荷額等	2,594	3,644	3,632	4,258	5,346	4,721	3,540	4,164	5,001

平成12年(2000年)～平成30年(2018年):工業統計調査
令和2年(2020年)～令和12年(2030年):本市推計値

※3 平成29年・30年:平成27年から令和2年までの間の変動が大きいことから、参考として表示したものの。

※一人当たり市民所得:市民所得を市の総人口で割った金額で、市全体の経済水準を表す指標。なお、市民所得とは、生産活動で生み出された付加価値が市民にどのように分配されるかを把握したもの。雇用者報酬、財産所得、企業所得から構成される。

第8章

土地利用計画

第1節 土地利用の基本方針

土地は、市民生活や産業活動の基盤であり、その利用形態は、地域の発展や市民生活と密接に関わっています。

本市は、奥羽山系の東部の山岳地帯と最上川支流の白水川、村山野川、乱川などで形成された複合扇状地で構成されています。市域の総土地面積 206.94km²のうち、森林が 133.51km²で 64.52% を占め、次いで、農用地が 30.80km²で 14.88%、宅地は 12.97km²で 6.27% となっています（平成 30 年 10 月 1 日現在）。

農用地は、市の中心部を取り囲むように広がり、主に水田と生産性の高い樹園地に利用されています。

市中央部は、第 4 次計画期間中にまなびあテラスを整備したことや、県内初の併設型中高一貫校の東桜学館が開校するなど、都市機能が一層充実しました。また、活発な民間開発が行われ、住宅地が造成され、商業施設の進出が見られました。先駆的な子育て支援などの施策との相乗効果によって、人口が増加している状況にあります。一方で、市周辺部では、一部を除き人口が大きく減少している状況です。

また、山形空港、陸上自衛隊神町駐屯地、林木育種場、東根大森・大森西・臨空工業団地などの特定用途の用地面積が多く、さらに、南北軸には、東北中央自動車道、国道 13 号、山形新幹線が本市を縦断しています。東部地域は、東北唯一の政令指定都市の仙台市に隣接し、東西軸を、国道 48 号、国道 287 号などが横断し、本市はまさに交通の要衝にあります。そのため、交流人口も多く、県内自治体の中でも、特徴のある土地利用形態となっています。

このような、本市の地勢的な優位性と、自然との調和、環境への配慮、市民ニーズの多様化など社会的背景を踏まえ、次のように基本方針を定めます。

【土地利用の基本方針】

- 公共の福祉を優先しつつ、地域の特性を踏まえた土地利用を進めます。
- 無秩序な開発を防止します。
- 自然環境と共生する土地利用を進めます。
- 災害に強い安全・安心な土地利用を進めます。
- 歴史や文化と調和した土地利用を進めます。
- 森林、農地などの荒廃防止と多面的機能の活用を進めます。
- 生活環境に配慮し、産業振興を図る、均衡のとれた土地利用を進めます。

第2節 土地利用の基本方向

(1) 区分別

① 農用地

市域の14.88%を占める農用地は、本市の基幹産業の一つである農業の基盤であり、東部から南部、西部へと市街地を取り囲むように広がっています。

農業を取り巻く環境は、米消費の大幅な減少や食品の安全・安心に対する消費者の関心の高まり、農業従事者の後継者不足と高齢化の進行などにより、年々厳しさが増えています。また、耕作放棄地についても、年々増加している状況にあり、大幅な気候変動による影響も懸念されます。

「果樹王国ひがしね」を掲げる本市にとって、優良農地の確保と保全は、大きな課題です。また、農用地は、食糧供給の基本的資源であることに加え、環境・景観・保水をはじめとする公益的かつ多面的機能を有しています。

こうしたことから、農用地については、優良農地の確保・保全に努めながら、耕作放棄などに伴う農地の荒廃防止や集約化による農地の有効利用を図り、その多面的機能を維持します。

さらには、農業振興地域整備計画に基づき、効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成など、農村における活力の維持向上につながるよう、地域の実情にあわせた適切な土地利用を推進します。

②森林

市域の 64.52% を占める森林には、木材を生産する経済的機能のほか、災害の防止、水源のかん養、大気の浄化、地球温暖化防止など、公益的かつ多面的な機能があります。また、人々にうるおいとやすらぎをもたらし、保養やレジャー、教育の場としての機能もあります。

近年、林業の後継者不足や森林の広域的な荒廃が問題となっていることから、森林が持つその機能と重要性を再認識し、令和元年度からの新たな森林経営管理制度^{*}に基づいた森林管理を行い、荒廃防止に努めます。

また、ゼロカーボンシティの実現に向け、特に森林保全を重視し、関係機関と連携を図り、利用転換については、その機能を損なわないよう配慮していきます。

③水面、河川、水路

それぞれが持つ機能を有効に発揮できるよう計画的な整備と安全の確保を図ると共に、市民の憩いとやすらぎの場として、うるおい豊かな空間の確保を進めます。

また、水資源については、安定的に確保し、水質保全を図るとともに、健全な水循環と適正利用を維持します。

近年、国内及び山形県内において、大規模な豪雨災害が発生しており、本市においても、令和 2 年 7 月の記録的な豪雨による堤防の決壊及び浸水被害などの水害が発生しています。市民の安全確保のため、国や県などの関係機関との連携を図り、流域治水を総合的に推進するなど、防災・減災に努めます。

④道路

道路は、産業活動や市民生活の根幹をなすものです。地域間及び都市間交流をはじめ、快適で安全・安心な生活と産業基盤の整備を進めるため、本市の特性にあわせた整備を進めます。また、災害時の緊急輸送道路の確保のほか、高齢者や障がい者の移動や、自然や文化、環境との調和に配慮した整備を進めます。

西部においては、令和 4 年に東北中央自動車道の東根北 IC ～大石田村山 IC 間の開通が予定されていることから、交通利便性をさらに高めるアクセス道路などの整備を図ります。また、東部においては、宮城県との県境をまたいだ、国道 48 号のバイパス化を目指します。

農林道は、農林業の生産性向上と森林の適正な管理の目的のほか、自然とのふれあいを視野に入れた整備を進めます。

これらの各種道路については、長寿命化などを推進し、適正管理に努めます。

^{*}森林経営管理制度：平成 31 年 4 月 1 日に施行された森林経営管理法に基づく新たな森林管理システム。民有林のうち経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者からの委託を受け、自らが管理又は意欲と能力のある林業経営者に再委託する。

⑤ 宅地

住宅地については、本市の定住人口がほぼ横ばいに推移することが見込まれることを踏まえ、適正な土地利用を進めます。

核家族化がさらに進み、都市機能の充実を背景にして、良質な住環境については、今後も高い需要が見込まれることから、魅力的な住環境の形成とまち並みづくりに努めます。また、空き家の利活用や低未利用地の整備促進を図るとともに、市街地などに隣接し、住宅地としての利用に優位性がある地域については、周辺の土地利用の状況を勘案したうえで、土地利用の転換を検討していきます。

本市の人口増加は市域中央部に集中し、周辺部では人口が減少していることから、周辺部への定住を推進します。

工業用地については、経済発展の基盤であり、雇用の確保、定住人口の増加に結びつく重要な用途です。生活環境との調和、災害や公害の防止、交通の安全性確保などに配慮しながら、工業用地の有効利用を進めます。

本市の工業団地は、すべての区画に企業が立地し、充足している状況にあります。しかし、コロナ禍を機に製造拠点の国内回帰も予想されることから、新たな企業の進出を想定した土地利用について検討します。

事務所、店舗などについては、景観や周辺環境との調和を図り、特に大型商業施設の出店などに関しては、周辺の土地利用との調整を十分に図ります。

公共施設用地については、市民生活における必要性和ニーズを踏まえ、周辺環境に配慮した土地利用に努めます。

⑥ 市街地

利便性の向上を図りながら、誰もがゆとりをもって快適に過ごすことのできる空間づくりを進めるとともに、安全性や防災面などに配慮した整備を進めます。また、バリアフリーなどを促進し、共生社会の実現に向けたまちづくりを進めます。さらに、地域の人口減少や高齢化の状況を踏まえた市街地形成を図ります。

歴史的、文化的資源との調和や、景観と自然に配慮しながら、地域の特性に応じたまち並み形成を図ります。また、ゼロカーボンシティとして、緑ある市街地の形成に努めます。

(2) 地域別

本市は、東西 22.5km、南北 14.3km、総面積 206.94km²と広大な市域を有し、それぞれの地域に、さまざまな特色があります。

各地域の歴史、文化、機能集積などを考慮し、今後の土地利用の方向性を示します。

① 東部地域

東部地域は、山岳や自然景観などの地域資源が豊富な場所です。

土地形状など地域の特性を活用した花きや果樹栽培、稲作の盛んな地域であり、豊かな自然に触れることができ、黒伏高原や白水川ダム周辺などでは、市民の憩いの場としてレジャーやアウトドア施設などの利用もみられます。また、仙台圏にアクセスする国道 48 号が通っています。引き続き、このような特性を活用した土地利用を推進します。

国道 48 号については、宮城県との県境をまたいだバイパス化及び高規格化を見据え、仙台圏の住民とさらなる交流拡大を図ります。また、中部地域に隣接する大森山周辺においては、近年、にぎわいを創出する施設の集積によって土地利用が進み、今後も農協本所の移転や道の駅などの整備が予定されていることから、長期的な視点で効果的な土地利用を検討していきます。

② 中部地域

中央、一本木、神町北部では、土地区画整理事業により、連担したまち並みの形成が図られています。また、さくらんぼ東根温泉、大ケヤキ周辺の歴史・文化的なまち並みなど、魅力ある地域資源があり、これらをまちづくりに活かすことが大切です。

北部においては昔ながらのまち並みが残され、中央部においては中心市街地として都市的な開発が進み、南部においては高生産性を誇る優良樹園地が広がっています。引き続き、こうした地域の特色を活かし、保全を図りながら、都市機能の充実を図り、より多くの人々が集う、にぎわいのあるまちの形成を目指していきます。

地域内では近年、宅地分譲などの開発が進んでいるほか、新たに神町小学校が建設されることや、第一中学校付近に（仮称）東根こども園が建設予定であることなどから、今後、さらに求心力が高まることも踏まえた土地利用を検討していきます。また、神町駅西地区における新たな都市基盤の整備の検討とともに、神町小学校の跡地について、地域活性化に資する土地利用を検討していきます。

③西部地域

西部地域は、豊富な清水が湧出し、貴重な動植物が生息する豊かな自然があり、総体としては、稲作を中心とした農業地帯となっています。また、各集落には、それぞれの歴史的、文化的な特性があります。

地域内には、山形空港、臨空工業団地、東北中央自動車道などが所在しています。近年、インターチェンジを中心に関連道路の整備などが進んでおり、令和4年には東北中央自動車道の東根北IC～大石田村山IC間の開通が予定されています。こうしたことから、周辺に広がる田園などの保全を図りながら、人やものの流れが大きく変わることを見据えた土地利用を検討していきます。

令和2年7月、豪雨により白水川堤防が決壊し、大きな被害が発生しました。今後、西部地域における防災対策の拠点として、(仮称)西部防災センターを整備します。また、最上川の氾濫などによる洪水被害のリスクを分散する観点から、原風景を守りながら、豊かな自然と市民生活の調和のとれた土地利用を進めていきます。

第5次 東根市総合計画

THE 5th GENERAL PLAN OF HIGASHINE CITY

基本計画



豊かな環境
みんなが選ぶ
住みよいまち

第1章

みんな元気にいきいき暮らす 健やかで住みよいまち

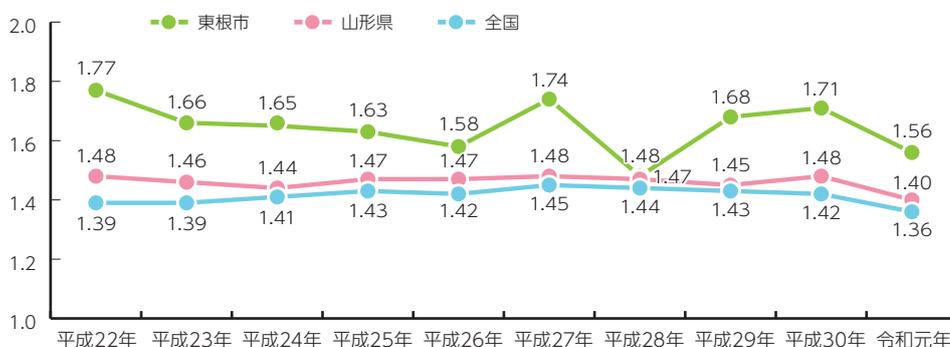
第1節 子育て環境の充実

課題と基本的な考え



- 本市はこれまで、「子育てするなら東根市」を発信し、先駆的かつ充実した子ども・子育て支援施策を展開してきました。その取り組みは、市内外から高い評価を得ており、合計特殊出生率についても国及び県平均を大きく超えています。しかしながら、将来的には少子化が進行していくことが予測され、大きな課題となっています。今後も、さまざまなニーズに対応し、安心して子どもを生み育てられる環境を整え、次代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、総合的かつ計画的な取り組みを進めます。

合計特殊出生率の推移



(少子化・次世代育成支援対策関係データ集・山形県)

- 子ども自身の成長を促すとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支えるには、保育サービスなどの充実が重要になります。以前と比べると、保育施設などの定員をはじめとして、保育環境は大きく向上していますが、保護者の就労環境や意識の変化、核家族化の進行に伴い、保護者の希望は多様化しており、今後、さらなる環境の充実に努めます。

- 核家族化や地域におけるつながりの希薄化が進んでおり、妊娠・出産・子育てに関する孤独感や負担感、不安を和らげるための取り組みが必要になっています。そのため、地域における子育て世代への支援や、妊産婦や乳幼児などに対する切れ目のない支援の充実に努めます。
- 子育て家庭が安心して生活し、子育てを楽しむためには、地域、団体、NPO 法人、企業・事業所、行政などの多様な主体が、互いに連携・協働し子育てを応援することが重要です。引き続き、みんなで子育てする意識を高めるための取り組みを進めます。
- 核家族化が進行する一方で、ひとり親家庭が増加しています。また、親子・家庭を取り巻く社会経済状況は大きく変化し、障がいのある子どもの育児に関する悩みも増加しています。さらに、これらが複雑に絡み合い、児童虐待や子どもの貧困などの問題も生じています。そのため、特に支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実に努め、その体制を強化します。
- 少子化が進行する背景に未婚者の増加があります。市民アンケートにおいても、少子化（出生率の低下）の理由として、「経済的に余裕がない」「仕事をしながらの子育てが困難」のほか、「結婚する人が少ない」が多くなっています。そのため、地域住民による結婚を後押しする取り組みを支援するとともに、関係団体と連携し、結婚希望実現のための環境づくりを推し進めます。

施策の体系

子育て環境の充実

- (1) 子ども・子育て支援の基本施策の推進
- (2) 子育てと仕事の両立を支える環境の充実
- (3) 子育て世代への支援・環境の充実
- (4) みんなで子育てする意識の高揚・環境づくり
- (5) 特に支援を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実
- (6) 結婚希望実現のための環境づくり

施策

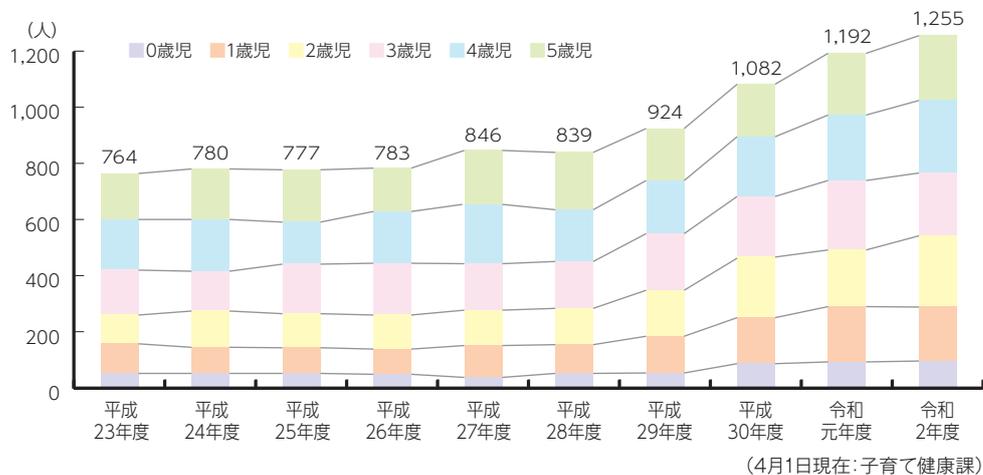
(1) 子ども・子育て支援の基本施策の推進

- 東根市子ども・子育て支援事業計画（東根市次世代育成支援行動計画・東根市母子保健計画・東根市放課後総合子どもプラン）の推進
- 子育て支援に共通した本市独自の理念である「遊育」及び「共育」の推進

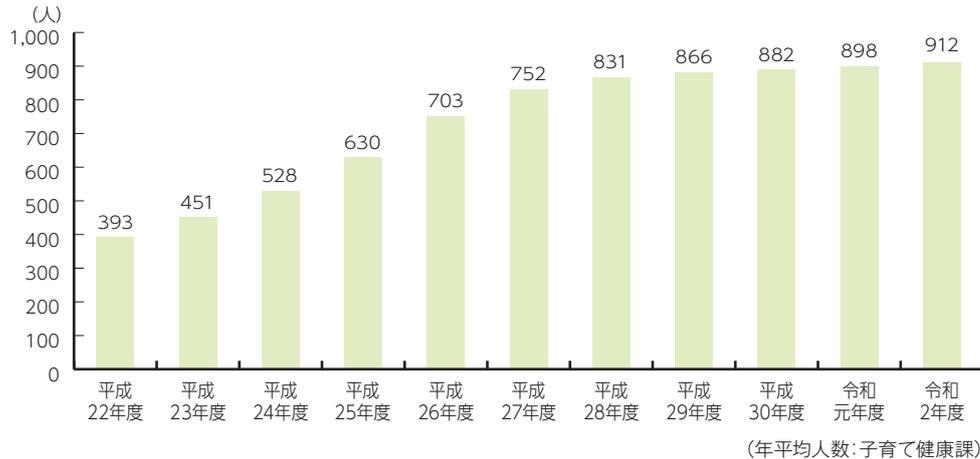
(2) 子育てと仕事の両立を支える環境の充実

- 児童福祉施設等の整備方針などに基づく、（仮称）東根こども園や、さくらんぼ保育所などの児童福祉施設等の整備
- 延長保育・一時保育・休日保育・障がい児保育・病（後）児保育など、多様な保育の希望に対応できる環境・体制の充実
- ゆとりあるきめ細かい保育環境づくりの推進
- 幼児教育・保育・学童保育などの質の向上に向けた取り組みの推進

保育所等の入所児童数の推移



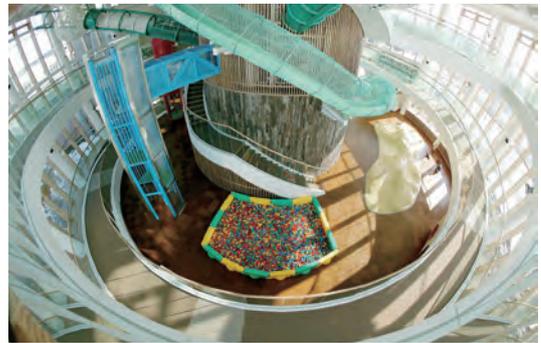
放課後児童クラブ(学童保育所)の入所児童数の推移



(3) 子育て世代への支援・環境の充実

○地域子育て支援機能の充実

- ・ さくらんぼタントクルセンター(子育て支援センター)、ひがしね あそびあランドにおける地域子育て支援の充実、拠点機能の強化
- ・ 認定こども園などによる市内各地域における子育て支援機能の充実



さくらんぼタントクルセンター(けやきホール)

○母子保健の充実

- ・ 母子保健コーディネーターなどによる母子保健指導・相談体制の充実
- ・ 乳児訪問事業の充実
- ・ 乳幼児・妊産婦・女性の健康診査の充実と指導体制の強化
- ・ 定期予防接種などの適正接種に向けた指導の実施
- ・ 地域母子保健組織、育児ボランティアサークルの充実と育成



ひがしね あそびあランド

○妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

- ・ 子育て世代包括支援センターによる継続的かつ包括的な支援体制の充実
- ・ 子育て世代包括支援センターを中心とした各関係機関が提供するサービス、支援などが

円滑になされるための連絡調整及び連携の強化

- ・不妊に悩む夫婦への支援

○子育て世代の経済的負担の軽減

- ・国・県の制度や市独自の子どもの医療費無料化、第3子の保育料無償化、任意予防接種費用の助成などによる負担軽減
- ・児童手当や児童扶養手当など各種手当による経済負担の軽減

○地域において、子どもたちが伸び伸びと遊ぶことができ、親子が触れ合い、親同士、住民同士が交流できる環境づくり

(4) みんなで子育てする意識の高揚・環境づくり

○家庭、地域、団体、NPO 法人、企業・事業所、行政などが一体となってみんなで子育てする意識の醸成

○地域、団体、NPO 法人、企業・事業所などによる子育て支援活動への支援

○ファミリー・サポート・センター、子育て支援センターの活動充実

○子育てボランティアの育成やネットワーク化の推進

○母親クラブや子育てサークルへの支援充実

○子育てに関する各種教室や講座の開催による子育て意識の醸成

○父親向けの子育て講座の開催などによる父親の子育てへの参画促進

○家庭及び学校と民生委員・児童委員との連携強化

○三世帯同居や近居など世代間の支え合いによる子育てへの支援充実

(5) 特に支援を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実

○ひとり親家庭や、子どもの養育に課題を抱えた家庭などに対する支援の充実

○児童の安全確認、虐待の早期発見や未然防止に向けた体制強化

○福祉、保健、教育などの各部門が一体的かつ総合的に支援を行う子ども家庭総合支援拠点の整備検討

(6) 結婚希望実現のための環境づくり

- 結婚に関する情報の積極的周知
- あい・ネット・ひがしねなど地域が主体となった取り組みへの支援
- 地域や民間事業者のほか、県や近隣自治体、市内企業や商工会などの団体などとの連携強化
- 広域的な婚活事業への参画
- 結婚に伴う経済的負担の軽減

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 合計特殊出生率	1.56 (令和元年)	1.75
② 4月1日の待機児童数	0人 (令和2年度)	0人
③ 婚姻数	194件 (令和2年度)	250件

①少子化・次世代育成支援対策関係データ集（山形県）、②子育て健康課、③市民課（窓口取扱い件数）

第2節

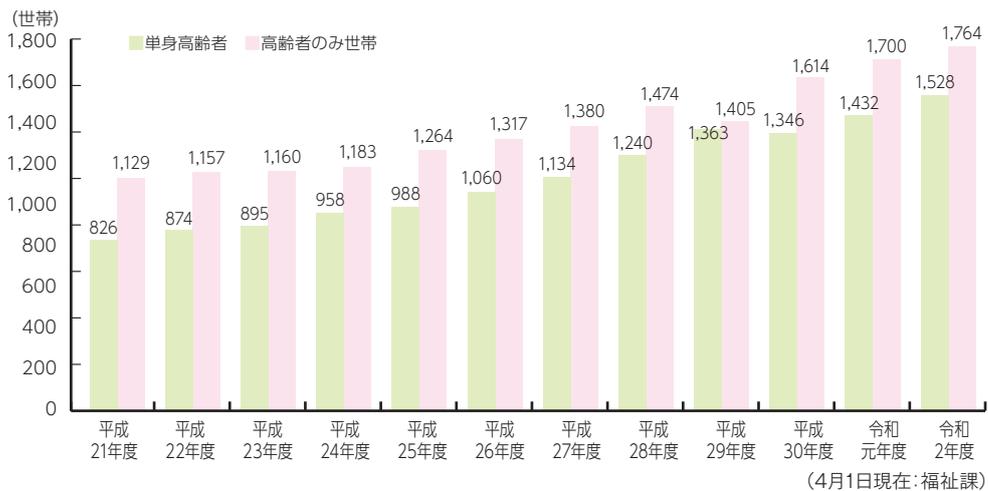
高齢者福祉の充実

課題と基本的な考え



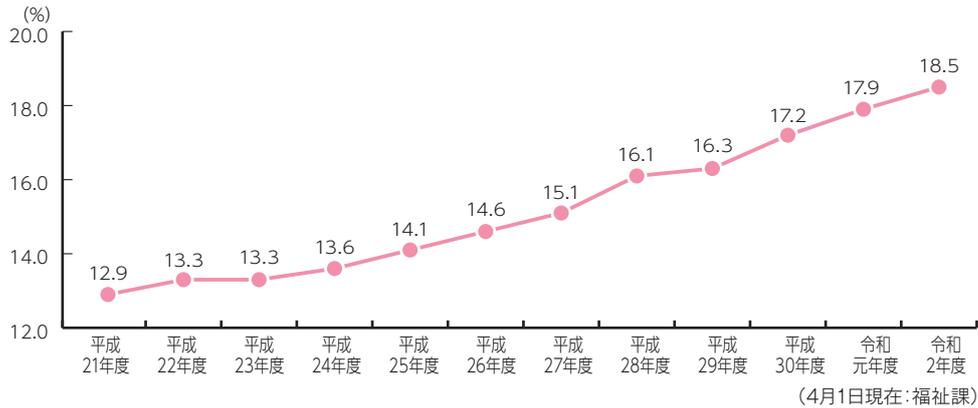
- 本市においても他市町村と同様に、高齢化が進行しています。県内では高齢化率が最も低いものの、市民の4人に1人以上が65歳以上となっており、少子化と同様に大きな課題となっています。超高齢社会※における喫緊の課題への対応とともに、中長期的な視点を持った取り組みを進めます。
- 高齢者が長い人生を豊かに過ごすためには、社会の一員として地域に貢献する活動を行うなど、豊富な知識や経験を活かしながら、元気にいきいきと活躍し生活することが重要です。本市では、単身高齢者や高齢者のみの世帯などが増えている状況にあり、高齢者の孤立や孤独を防ぐための取り組みが求められます。高齢者の地域活動は介護予防にもなることから、今後も、社会参加と生きがいつくりの充実に努めます。

単身高齢者(65歳以上)と高齢者のみ世帯(65歳以上)世帯数の推移



※超高齢社会:65歳以上の人口割合が総人口の21%を超えた社会。なお65歳以上の人口割合が7%を超えた社会を高齢化社会、14%を超えた社会を高齢社会という。

単身高齢者と高齢者のみ世帯数の全世帯数に占める割合の推移



- 高齢者数が増加する中で、介護予防・日常生活支援総合事業※の開始に伴い、要介護（要支援）認定者数が横ばいで推移しています。その結果、要介護（要支援）認定率が押し下げられていますが、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年度以降、認定率の上昇が予測されます。

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、介護が必要な状態にならないことが重要です。介護予防に関する知識の普及や高齢者の心身の状況に応じた介護予防事業を推進するほか、地域住民主体による介護予防活動を支援します。また、生活機能の改善とあわせて健康上の課題に対応するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組めます。

単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者の見守りなどの必要性が高まっていることから、地域における支援体制などの充実に努めます。

要介護(要支援)認定者数と認定率の推移



※介護予防・日常生活支援総合事業：市町村が行う地域支援事業の1つで、要支援認定者等を対象に、その人の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスなどを提供する事業。要支援認定がなくとも利用ができ、本市では平成29年度に開始。

- 介護保険制度については、介護を要する高齢者の増加に伴ってサービス需要がますます増大していくことが予想されます。今後とも、介護事業所において十分なサービスを提供できるよう人材の確保に向けた支援などを行うとともに、適正な受益と負担による健全な財政運営を行います。また、需要に応じて適正な施設を確保するとともに、介護サービスの質の向上を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。今期計画期間中の令和7年度には「団塊の世代」が後期高齢者となり、高齢者の医療や介護の需要が高まり、認知症高齢者がさらに増加することが見込まれることから、関係機関と連携しながら、地域包括ケアシステムの強化を図ります。

施策の体系

高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者福祉の基本施策の推進
- (2) 社会参加と生きがいの推進
- (3) 介護予防の推進と地域の見守り体制の充実
- (4) 介護保険制度の基盤の充実と適切な運用
- (5) 地域包括ケアシステムの強化

施策

(1) 高齢者福祉の基本施策の推進

- 東根市老人福祉計画・介護保険事業計画の推進
- 高齢者福祉の総合的、計画的、体系的な取り組みの推進

(2) 社会参加と生きがいづくりの推進

- 企業や関係機関との連携による高齢者の知識、熟練技能を活かした社会参加の機会創出
- 高齢者同士の生活支援など、さまざまな分野における社会参加の機会の創出
- 地域コミュニティ活動や生涯学習活動などへ的高齢者の参画推進
- 地域での奉仕活動、観光ボランティアなど、多様な高齢者ボランティア活動の推進
- 軽スポーツ大会の開催などを通じたスポーツ活動への参加促進
- 老人クラブ活動などによる仲間づくりの推進
- シルバー人材センターの経営基盤の充実と活動の活性化
- サロンなど交流の場の充実
- 「新しい生活様式」に沿った高齢者の通いの場づくりの推進
- 高齢者の移動・外出への支援充実

(3) 介護予防の推進と地域の見守り体制の充実

- 介護予防の推進
 - ・介護予防教室・講座などの充実
 - ・介護予防知識の普及啓発
 - ・介護予防に資するボランティア活動などの推進
 - ・社会参加と生きがいづくりを通じた健康な体づくりの推進
 - ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
 - ・リハビリテーション専門職との連携強化
- 介護者への支援施策の充実
- 高齢者権利擁護の取り組みの充実
- 地域や民生委員などと連携したふれあい配食サービス（ふれあい弁当の配達）などを通じた、高齢者世帯の見守りの充実
- 高齢者見守りネットワークの充実
- 認知症サポーターの養成
- 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化の推進
- 緊急通報システムなど、緊急事態に対応する体制整備の推進



ワンてく見守り隊

(4) 介護保険制度の基盤の充実と適切な運用

- 適正なサービスの提供とサービスの質の向上
- 適正な受益と負担による健全な財政運営
- 実態を踏まえた介護施設などの配置と整備
- 地域密着型の施設整備と事業の推進
- 介護人材の確保に向けた支援

(5) 地域包括ケアシステムの強化

- 地域包括支援センターの機能充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症ケアと認知症重度化防止に関する取り組みの推進
- 地域ケア会議の推進による高齢者自立支援の充実
- 生活支援を推進する体制の充実

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 要介護(要支援)認定率	16.1% (令和2年10月)	17.2%
② シルバー人材センター 受託件数	1,931件/年 (令和2年度)	2,000件/年
③ 高齢者の交流の場活動 団体数(サロンを含む)	136団体 (令和3年3月末)	150団体
④ 認知症サポーター養成 講座受講者数	5,032人(延べ) (令和3年3月末)	5,400人

①～④福祉課

課題と基本的な考え



- 障がいや障がいのある人に対する市民の理解促進を図り、障がいを理由とした差別を受けることなく、自らの能力を十分に発揮し、自立した生活を送れるよう、個々のニーズに対応していく必要があります。また、障がいのある人や介護する家族の高齢化が進んでおり、障がい福祉サービスなどの利用希望も増加しています。こうした状況を踏まえながら、障がい福祉施策を体系的に整理し、さらなる充実に努めます。
- 「共生社会」実現のためには、障がいのある人をはじめ、さまざまな方にとってどんなことがバリア（障壁）になっているのかをみんなで一緒に考え、バリアを取り除いていくことが必要です。そのため、私たちの意識の中にある偏見や理解不足などの心のバリアを解消する「心のバリアフリー」の促進を図ります。
- 障がい者の社会参加は、以前よりは進んでいるものの、未だ十分な状況とはいえない状況です。そのため、障がいの有無を問わず社会で活躍できる環境づくりや、障がい者の就労の機会の拡大と定着を図るとともに、自立促進に向けた支援の充実に努めます。あわせて、障がい者が地域で安心して日常生活を送れるよう、継続して支援していきます。
- 近年、生活介護（障がい者デイサービス）などの障がい福祉サービス事業所や、児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援事業所の利用者が増加傾向にあります。こうした中で、施設における充実した支援の継続のためには、関係機関との連携がより重要になることから、その取り組みを強化します。

◎身体障害者・療育・精神保健福祉手帳交付者数の推移

(単位:人)

種別	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
身体障害者手帳	2,021	2,052	2,031	1,996	1,974	1,935
療育手帳	261	262	269	281	288	290
精神保健福祉手帳	143	149	160	171	171	180

(3月31日(年度末)現在:福祉課)

◎重度心身障がい(児)者医療給付事業の受給対象者数の推移

(単位:人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
重度心身障がい(児)者 医療給付事業 受給対象者数	912	902	904

(9月30日現在:市民課)

施策の体系

障がい福祉の充実

- (1) 障がい福祉の基本施策の推進
- (2) 心のバリアフリーの促進
- (3) 障がい者の社会参加と自立の促進
- (4) 障がい者福祉施設の充実

施策

(1) 障がい福祉の基本施策の推進

- 東根市障がい者福祉計画（障がい者に関する総合的な施策の方針）の推進
- 東根市障がい福祉計画・東根市障がい児福祉計画（サービス提供の見込量とその確保策）の推進
- 障がい福祉の総合的、計画的、体系的な取り組みの推進

(2) 心のバリアフリーの促進

- 障がいについての理解を深めるための講演会や研修などの実施
- 障がいを理由とする差別・偏見の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利擁護の推進
- 市報ひがしねをはじめとする多様な媒体を活用した、積極的な広報活動の推進
- インクルーシブ教育・保育の推進
- 児童生徒の発達段階に応じた障がいについて理解を深める福祉教育の推進
- 障がい者スポーツを通じた交流や体験イベントなどの実施

※ 1 自立支援給付：障害者総合支援法に基づくサービスで、障がいの種別（身体障害・知的障害・精神障害・一定範囲の難病）にかかわらず全国共通の仕組みで行われるもの。

※ 2 地域生活支援事業：障害者総合支援法に基づくサービスで、市町村の創意工夫により、障がいのある人の状況に応じて柔軟に実施できるもの。

(3) 障がい者の社会参加と自立の促進

- 自立支援給付^{※1}の充実
 - ・障がい福祉サービス（介護給付・訓練などの給付）の充実
 - ・補装具等の給付・自立支援医療・地域相談支援・計画相談支援の充実
- 文化、スポーツ、レクリエーション活動などを通じた交流の促進
- ハローワークや企業との連携による障がい者の雇用促進
- 身体障がい者の移動・外出に対する支援（福祉タクシー利用助成など）など、社会参加と自立に向けた市独自支援の充実
- 地域生活支援事業^{※2}の充実
 - ・聴覚障がい者などの意思疎通のための支援・手話通訳などの人材育成
 - ・在宅の重度障がい者への日常生活用具などの支援充実
- 障がい者が居住する住宅のバリアフリー化への支援充実
- 重度障がい（児）者の日常生活の維持費や養育に対する支援など、市独自の生活支援の充実
- 介護者への支援施策の充実
- 障がい者医療給付制度の周知などの充実
- ヘルプマーク・ヘルプカード^{※3}の普及促進

(4) 障がい者福祉施設の充実

- 障がい福祉サービス事業所など（相談支援・就労支援・グループホーム・障がい児通所支援^{※4}事業所）、市内外の施設との連携強化と支援の充実
- 利用者ニーズやサービス提供事業者の動向把握、関係機関との情報共有の推進
- 大げやき親子通園事業^{※5}の推進

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① ヘルプマーク配布数	183個(延べ) (令和3年3月末)	245個

①福祉課

- ※3 ヘルプマーク・ヘルプカード：障がいのある人などが災害時や日常生活の中で、周囲の人に援助や配慮が必要であることを知らせるもの。ヘルプマークはかばんなどに付け、ヘルプカードは伝えたい情報や必要とする配慮などの内容を記入し、支援を求めたい時に提示することで援助や配慮の内容を知らせる。
- ※4 障がい児通所支援：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の4つの支援。なお「障害児入所支援」は都道府県が実施する。
- ※5 大げやき親子通園事業：障がい児及び心身の発達が気になる児童などの成長を促すとともに、その保護者が児童の個性にあった育て方を学び、子育ての困難を解消することを目的に実施する本市独自の事業。東根学童保育所内で実施。

課題と基本的な考え



- 少子高齢化や核家族化、若年層の市外流出、さらには他市町村からの転入などを背景に、地域とのかかわりや連帯感の希薄化が進んでいます。また、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、地域社会を取り巻く環境は、多くの課題が絡み合って複雑化しています。こうした状況から、みんなが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、生きがいを持って自分らしく暮らしていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。
- 地域共生社会を実現するには、市民一人ひとりが福祉への関心を深め、支え合い、助け合う心を醸成するとともに、民生委員・児童委員、ボランティアなど、地域において福祉活動を担う人材を安定的に確保していくことが重要です。そのため、市民の福祉活動への参画と協働を促進します。
- 本市における地域福祉については、東根市社会福祉協議会がさまざまなサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的組織としての役割を担っています。また、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉推進員などが連携し、地域の福祉ネットワークづくりを進め、さまざまな福祉活動を行っています。少子高齢化や核家族化などが進行し、今後、福祉ニーズはますます複雑・多様化することが見込まれるため、地域で支え合い、助け合う体制づくりをさらに進めます。
- 近年、ダブルケア（子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）や生活困窮、虐待、ひきこもりなど、複合的で多様な課題を抱える世帯が増加しています。本市においても、こうした事案に関する相談が増加傾向にあることから、支援の充実に努めます。
- みんなが地域で共に生きていくためには、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去（バリアフリー）するとともに、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出するユニバーサルデザインのまちづくりが重要であり、誰もが快適に生活できる環境整備を進めます。

施策の体系

地域福祉の推進

- (1) 地域福祉の基本施策の推進
- (2) 支え合う意識の醸成、地域福祉の担い手の育成・確保
- (3) 地域で共に支え合い、助け合う体制の充実
- (4) 多様な課題に対する支援の充実
- (5) 誰もが快適に生活できる環境の整備

施策

(1) 地域福祉の基本施策の推進

- 東根市地域福祉計画の推進
- 計画に基づく総合的、計画的、体系的な地域福祉の取り組み推進
- 地域共生社会の実現に向けた各種施策の推進



市内中学生による除雪ボランティア

(2) 支え合う意識の醸成、地域福祉の担い手の育成・確保

- 福祉サービスの提供や福祉への関心と理解を深める機会の提供を通じた、地域で支え合い、助け合う意識づくりや権利擁護意識の醸成
- 支え合う意識のほか、民生委員・児童委員やボランティアなどの活動などに関する、各種媒体を活用した啓発活動や情報提供
- 地域福祉活動リーダーの育成
- 将来を担う子どもたちに対する福祉教育の充実

(3) 地域で共に支え合い、助け合う体制の充実

- 東根市社会福祉協議会をはじめ、地域団体や関係機関との連携強化
- 世代間交流ができるサロンなどの設立促進と活動充実
- 福祉推進員による高齢者や障がい者世帯などの見守り活動などの充実
- 民生委員・児童委員をはじめとする福祉関係者・団体との連携強化
- 多様なボランティア活動への支援とボランティア間のネットワーク化の推進
- サロンなど地域福祉活動における地域公民館などの既存施設の利活用の推進
- 災害・緊急時に援護を必要とする人の避難支援の充実



ふれあいいきいきサロン

(4) 多様な課題に対する支援の充実

- 家庭における多様な課題の解決に向けた相談・支援の充実
 - ・子育てと介護、介護と障がいなどの複合的問題を抱えている人への支援充実
 - ・ひきこもりや何らかの悩みを抱えている人と家庭への支援充実
 - ・その他、地域から孤立している人などのさまざまな状況に応じた支援の充実
- 子どもの貧困対策と居場所づくりの推進
- 生活困窮者自立支援制度など、一人ひとりの状況に応じたセーフティネットの構築
- 成年後見制度などの活用による権利擁護の推進

(5) 誰もが快適に生活できる環境の整備

- 広報活動、福祉教育、ボランティア活動、各種媒体を活用したノーマライゼーション※¹の意識の高揚
- まちづくりにおける道路、建築物などへのユニバーサルデザイン導入、バリアフリー化の促進
- パンフレットなどにおける誰でも読めるように配慮したデザインの導入や、ホームページなどにおけるウェブアクセシビリティ※²の推進
- 高齢者などの買い物や通院など、移動の利便性の向上を図る交通手段の導入及び推進



百歳体操

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 福祉推進員の配置	144地区139人 (令和3年3月末)	市内全地区 (152地区)に配置
② 社会福祉協議会 ボランティア登録人数	1,843人/年 (令和3年3月末)	2,000人/年
③ サロン設置数	48サロン (令和3年3月末)	60サロン

①～③福祉課

※1 ノーマライゼーション：障がいの有無にかかわらず、すべての人が地域社会の中で生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。
 ※2 ウェブアクセシビリティ：高齢や障がいがあることによってウェブサイトの情報をうまく取得できない場合などを想定し、情報へのアクセスのしやすさを図る概念。

課題と基本的な考え



- 高齢化の進行や食生活、ライフスタイルの変化などにより、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が増加しています。これに伴い、医療費の増加や寝たきり、認知症などの介護を必要とする人の増加が深刻な社会問題となっており、健康寿命^{※1}を延伸する取り組みを進めます。
- 生活習慣病の発症予防やフレイル^{※2}の予防のためには、生活習慣を見直すことや運動習慣を身につけることが重要です。また、疾病の重症化予防のためには、早期発見・早期治療につながるよう、健康診断（診査）・検診^{※3}の受診率向上や保健指導の充実を図る必要があります。また、健康寿命の延伸に向けて、市民が自主的に健康づくりを実践できるような環境整備を進めていく必要があります。これらに取り組むことにより、生涯を通じた健康づくりを推し進めます。
- 本市においても、がん、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病による死亡割合が高くなっており、これには加齢に加え、毎日の食生活が大きく関わっています。そのため、幼い頃からの食育を推進します。
また、食育は、健康な体と豊かな心を育むとともに、食文化を継承する基本となるものです。食育にあわせて地産地消を推進していくことで、食の安全・安心の確保にも寄与することが期待されます。
- 病院や高齢者施設での院内感染や集団発生などによって、感染症への社会的関心が高まる中で、新型コロナウイルス感染症が発生しました。今後、感染症予防の基本として、さまざまな感染症の予防の啓発や予防接種を推し進めます。
新型コロナウイルスの封じ込めを図るには、ワクチン接種による集団免疫を獲得することが何よりも有効です。住民接種の主体となる市は、ワクチン接種を当面の最優先課題と捉え、医療機関と連携しながら、強力に進めていきます。
- 現代社会においては、貧困、病気、仕事などによって、悩みやストレスを抱える人が増えていますが、価値観の多様化、核家族化や単身世帯の増加などにより、身近な人の支援

※1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

※2 フレイル：健康な状態と要介護状態の中間。加齢に伴う心身全般の衰えを指し、身体的問題だけでなく、認知機能障害やうつなどの精神・心理的問題、独居や経済的困窮などの社会的問題が含まれる。

※3 健康診断（診査）・検診：健康診断（診査）は体の健康状態をある尺度で総合的に確認するプログラムのことで、根拠となる法律により健康診断や健康診査と表記される。検診は特定の疾患を検査するために体のある部位を検査すること。

が期待できない現状にあります。全国の自殺者数は、これまで減少傾向にありましたが、コロナ禍において増加傾向にあります。地域社会の中で、悩みやストレスなどを抱えた人を孤立させないよう啓発活動などを行いながら、関係機関と連携した心の健康づくりと自殺予防対策を推し進めます。

- 訪問指導、健康相談、健康教育、地区組織の育成などの保健活動を効果的に推進するには、地域的な生活習慣の違いなどを背景とした地域別の健康における特徴（課題）を把握することが重要です。また、一人ひとりの状況に応じてきめ細かな対応を行うには、保健、医療、福祉関係機関が連携して取り組む必要があります。

高齢者の健康づくりについては、各医療保険者が実施する74歳までの保健事業と、後期高齢者広域連合が実施している75歳以降の保健事業を適切に継続することが課題となっています。また、保健事業とあわせて生活機能維持を行うことが重要であるため、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施が求められています。

こうした課題に取り組むことにより、健康づくり体制の充実を図ります。

- 地域の医療ニーズに的確に対応するためには、地域の中核的病院である北村山公立病院を中心とした市全体の医療体制が充実していることが重要です。そのため、北村山公立病院の機能充実に努めるとともに、民間医療機関との連携を強化します。また、医療機関それぞれの連携のほか、介護や保健分野、県や他市町村との連携などについても強化を図ります。

高度医療や先端医療については、三次医療機関※において、市民がより受診しやすい環境づくりを推進していく必要があります。山形連携中枢都市圏などにおける広域連携に取り組み、最先端のがん治療などを多くの市民が受診できる機会の確保などに努めます。

※三次医療機関：脳血管疾患、心筋梗塞、頭部損傷や複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対応する医療機関で、高度医療や先端医療を提供する病院。村山地域においては、山形大学医学部附属病院・県立中央病院。

施策の体系

健康づくりの充実

- (1) 健康づくりの基本施策の推進
- (2) 生涯を通じた健康づくりの推進
- (3) 食育の推進
- (4) 感染症予防の推進
- (5) 心の健康づくりと自殺予防対策
- (6) 健康づくり体制の充実
- (7) 医療の充実

施策

(1) 健康づくりの基本施策の推進

- 健康ひがしね21の推進による健康寿命の延伸
- 健康づくりのための総合的、計画的、体系的な取り組み推進

(2) 生涯を通じた健康づくりの推進

- 一次予防を重視した健康づくりの推進
 - ・健康教室やイベントを通じた健康づくりへの参加促進と意識啓発の推進
 - ・食生活改善推進員をはじめ、団体、グループとの連携支援による健康づくり活動の推進
 - ・生活習慣、食生活改善、ひとり1スポーツの普及などによる健康なライフスタイルの推奨
 - ・年齢にあわせた健康増進、健康教室、健康相談事業の充実
 - ・やまがた健康マイレージ事業など、県や他市町村と連携した健康づくり事業の推進と市民の参加促進
 - ・各年代による健康遊具の活用推進

- 疾病の重症化予防のための健康診査の充実
 - ・健康診査、各がん検診、歯周疾患検診の受診率向上に向けた啓発や支援充実
 - ・健康診査受診後の特定保健指導など事後指導の強化
 - ・訪問指導の充実
- 健康づくりのための環境整備
 - ・さまざまな運動など自ら進んで健康づくりを行うことができる環境の整備
 - ・健康診断（診査）・各種検診を受けやすい環境づくり

(3) 食育の推進

- 東根市食育・地産地消推進計画に基づく事業の推進
- 幼少期から高齢期までの各年代に応じた食育の推進
- 家庭、幼児教育・保育施設、学校、職場、各団体、地域、行政における食育・地産地消の積極的な取り組みと連携の促進
- 生産者と消費者の交流の促進
- 食文化の継承活動への支援
- 食に関する情報の提供



調理保育（市内保育所）

(4) 感染症予防の推進

- 国・県・医師会などと連携した、感染症予防の啓発
- 予防接種の勧奨と支援の充実
- 新型コロナウイルス感染防止に向けた啓発と円滑なワクチン接種の推進

(5) 心の健康づくりと自殺予防対策

- 心の健康づくりに関する知識や重要性についての普及・啓発
- 関係機関との連携強化による相談体制の充実
- いのち支える東根市自殺対策計画に基づく自殺対策（生きることの包括的な支援）の推進
- 心のサポーター※の養成

※心のサポーター：自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る人のこと。ゲートキーパー。

(6) 健康づくり体制の充実

- 市民の健康状態や生活環境の実態、統計情報などに基づく、健康に関する課題の的確な把握
- 健康づくりに関する保健、医療、福祉関係機関の連携強化、相談指導体制の充実
- 利用者のニーズを踏まえた保健、医療、福祉サービスの提供
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

(7) 医療の充実

- 北村山公立病院の機能充実と民間医療機関との連携強化
- 医療機関それぞれの連携のほか、医療機関と介護・保健分野との連携、県と他市町村との連携などの強化
- 広域連携による医療相談などの充実検討
- 重粒子線がん治療を受ける市民の経済的負担の軽減
- がん治療に伴う外見の変化への支援

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 特定健康診査受診率 (国民健康保険被保険者分)	50.0% (令和元年度)	60.0%
② 各がん検診受診率 (市実施分)	胃がん検診 25.3% 大腸がん検診 41.2% 肺がん検診 43.5% 乳がん検診 38.7% 子宮がん検診 32.7% (令和元年度)	各50.0%
③ 特定健康指導実施率 (国民健康保険被保険者分)	動機づけ支援 74.9% 積極的支援 26.9% (令和元年度)	動機づけ支援 74.9% 積極的支援 60.0% (令和5年度まで)
④ 心のサポーター(ゲートキーパー) 養成講座受講者数	347人(延べ) (令和3年3月末)	450人

①③令和元年度法定報告、②令和元年度がん検診成績表、④子育て健康課

第6節 適正な社会保障の実施

課題と基本的な考え



- 国民健康保険制度については、被保険者数の減少や高齢化の進行などによる医療費の増大により、財政基盤の強化が課題となっています。データヘルス計画※¹に基づく事業を実施しながら、県や他市町村と連携して、財政運営の安定化と持続可能な医療保険制度を推進します。
- 介護保険事業については、高齢者人口、要介護（要支援）認定者、介護サービス供給量の増加に伴う、給付費の増大が懸念されています。介護予防や健康寿命アップに寄与する事業の積極的な展開と保険料の適正な納付の取り組みを両輪で実施しながら、健全な財政の維持に努めます。
- 本計画期間中の2025年（令和7年）には、団塊の世代が後期高齢者になり、社会保障費の増加などが懸念されています。これに対応するため、後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、国の制度改正などに的確に対応し、高齢者の医療・福祉の充実に努めます。また、75歳以上が対象となる後期高齢者医療広域連合の保健事業については、各医療保険者が実施する75歳未満の保健事業との適切な継続と、生活機能の維持などの課題に対応するため、介護予防との一体的な実施を図ります。
- 国民年金については、制度の適切な運用に向けて、相談業務のほか、周知広報や啓発活動などの充実に努めます。また、日本年金機構の窓口の集約が進み、市役所などを会場に行われてきた年金相談などが終了する中で、市民にとって身近な相談窓口の充実に努めます。
- 本市における生活保護は、受給者数や保護率には大きな動きが見られないものの、15歳から64歳までの稼働年齢層※²の受給者や、生活相談が増加しており、こうした状況の変化に応じた柔軟な対応が求められています。また、生活保護費のうち医療扶助費の増加が全国的な課題となっており、生活保護受給者の健康管理が求められています。今後も、生活困窮者の自立や生活安定に向けて、東根市社会福祉協議会などの関係機関との連携により、きめ細かに対応していきます。

※1 データヘルス計画：診療報酬明細書（レセプト）や健診結果の情報などのデータ分析に基づき、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する取り組み。平成27年度からすべての保険者に実施が義務付けられている。

※2 稼働年齢層：就労して生活費を得ることができるとされる年齢層。

施策の体系

適正な社会保障の実施

- (1) 国民健康保険
- (2) 介護保険
- (3) 高齢者医療制度
- (4) 国民年金
- (5) 低所得者福祉

施策

(1) 国民健康保険

- 保健事業の推進と充実
- 保健師訪問指導などによる疾病の早期発見、早期治療の促進
- 国民健康保険財政の健全化推進
- 社会情勢の変化に対応した新たな収納対策の検討
- 医療費適正化対策の推進
- 圏域化に伴う事務の標準化の推進

(2) 介護保険

- 利用者のニーズを踏まえた適正なサービスの提供
- 適正な受益と負担による健全な財政運営の推進

(3) 高齢者医療制度

- 後期高齢者医療広域連合と連携した事務の推進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

(4) 国民年金

○相談業務と広報、啓発活動の充実

(5) 低所得者福祉

- 生活実態の的確な把握
- 生活扶助など各種扶助の適正な実施
- 健康管理の支援強化
- 自立に向けた相談、指導の充実
- 生活保護者への適正な面接・指導などの実施
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員など関係機関との連携強化
- 生活福祉資金貸付金制度の有効活用
- 生活困窮者自立支援事業の充実

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 高齢者1人あたり 介護給付費※ ¹	290千円/年 (令和2年度)	365千円/年
② 生活保護世帯訪問基準に 準じた家庭訪問の実施	457回/411回※ ² (令和2年度)	訪問基準以上実施

①～②福祉課

※1 高齢者1人あたり介護給付費:今期計画期間中の2025年(令和7年)には団塊の世代が後期高齢者となり要介護(要支援)認定率の上昇が見込まれることから、1人あたりの介護給付費も大きく増加することが見込まれるが、その抑制に努めていく。

※2 457回/411回:実訪問回数/訪問基準回数。世帯ごとに定められる基準を上回る訪問を実施し、きめ細かな支援に努める。

第2章

自然と環境を未来につなぐ 安全・安心で快適なまち

第1節

防災機能の強化と強靱なまちづくりの推進

課題と基本的な考え



- 近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発しています。本市においても、令和2年7月に記録的な豪雨で白水川の堤防が決壊し、床上浸水・床下浸水のほか、道路や農業などに甚大な被害が発生しました。全国的に防災・減災対策が急速に進められており、本市においても、基本となる「自助」と「共助」「公助」を推進しながら、あらゆる事態を想定した防災体制の強化などを、計画的に進めます。

また、どのような自然災害が発生したとしても、市民の尊い生命と財産を守り、持続的な成長を実現するために、致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えた「強靱なまちづくり」を進めます。

- 大幅な気候変動によって、災害が少ないと言われてきた本市においても、いつ、どこで災害が発生してもおかしくない状況にあることを再度認識し、災害の教訓などを踏まえ、特に危険箇所における自然災害の未然防止に取り組みます。

- 近年の大規模な自然災害の発生に伴い、市民一人ひとりの防災意識が高まり、災害への備え、防災機能のより一層の充実強化が求められています。令和2年7月の記録的な豪雨の際には、西部地区の指定避難所の立地や感染症対策、情報伝達など、多くの課題が浮き彫りになりました。こうした課題を踏まえて、防災に関するマニュアルの見直しや西部地区の指定避難所となる防災拠点施設の整備などに早急に取り組みます。



令和2年7月豪雨による白水川堤防決壊

- 緊急時には、「自らの命は自ら守る」「自分たちの地域は地域の人々で守る」という「自助・共助」の取り組みが重要です。そのため、地域の人々が自ら考え行動する意識の高揚を図り、防災に関する正しい知識を普及させる必要があります。また、高齢化の進行などに伴い、災害時に配慮が必要な市民の増加が想定される中で、避難行動を適切に支援する体制の強化が求められています。防災に関するさまざまな事態を想定し対応できるように、自主防災機能を強化し、地域における防災力の向上を図ります。
- 自然災害以外についても、新型コロナウイルスのように世界規模で安全・安心を脅かす感染症の拡大や、武力攻撃、テロといった不測の事態など、さまざまな危機の発生に対する不安が高まっています。こうした危機から市民を守るため、総合的な危機管理体制を強化します。

また、「ウィズコロナ」及びその後の「ポストコロナ」の時代においては、感染リスクへの恒常的な備えが求められることから、「新しい生活様式」の普及啓発に努めます。
- 災害や武力攻撃の恐れがある緊急時においては、情報伝達を確実に行うことが最も重要です。また、災害時に施設に避難している人への迅速かつ丁寧な情報提供が求められています。

こうしたことを踏まえ、東根市地域防災計画などの見直しを行うとともに、情報伝達手段として、SNSをはじめとするさまざまな媒体の活用を検討し、積極的に導入していきます。また、平常時においても、避難場所や避難ルートなどの防災情報を分かりやすく周知し、緊急時の適切な行動につなげます。

施策の体系

防災機能の強化と強靱なまちづくりの推進

- (1) 防災等に関する基本施策の推進
- (2) 自然災害の未然防止
- (3) 防災体制などの充実
- (4) 地域防災力の向上
- (5) 危機管理体制の充実
- (6) 情報伝達の充実強化

(1) 防災等に関する基本施策の推進

- 防災に関する各種計画に基づく総合的、計画的、体系的な取り組みの推進
 - ・東根市地域防災計画の推進
 - ・東根市地域防災計画に基づく、各種計画による基本施策の推進（東根市建築物耐震改修促進計画、東根市災害時要援護者支援計画、大規模災害時対応マニュアルなど）
- 災害時の基本となる「自助」と「共助」「公助」の推進
- 東根市国土強靱化地域計画に基づく、致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えた「強靱なまちづくり」の推進
 - ・人命の保護を最大限図る取り組みの推進
 - ・市及び地域社会の重要な機能が致命的障害を受けないための取り組みの推進
 - ・市民の財産及び公共施設等に係る被害の最小化に向けた取り組みの推進
 - ・迅速な復旧・復興に向けた取り組みの推進

(2) 自然災害の未然防止

- 危険箇所把握調査や教訓を踏まえた対応策の検討
- 市内一級河川の未整備区間の改修、川底の浚渫^{*}、支障木の撤去、排水機の適正配置などを関係機関に対し要請
- 関係機関との連携による治山事業の促進
- 砂防事業の促進を関係機関に対し要請
- 災害危険地域での開発防止の指導強化
- 関係機関との連携による治水対策の推進及び河川管理施設の適正な維持管理の推進

(3) 防災体制などの充実

- 災害の教訓を踏まえたマニュアルの見直しなどによる防災体制の強化
- 避難場所の確保・充実と避難行動の強化
 - ・西部地区の指定避難所となる防災拠点施設「（仮称）西部防災センター」の整備
 - ・避難場所における万全な感染症対策の導入
 - ・避難場所としての公園緑地の整備促進・避難路の確保と市民への周知
 - ・見やすく分かりやすい土砂災害・洪水ハザードマップの作成検討、配布・有効活用による緊急時の行動の周知

^{*}浚渫（しゅんせつ）：水底をさらって土砂などを取り除くこと。

- 迅速かつ的確な初動態勢の確立に向けた、より効果的な総合防災訓練、図上訓練の実施
- 幅広い年代や要支援者などに的確に対応できる災害時の備蓄品、さまざまな災害を想定した資機材の計画的配備
- 市民、地域、企業・事業所、団体、行政がそれぞれの役割を担う防災における連携の強化
- 山間部など災害時の孤立地域における災害対策の充実強化
- 気候変動を踏まえた水害対策の強化
- 土砂災害などの危険区域からの住宅移転への支援
- 公共施設等、道路、橋りょうなどの耐震化の促進
- 災害に強く、緊急対応が可能なライフラインの確保
- 災害時の応急・復旧体制の強化
- 災害時相互応援協定の締結促進と連携強化
- 土砂災害、火災、水害などの災害が重なる複合災害の発生を想定した市内関係機関の相互応援体制の充実



指定避難所開設訓練（令和2年度）

(4) 地域防災力の向上

- 地区防災計画の策定推進
- 地域や学校などにおける防災意識の高揚、防災知識の普及
- 避難行動要支援者への適切な対応など、自主防災会をはじめとする地域の共助による支援体制の確立
- 自主防災会の防災資機材整備への支援
- 自主防災組織のリーダー養成と災害ボランティアの育成
- 市民の積極的参画による自主防災組織の機能充実



防災講演会

(5) 危機管理体制の充実

- 東根市国民保護計画の推進
- 武力攻撃やテロ、感染症などのさまざまな危機に迅速かつ的確に対応し、市民を守ることができる総合的な危機管理体制の強化
- 関係機関との連携強化
- 危機管理に関する知識・情報の市民への積極的周知
- 「ウィズコロナ」及び「ポストコロナ」の時代における「新しい生活様式」の普及啓発

(6) 情報伝達の充実強化

- 防災行政無線の効果的な運用
- 情報を迅速、正確に伝える手段の積極的導入
- SNSなどを活用した情報伝達
- さまざまな媒体により、避難場所や避難ルートなどの防災情報を分かりやすく周知
- 避難場所との情報連携の徹底、避難者への迅速・正確な情報伝達・要望把握

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 自主防災組織リーダー研修参加人数	103人(延べ) (令和3年3月末)	153人(延べ)
② 災害時相互応援協定数	37団体 (令和3年3月末)	40団体
③ 地区防災計画策定数	0団体 (令和3年3月末)	50団体

①～③危機管理室

課題と基本的な考え



- 災害の大規模化・多様化に加え、高齢化や核家族化の進行など社会環境が変化しており、求められる安全の水準も高まっています。また、大規模災害の頻発に伴い、さまざまな状況への対応力強化が求められています。こうした状況を踏まえ、火災をはじめとする、さまざまな災害に迅速かつ適切に対応できるよう、人材の育成・確保を図るとともに、消防車両・資機材や消防水利などの計画的な整備、更新を進めます。

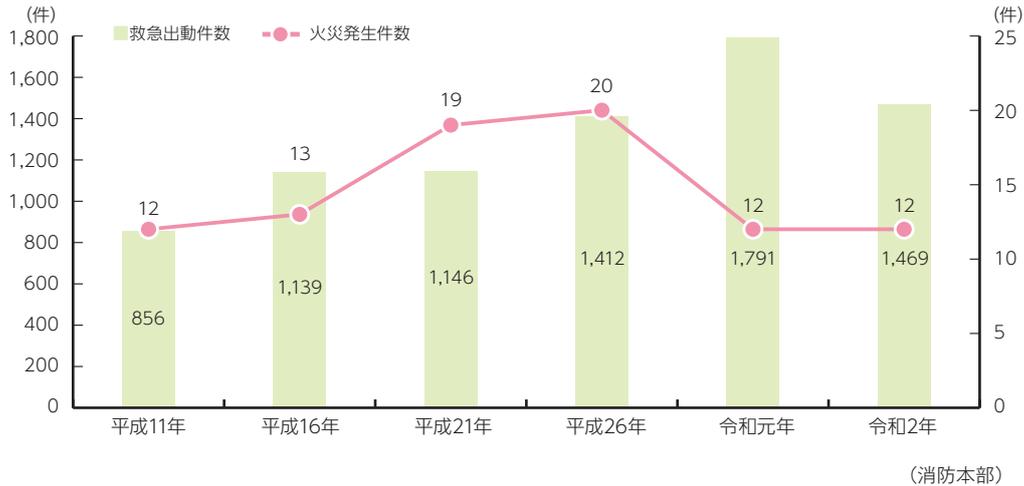
また、高齢化の進行などに伴い、火災予防機能の充実強化が求められています。市民一人ひとりの防火意識の高揚を図るとともに、予防・保安対策を強化します。

防火意識や初期消火態勢の向上、さらには地域の防災力の強化を図るためには、消防団をはじめ、自主防災会、女性防火クラブなどの地域住民や、自衛消防組織などの事業所の活動が重要です。特に消防団については、少子高齢化や勤務形態の変化、地域における人と人とのつながりの希薄化などにより、団員の確保が困難になっています。地域住民はもとより、消防団員の勤務先などにも協力をいただきながら、消防団活動の充実と組織強化を図ります。また、訓練や装備の充実によって、機動力の向上を図るとともに、消防団のない地域では組織化に向けた取り組みを進めます。

- 本市における救急出動件数は増加し続けています。救急業務についても、救急救命士の特定行為処置項目の拡大への対応など、さらなる高度化が求められており、救急救命士を継続的に養成していきます。また、人員の確保による体制強化や、高規格救急車・救急救助資機材などの計画的な整備、更新を進めます。

救命率の向上には、救急車が到着する前の適切な応急手当が重要です。市民に対する応急手当の知識と技術の普及に努めるとともに、さまざまな場所に設置されている自動体外式除細動器（AED）の有効活用を進めます。

火災発生件数と救急出動件数の推移



施策の体系

消防機能の強化

(1) 消防体制の充実

(2) 救急・救助体制の充実

施策

(1) 消防体制の充実

- 災害に迅速かつ適切に対応するための人材の育成と確保
- 多様な災害を想定した消防職員の教育訓練の充実
- 消防用装備、車両の計画的更新と適正配備
- 消火栓、防火水槽などの消防水利の充足率向上と計画的更新
- 大規模災害や特殊災害などに備えた防災資機材などの充実
- 他自治体との効果的な広域連携の推進
- 防火対象物などへの立入検査、高齢者世帯への防災訪問など、予防業務の強化
- 地域の自主防災会や女性防火クラブ、事業所の自衛消防組織による防火意識啓発活動への支援、育成指導による防火管理体制の強化
- 幼年少年防火クラブの育成
- 女性消防団員・消防団員（水防団員）の確保とリーダーの育成

- 消防団協力事業所制度の充実・普及
- 機能別消防団員※の導入検討
- 水防訓練の強化
- 地域消防の機動力強化
- 消防団員の教育訓練と装備の充実
- 地域の実態に応じた消防団再編に向けた検討、空白地域の解消



消防団出初式

(2) 救急・救助体制の充実

- 多様化・高度化する救急・救助要請への即応体制の充実
- 救急救命士、予防技術資格者の養成、教育訓練の充実
- 救急救助資機材・車両の計画的更新と適正配備
- 大規模災害や特殊災害などに備えた救急救助資機材などの充実
- 迅速かつ円滑な救急救助活動を行うための医療機関や関係機関との協力連携体制の強化、他自治体との効果的な広域連携の推進
- 住民、事業所などを対象とした応急手当講習会の開催・市民参加推進
- 自動体外式除細動器（AED）の普及促進と市民の心肺蘇生法習得の推進
- より多くの場所で自動体外式除細動器（AED）を使用できるよう、所有する事業所などによる協力体制づくり

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 火災発生件数	12件 (令和2年)	予防消防活動の充実により火災予防を図る
② 消防団協力事業所	12事業所 (令和3年3月末)	16事業所
③ 消防団空白地域 (該当区数)	3 (令和3年3月末)	0

①～③消防本部

※機能別消防団員：すべての消防団活動には参加できない人が、市が定める特定の活動・役割に従事する制度。時間帯を限定した活動や特定の災害種別のみ活動する。

課題と基本的な考え



- 近年、本市における交通事故の件数は、減少傾向にあります。第4次総合計画の期間中には交通死亡事故ゼロの期間が1,000日を超え過去最長を記録しました。交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、今後、高齢化の進行に伴う高齢者の事故の増加、新たな道路整備や小学校移転に伴う交通量の変化なども想定されます。こうしたことから、引き続き、交通安全意識の高揚と交通安全マナーの向上を図りながら、地域と連携した交通安全対策や、交通安全施設の適正な整備などを進めます。

◎東根市内の交通事故発生件数の推移

(単位:件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
発生件数	318	272	275	213	187	151

(村山警察署)

- 近年、犯罪の多様化や低年齢化が進行しています。また、高齢者の一人暮らし世帯の増加や核家族化が進む一方で、地域社会における連帯意識が希薄化しています。こうした状況から、市民一人ひとりの防犯意識の醸成と、「地域の安全は地域みんなで守る」という意識を高めながら、地域における自主的な防犯活動を推進し、関係機関と連携した防犯体制の強化を図ります。また、本市においては宅地分譲などが活発に行われ、防犯活動もまち並みの変化にあわせた対応が求められていることから、警察や関係機関などと連携し、犯罪が起きにくい環境づくりに努めます。

都市化が進む本市において、市内に警察署がないことが大きな課題になっています。今後、事件や事故が増加することが懸念される中、市民が安全・安心な生活を営むことができるよう、早期の「東根警察署」の設置実現に向けた取り組みを進めます。

◎東根市内の刑法犯認知件数の推移

(単位:件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
発生件数	189	203	154	117	162	156

(村山警察署)

- 平成23年に東根市消費生活センターが設置されて以降、相談内容は複雑・多様化しています。近年は、特殊詐欺による被害やスマートフォンの普及によるインターネットのトラブルなどが増加し、手口も巧妙化しています。また、今後、さまざまな分野におけるデジタル化の普及など、市民生活を取り巻く環境が大きく変化することが予想されることから、消費生活センターの相談機能、市民への情報提供、学校との連携による消費者教育の充実に努めます。

施策の体系

生活安全の確保

- (1) 交通安全対策の充実
- (2) 防犯体制の充実
- (3) 消費生活の安全確保

施策

(1) 交通安全対策の充実

- 東根市交通安全計画の推進
- 「交通安全の日」（毎月15日）に関する取り組みの強化
- 正しい交通ルールと交通マナーの遵守など交通安全意識の向上
- 交通安全関係団体と連携した交通事故防止活動の推進
- 子ども、保護者、高齢者や関係者への交通安全教育の推進
- 交通指導員、交通安全専門指導員など交通安全指導體制の充実
- かもしかクラブ、交通安全母の会など交通安全推進団体の育成



かもしかクラブ

- 交通安全施設の適正な整備の推進
 - ・道路照明、カーブミラー、防護柵、区画線などの適正整備
 - ・交通信号機の必要箇所など現状を踏まえた設置要望
- 交差点、狭幅員、見通しの悪い道路の改良推進
- 通学路などの歩行空間の安全確保の推進
 - ・通学路における一層の安全確保
 - ・誰もが安全・安心に通行できる歩道などの歩行空間の整備推進
 - ・通学路点検の実施など、学校や地域、警察などとの連携による危険箇所の把握と改善
- 学校安全ボランティアなど、地域と連携した見守り活動の充実
- 冬期間の交通安全確保を図る道路除排雪の充実強化

(2) 防犯体制の充実

- 地域、関係機関と連携した暴力のない明るいまちづくりの推進
- 市民一人ひとりの防犯意識の高揚に向けた、関係団体との連携強化による広報啓発活動の推進
- 地域における自主防犯活動の推進
- 青色防犯パトロール活動の充実
- 青少年健全育成団体との連携による少年非行犯罪の未然防止
- 防犯連絡員（区長）、子ども見守り隊、こども110番連絡所の有機的な連携
- 通学路における防犯体制の強化
- 防犯カメラなど防犯に関する施設整備の推進
- 公衆街路灯（防犯灯）の設置充実
- 東根警察署の設置要望強化



青色防犯パトロール活動

(3) 消費生活の安全確保

- 消費生活センターによる相談窓口機能と情報提供の充実
- SNSによるトラブル、特殊詐欺や悪質商法などの被害の未然防止に向けた取り組みの強化
- 社会の変化に伴う消費者トラブルへの適切な対応
- さまざまな年代に合わせた消費者教育の実施

- 消費者団体などの育成と消費者リーダーの養成
- 計量器の定期検査などによる適正計量器使用の推進
- 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法に基づく立入検査に係る職員の知識向上

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 交通死亡事故「ゼロの日」継続日数	400日 (令和3年3月末)	1,860日
② 学校安全ボランティアの人数	1,244人 (令和2年度)	1,300人
③ 公衆街路灯(防犯灯)の設置数	4,094灯 (令和3年3月末)	4,190灯

①③生活環境課、②管理課

第4節

環境保全の推進

課題と基本的な考え



- 良好な環境を保全していくには、一人ひとりが環境問題を理解し、環境への負荷の軽減などに向けて行動することが重要です。本市は、県内自治体でいち早く「環境ISO14001」の認証を取得し、他自治体に先駆けてさまざまな環境保全の取り組みを進めてきました。また、近年、地球温暖化が世界的な問題になる中で、本市は県内自治体で初めて「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの実質排出量をゼロにすることを目標にしています。

環境問題への意識と感心が高まる中で、良好な環境を次代に引き継いでいくため、「環境ISO14001」や「ゼロカーボンシティ」の推進を中心として、市民や事業者、行政などが一体となって、環境問題に取り組みます。



ゼロカーボンシティ表明（令和2年1月）

- 環境問題の解決には、これを自らの問題として捉え、環境に配慮した行動を促すことが重要です。一人ひとりの小さな行動の積み重ねが、やがて大きな環境保全効果に繋がっていくことから、さまざまな機会を通じた環境教育や啓発などにより、意識の醸成を図ります。
- 近年、猛暑や豪雨などの異常気象が世界各地で発生しており、本市においても、記録的な豪雨が発生するなど、地球温暖化が深刻化しています。また、今も排出され続けている温室効果ガスの増加により、異常気象のさらなる頻発化、これによる自然災害の激甚化も予測されます。そのため、本市がこれまで取り組んできた地球温暖化対策をさらに発展させ、ゼロカーボンシティの実現に向け、市民や事業者などと目指すべきゴールを共有しながら、さまざまな施策に取り組みます。
- 地球環境を保全していくため、限りある資源を有効に活用し、環境への負荷をできる限り低減していくシステムの構築が求められています。令和元年に国において「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されるなど、プラスチックの資源循環をはじめ

とする循環型社会への関心が世界的に高まっています。今後も、分別回収などによるリサイクルを推進するとともに、廃棄物の抑制や適正処理を推進します。

- 近年、資源の大量消費による森林の減少など、世界的に自然環境の破壊が急速に進んでいます。自然環境は、私たちの生活に欠かせない、さまざまな資源を提供してくれます。その一方で、森林の伐採などは、地球温暖化、あるいは土砂災害などを招く要因になることから、今後も豊かな自然環境の保全に取り組んでいきます。

さらに、本市の豊かな自然環境は、都市化による利便性などとあわせて、市民が住み続けたいと思う大きな魅力の一つであり、今後も、人と自然が調和するまちづくりを進めます。

- 健康で安らぎのある生活を営むには、大気汚染や騒音、悪臭などにより、環境や生活、健康への被害が生じないように、良好な生活環境を保全していくことが最も重要です。そのため、公害の防止や環境衛生の向上に継続して取り組んでいきます。また、近年頻発している災害時においては、特に公衆衛生の悪化の軽減に努めます。

施策の体系

環境保全の推進

- (1) 環境に関する基本施策の推進
- (2) 環境保全意識の高揚
- (3) 地球温暖化対策の推進
- (4) 循環型社会の構築
- (5) 自然環境の保全
- (6) 良好な生活環境の保全

(1) 環境に関する基本施策の推進

- 「環境 ISO14001」の理念及び「ゼロカーボンシティ」を実現するための各種計画に基づく総合的、計画的、体系的な取り組みの推進
 - ・大げやき環境基本計画の推進
 - ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進
 - ・東根市一般廃棄物処理基本計画の推進
 - ・東根市分別収集計画の推進

(2) 環境保全意識の高揚

- 環境 ISO の取り組みの充実と発信
- 市民、家庭、地域、事業者、行政などのあらゆる主体が、環境問題を自らの問題として捉え行動する社会の実現に向けた意識の醸成
- 広報などによる自然保護意識の醸成と啓発
- 水源をかん養する森林や地下水の保全意識の高揚
- 家庭、学校、地域での環境教育の推進
- 環境に関するボランティアの育成
- 環境衛生組合の活動支援
- 環境講座や再生可能エネルギーに関する学習会などの開催
- 節水・節電意識やごみの減量化、不法投棄防止など、環境保全に向けた啓発活動の推進

(3) 地球温暖化対策の推進

- 「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みの拡充、地域への拡大
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備設置の普及促進
- 次世代自動車などの環境に配慮した交通手段の普及促進
- 公共施設等における LED 照明への切り替えの促進、ZEB[※]化の推進
- 公共施設等への EV ステーションの設置に向けた検討
- 公共空間における緑化の推進
- 脱炭素型ライフスタイル・事業活動の推進

※ ZEB: Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で「ゼブ」という。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

(4) 循環型社会の構築

- ごみの細分化による減量、リサイクルの推進
- プラスチック製容器包装類リサイクルの推進
- 有価物資源回収事業の推進
- 再生紙など環境に配慮した製品購入の促進と商品の情報提供
- MBH（マイバッグ・マイ箸持参）運動、レジ袋の削減の推進



クリーンピア共立リサイクルセンター

◎年次別ごみ処理量の推移

(単位:t)

	平成11年度	平成16年度	平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和2年度
可燃物	10,543	13,414	12,373	12,604	12,609	12,442
不燃物	1,570	1,682	1,290	556	599	552
リサイクル	—	—	—	753	654	672

(生活環境課)

(5) 自然環境の保全

- 自然保護や緑化活動などの推進
- 身近な自然である小川、湖沼、里山などの保全
- 森林の荒廃防止と森林活用の推進
- 松くい虫、ナラ枯れなどの被害対策の推進
- 自然とふれあえる場の創出
- 環境税を活用した緑化活動の推進
- 緑の少年団などによる緑を守り育てる活動の推進



関山大滝

(6) 良好な生活環境の保全

- 県との連携による典型7公害に関する監視活動の充実
- 緊急時における応急処置実施体制及び公害や苦情に迅速で適切に対応できる体制の充実
- 不法投棄、ごみの野焼きなどの監視、指導の強化
- 騒音調査、地下水水質調査、地盤沈下調査などの実施
- 公害の未然防止のための事業所等との環境保全協定の締結促進
- ごみステーションの適正配置
- 合併処理浄化槽の普及促進、浄化槽設置者への適正な維持管理の指導による生活排水の適正処理の推進
- 下水道の整備率の向上と普及啓発活動の充実などによる水洗化率の向上
- 東根市災害廃棄物処理計画に基づく、災害廃棄物の適正処理

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 1人1日あたり家庭系ごみの排出量	791g (令和2年度)	749g
② 生活排水処理率※	89.6% (令和3年3月末)	89.8%
③ 容器包装廃棄物の排出量 (分別収集の推進)	186.9t (令和2年度)	179t
④ 資源ごみのリサイクル率	12% (令和元年度)	20%

①～④生活環境課

※生活排水処理率：総人口に対する生活雑排水を処理（公共下水道及び合併処理浄化槽による処理）している人口の割合。

第5節 都市景観の形成

課題と基本的な考え



- 景観は、森林や河川、建物や道路、あるいはそこで活動する人々など、まちを構成するさまざまな要素により成り立っています。豊かな自然に恵まれた本市では、自然と調和した快適な空間の創出が良好な景観形成へとつながります。市民アンケートにおいても、生活環境に関する項目の中で、緑の豊かさや自然景観の満足度が高く、緑や自然が本市の魅力となっていることが表れています。今後も、緑化の推進や、自然との調和に配慮した施設づくりなどを進め、良好な景観の形成に努めます。

- 本市を象徴する大ケヤキ周辺の情緒あるまち並みや歴史的文化資産は、独特の風情を醸し出しまちの魅力を高め、地域住民の誇りと愛着を育んできました。これまで受け継がれてきた歴史的な景観を次代に繋ぐため、より一層個性を磨き、まち並みや自然景観と調和した風格のあるまちづくりを進めます。



東根城址

- 一人ひとりがまちに愛着をもち、守り育む気持ちを日々の活動に活かすことができれば、おのずと良好な都市景観が形成されていきます。市民共有の財産である都市景観を良好に維持していくため、市民との協働によるまち並みづくりなどにより景観づくりを誘導します。

施策の体系

都市景観の形成

- (1) 自然環境との調和
- (2) 個性と風格のあるまちづくりの推進
- (3) 都市景観形成の誘導

施策

(1) 自然環境との調和

- 自然豊かな風景に調和した施設づくりの推進
- 花ランドひがしね推進事業、生垣設置奨励事業を活かした緑化の推進
- 護岸や河川敷を活用した潤いのある親水空間の整備促進
- 中心市街地における緑地空間の確保

(2) 個性と風格のあるまちづくりの推進

- 歴史的景観などに配慮したまち並みの形成
 - ・歴史と文化を活かした個性あるまち並み整備の推進
 - ・羽州街道赤松並木の保存と整備
 - ・大ケヤキ周辺の無電柱化の検討
 - ・歴史的景観を活かした長瀬二の堀整備関連ウォーキングトレイル事業の推進
- 東の杜周辺の回遊性のあるまちづくりの推進
- くだものにこだわった東根らしい景観形成など、地域資源などを活かしたまちづくりの推進
- 景観に優れた建築物などの保全
- 地域資源などを活かしたまち並みの形成
- さくらんぼをはじめ東根らしさを演出したカラーマンホールなどの活用



長瀬二の堀 ウォーキングトレイル



カラーマンホール

(3) 都市景観形成の誘導

- 市民と行政の協働によるまち並みづくりの推進
- 景観に関する啓発や研究事業の実施
- 景観に配慮した公共案内表示看板などの設置
- 屋外広告物の適正指導
- わがまち街路樹里親制度による市民と協働のまち並みづくりの推進



わがまち街路樹里親制度

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 花ランドひがしね 参加団体数	31団体 (令和2年度)	45団体
② わがまち街路樹里親 制度 里親管理割合	39.5% (令和2年12月31日)	管理割合の増加を 目指す
③ 長瀬二の堀整備関連 ウォーキングトレイル 事業(うち道路事業) 整備率	65.5% (令和2年12月31日)	76.3%

①生活環境課、②③建設課

第6節 都市基盤の整備

課題と基本的な考え



- 本市では、土地区画整理事業による良好な宅地の供給やまなびあテラスをはじめとした都市機能の集積により、魅力と活力にあふれ賑わいに満ちた市街地が形成されています。また、平成31年には東北中央自動車道東根IC・東根北IC間、南陽高畠IC・山形上山IC間が相次いで開通しました。これにより、山形・宮城・福島3県の高速道路ネットワークが完成し、大幅な時間短縮と利便性の向上が図られています。
今後も良好な市街地形成に向けて、各種法令や用途地域※などに基づく計画的な整備や適切な指導・規制などにより、開発に伴う周辺環境への影響を考慮した調和のとれたまちづくりを進めます。
- 良好な市街地を形成していくには、道路や公園などの整備を進める一方で、その地域で暮らす人々もそのまちの将来像を共有し、一緒になってまちづくりを進めていくことが重要です。そのため、施設整備や適切な管理とともに、地区計画などによる協働のまちづくりを進めます。
- 道路網の充実は、まちの活力を生み、本市の発展に重要な役割を果たしてきました。今後もまちの将来像を見据え、東北中央自動車道や主要幹線道路の整備による広域道路ネットワークの強化を図ります。特に、重要物流道路の指定を受けた国道48号については、バイパス化などに向けた働きかけを強めるなど、仙台圏とのアクセスの向上に取り組みます。また、生活に密着した身近な市道の整備を進めます。
- 道路や橋りょうをはじめとしたインフラ資産の老朽化が進んでおり、厳しい財政状況が予測される中であって、維持管理が大きな課題となっています。今後、対症療法的な事後保全に代えて、予防保全型の管理を進め、長寿命化を図ります。
- 土地区画整理事業や民間による宅地分譲などにより、優良な宅地の供給が進んできた一方で、空き家の増加や住宅地の拡散が問題となっています。そのため、用途地域内への開発の誘導により充足率を高めていきます。また、定住や住宅の建設に向けた支援、空き家の発生防止に向けた取り組みなどにより、誰もが安心して暮らせる住環境の整備を進めます。

※用途地域：都市計画法の地域地区の1つで、用途の混在を防ぐことを目的とし、住居・商業・工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。

- 公園は、うるおいとやすらぎの空間、子育て、遊育を実践し交流する空間など、さまざまな役割を担っており、身近な地域に公園が欲しいというニーズは、子育て世代などを中心に非常に高くなっています。こうしたことを踏まえ、未整備地区における公園の整備を進めます。また、既存の公園についても適切な維持管理に努めます。
 - 本市においても、令和2年7月豪雨によって白水川の堤防が決壊するなど、集中豪雨による河川の氾濫が全国的に増えており、河川の雨水対策に対する関心が非常に高まっています。そのため、関係機関との連携のもと、河川の洪水被害対策を進め、被害を抑制していきます。また、雨水幹線の計画的な整備や適切な維持管理を推進し、内水被害の防止に努めます。
 - 冬期間の降雪は、さまざまな活動に影響を及ぼします。雪が降っても安全・安心な日常生活が維持され社会経済活動が滞らない、雪に強いまちづくりが求められます。市民アンケートでは、生活環境に関する項目の中で、除雪対策の満足度が低くなっており、市民の理解や協力のもと道路除雪体制の充実に努めます。
-
- 除雪作業
- 高齢者の増加や障がい者の社会参加に伴い、バリアフリーの普及が進んでおり、本市においても公共施設等のバリアフリー化に取り組んできました。今後とも誰もが暮らしやすい社会の実現を目指して、心のバリアフリーを社会全体で推し進めていくとともに、みんなに優しいユニバーサルデザインを基本とした都市基盤整備を進めます。
 - 大規模災害から市民の生命と財産を守り持続的な成長を実現するため、強靱なまちづくりが求められています。災害が発生しても致命的な被害を負わず、速やかに回復するための交通基盤やライフラインなど、市民生活の維持に不可欠な施設の強靱化を進めます。

施策の体系

都市基盤の整備

- (1) 計画的な市街地形成の誘導
- (2) 良好な市街地形成の推進
- (3) 高速道路や広域幹線道路、市道などの整備促進
- (4) 道路、橋りょうなどの予防保全型管理の推進
- (5) 快適な居住環境整備に関する取り組みの充実
- (6) 公園整備の推進
- (7) 河川の整備、雨水対策の推進
- (8) 雪に強いまちづくり
- (9) 都市基盤におけるユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化の促進
- (10) 災害時の機能維持に向けた都市基盤の強靱化

施策

(1) 計画的な市街地形成の誘導

- 国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、建築基準法など、法令の適切な運用に基づく土地利用の明確化、規制、誘導
- 土地利用の長期ビジョンに則した公共施設等の計画的配置
- 用途地域に基づく計画的な整備の推進
- 用途地域に合わせた、秩序ある開発の誘導と乱開発の防止

(2) 良好な市街地形成の推進

- 地区計画や建築協定、景観協定などを活用した良好な環境の形成

- 公共公益施設の計画的配置と予防保全型管理の推進
- 生活に密着した道路の整備
- 魅力ある市街地の形成に向けた土地利用などの検討
 - ・ さくらんぼ東根駅西側の都市基盤整備の方向性の検討
 - ・ 神町駅東西のアクセス整備の検討

(3) 高速道路や広域幹線道路、市道などの整備促進

- 東北中央自動車道東根北 IC 以北の開通に伴う交通の流れの変化を踏まえた交通基盤の整備
- 国道 48 号の整備促進に向けた取り組みの強化
 - ・ 事前通行規制区間のバイパス化の実現
- 広域幹線道路などの整備促進
 - ・ 一般国道287号（国道13号～谷地橋）の4車線化の促進
 - ・ 一般県道東根大森工業団地線の4車線化の促進
- 山形県道路中期計画 2028 に位置付けられた路線の整備促進
- 市内を縦断する東回り、西回り広域道路の整備促進
 - ・ 市道東根天童線の整備促進（東回り）
 - ・ 一般県道長瀬野田線、主要地方道山形天童線の整備促進（西回り）
- 横断幹線道路の整備促進
 - ・ 都市計画道路宮崎西道線の延伸
- 主要地方道、一般県道の整備促進
- 都市計画道路、市道の整備促進
 - ・ 快適で魅力的な住宅地の形成に向けた新たな道路などの整備
 - ・ 生活に密着した道路の拡幅・改良の促進
- 道の駅の整備による安全で快適な道路交通環境の提供
- わがまち街路樹里親制度など、市民との協働による景観に配慮した道づくり



東北中央自動車道（東根北 IC 開通）



東北中央自動車道

(4) 道路、橋りょうなどの予防保全型管理の推進

- 老朽化した道路、橋りょうの計画的修繕及び長寿命化・強靱化に向けた対応
 - ・最新技術の活用などによる道路等の効率的な現状把握と適切な維持管理の推進
 - ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施
 - ・道路ストック総点検に基づく、損傷や劣化が進行する前の適切な管理の推進

(5) 快適な居住環境整備に関する取り組みの充実

- 用途地域内への民間開発事業の誘導による充足率の向上
- 高齢者、障がい者、子育て世帯などの多様な世帯が安心して暮らすことができる住環境整備の推進
- 住宅需要に合わせた市営住宅のあり方の検討
- 定住促進事業の充実
- 住まい応援事業の推進
- 耐震診断士派遣や耐震改修の促進
- 住居表示事業の推進
- 移住・定住事業や不動産関係団体との連携による、中古住宅の流通促進など、空き家の発生抑制に向けた取り組みの推進
- 空き家バンク制度などによる空き家の利活用の促進
- 危険空き家解消の推進
- 空き家などの所有者等の把握と適正管理に向けた意識の醸成
- 危険ブロック塀の撤去に向けた支援の実施

◎市内の公営住宅の概要

(単位:戸)

区分	木造	簡易耐火	中層耐火	合計
市営住宅	69	74	88	231
県営住宅	—	—	56	56
合計	69	74	144	287

(令和2年12月31日現在:建設課)

◎空き家の状況

(単位:件)

老朽危険度*	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	合計
件数	62	152	240	29	483

(令和2年10月1日現在:生活環境課)

- ※A ランク：修繕がほとんど必要ない
 B ランク：多少の改修工事により再利用可能
 C ランク：老朽化が著しい
 D ランク：解体が必要と思われる

(6) 公園整備の推進

- 地域に根ざした公園整備の検討
- 緑地の保全と緑化の推進
- 身近な公園の整備、遊具の計画的な改修・更新
- 市民と協働による公園の維持管理の推進

◎都市計画公園の整備状況

区 分		整備状況		
		箇所数	面積 (ha)	
			計画面積	開発済み面積
公 園	総合公園	1	64.6	16.56
	街区公園	18	4.4	4.4
	地区公園	2	21.8	19.8
	近隣公園	1	0.97	0.97
緑 地		1	9.1	9.1
広 場		1	1.1	1.1
合 計		24	101.97	51.93

(令和2年12月31日現在:建設課)

(7) 河川の整備、雨水対策の推進

- 河川と湖沼の保全と整備
- 河川清掃など、ボランティア活動の推進
- 関係機関と連携した洪水被害対策及び流域治水対策の推進



白水川築堤工事

- 雨水幹線などの計画的整備による内水被害の防止
- 長瀬調整池（二の堀）整備事業の推進
- 雨水施設の適切な維持管理

(8) 雪に強いまちづくり

- 市民の理解と協力を得ながら推進する道路除雪の充実
- 最新技術の活用などによる、効率的な除雪体制に向けた検討
- ボランティアや地域の力による生活に密着した除排雪の推進
- 安全で快適な歩行空間の確保
- 雪崩などの危険防止

(9) 都市基盤におけるユニバーサルデザインの導入、 バリアフリー化の促進

- 全ての生活者・利用者の視点に立ったユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- 公共施設等におけるバリアフリーとユニバーサルデザイン化の促進

(10) 災害時の機能維持に向けた都市基盤の強靱化

- 交通基盤に係る強靱化の推進
- ライフライン・情報通信に係る強靱化の推進
- 公共施設等に係る強靱化の推進

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和7年度(5年後)
① 道路の広さや舗装の満足度	38.6%	上昇を目指す
② 長寿命化対策が必要な橋りょう数	18橋	13橋
③ 除雪対策の満足度	28.4%	上昇を目指す

①③市民アンケート調査結果、②建設課

課題と基本的な考え



- 本市の大きな特色である山形空港は、現在、東京・大阪・名古屋・札幌の国内主要4都市と結ばれており、「人・もの・経済・情報」の交流の促進により、地域の発展をけん引しています。今後も山形空港は、本市の発展に欠かせないものであり、運航の充実や利便性の向上に向けた取り組みを進めます。また、空港所在地であることは、他市町村にはない本市の大きな強みであることから、これを生かした取り組みの充実に努めます。

コロナ禍において、人の移動が制限され、世界的に旅客需要が落ち込んでいます。山形空港においても利用者が大幅に減少しており、コロナ禍以前の水準にまで回復するには時間を要すると考えられます。また、今後は、オンライン会議やテレワークの普及などに伴うビジネス面での需要の変化や、旅行ニーズや観光スタイルのさらなる多様化などに伴う観光面での需要の変化も想定されます。本計画期間においては、こうしたことを注視していく必要があります。
- 本市では移動手段の多くを自家用自動車に依存していますが、自動車を運転できない子どもや高齢者などにとって、公共交通機関は生活するうえで欠かせないものです。既存公共交通機関の充実による利便性の向上や、公共交通空白地域への対応について検討していくとともに、地域の大切な資源である公共交通を、有効に活用し維持する意識を醸成していきます。
- 地域の活力を維持し魅力を高め、まちを持続的に発展させていくには、地域公共交通の充実を図っていくことが重要です。そのため、まちづくりと連携し、多様な交通手段を有機的に組み合わせた新たな地域公共交通網の形成について検討していきます。特に、本市では中央部の人口が増加し、周辺部の人口減少が進んでいることや、少子高齢化の状況を踏まえた公共交通網が求められます。

施策の体系

公共交通の充実

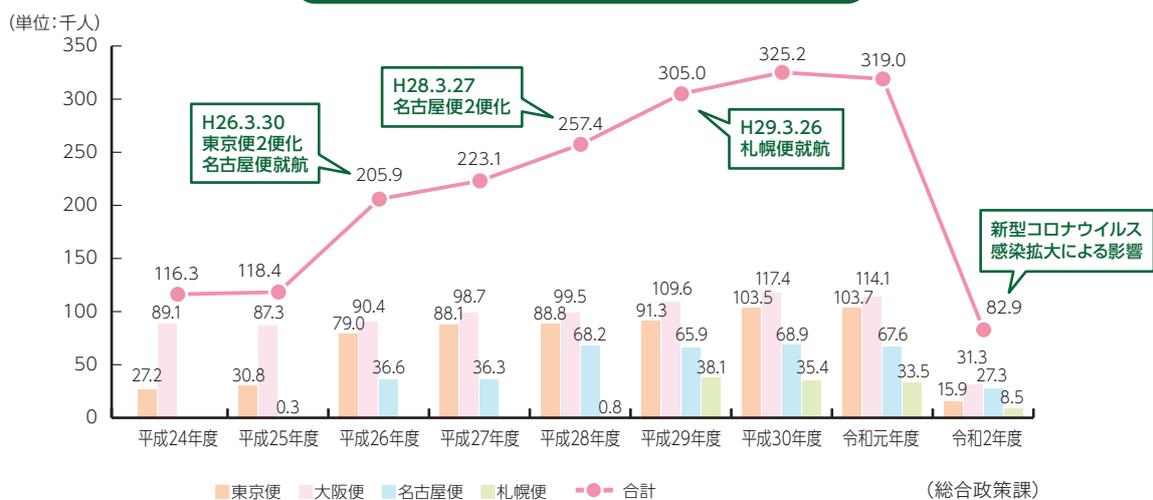
- (1) 山形空港の充実
- (2) 生活交通の充実
- (3) 地域公共交通ネットワークの充実

施策

(1) 山形空港の充実

- 山形空港の運航充実と利用促進
- 山形空港の路線拡大
- 山形空港の利便性向上
- 空港所在地として地元空港への愛着を高める取り組みや、空港を活かした交流の推進、本市の活性化につながる各種施策の充実
- 新型コロナウイルス感染拡大が引き起こした需要の変化を踏まえた施策展開

山形空港定期便の利用者数の推移



(2) 生活交通の充実

- 山形新幹線、在来線の運行充実
- 民間バス路線の運行本数の充実
- 利用しやすい市民バスシステムと運行手法の検討
- 交通弱者にとって利便性の高い公共交通機関の充実
- 公共交通への愛着を高める取り組みの推進
- デマンド型乗合タクシーの導入などによる公共交通空白地域の解消
- 公共交通における ICT 活用の推進



デマンド型乗合タクシー

◎市民バス利用者数の推移

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	23,911	29,521	30,110	34,075	32,413	30,232

(生活環境課)

(3) 地域公共交通ネットワークの充実

- さくらぼ東根駅の交通結節点としての機能強化
- 地域公共交通計画の策定
- 公共交通ネットワークの構築に向けた検討
- 市民バスの市内循環線の充実と連結する他路線などとのアクセス性の向上
- 地域公共交通会議などによる関係機関との情報の共有と連携の推進



市民バス

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 市民バスの利用者数	30,232人 (令和2年度)	34,066人
② デマンド型乗合タクシーの利用者数	240人※	300人

①～②生活環境課

※ 240人：デマンド型乗合タクシーについては、令和2年10月から本格運行のため、令和2年10月から令和3年3月までの実績に基づく推計値。

課題と基本的な考え



- 私たちの暮らしは、安全でおいしい水をいつでも安心して、手軽に利用できることを前提として成り立っています。今後とも安定した水道水の供給を継続していくために、関連施設の適正な維持管理や安全性を確保するための対策などを進めます。

また、非常時においても市民生活に影響を及ぼさないさらなる安全性の確保や、水源地などの被害を最小限に抑えるための対策を進めます。

- 下水道は、快適な生活環境や水質保全、雨水の処理などの役割を有する都市施設です。中でも、雨水については、近年頻発する集中豪雨などによる内水被害の防止に向けた対策の重要性が増しています。今後は、下水道（汚水）の普及を進めながら、雨水幹線を重点的に整備していきます。また、これまで整備してきた関連施設については、適切な維持管理、更新に努めます。

- 上下水道事業は、住民に密着したサービスを提供しています。少子高齢化や社会環境の変化により、地方公営企業を取り巻く状況も大きく変化している中においても、環境変化を踏まえた安定した経営基盤の確立を図ります。

本市においても将来的には人口が減少することが予想されます。今後とも、上下水道の普及の促進に努めながら、中長期的展望に立ち、広域的な視点も取り入れた健全で持続可能な経営を図ります。

施策の体系

上下水道の整備

(1) 上水道等の整備

(2) 下水道の整備

(3) 上下水道の健全経営

施策

(1) 上水道等の整備

- 管路を含めた上水道施設の耐震化など、計画的な更新
- 水質の監視体制の充実などによる安全性の確保
- 水源地などにおける上水道施設・工業用水道施設の浸水対策の推進



下水道フェア（平成30年度）

(2) 下水道の整備

- 「東根市公共下水道全体計画」の推進
- 「東根市公共下水道第8期計画」の推進
- 計画的な雨水幹線の整備
- 最上川流域関連下水道事業の推進
- 下水道管きよなどの長寿命化対策や適切な維持管理の推進
- 排水設備など設置改造資金あっ旋と利子補給制度を活用した水洗化の促進
- 広報紙や下水道フェアなどによる普及啓発活動の充実

(3) 上下水道の健全経営

- 将来を見据えて、水道事業のあり方を示す「東根市水道ビジョン」の策定
- 水道料金の適宜見直しなど、水道事業・工業用水道事業経営の健全化の推進
- 下水道の普及促進と経営戦略に基づく経営健全化の推進
- 下水道使用料の見直しによる経営健全化の推進
- 効率的で効果的な運営に向けた組織体制の見直し

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 上水道の有収率	88.1% (令和2年3月末)	89.0%
② 上水道管路の耐震化率	66% (令和2年3月31日)	71%
③ 下水道の整備率	89.4% (令和3年3月31日)	98.8%
④ 下水道の水洗化率	93.5% (令和3年3月31日)	94.3%

①②水道課、③④下水道課

第3章

力強く魅力いっぱいの 産業と交流のまち

第1節 交流の促進

課題と基本的な考え



- 本市は、さくらんぼ東根駅のネーミングをはじめとする果樹王国のイメージを喚起させる取り組みや、果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会、さくらんぼ種飛ばし大会などのイベント開催など、「さくらんぼ」と「果樹王国ひがしね」にこだわったまちづくりに取り組んできました。こうしたことにより、交流が大きく促進され、地域活性化につながっています。今後も継続して多様な取り組みを推進し「果樹王国ひがしね」のファンをさらに増やし、交流人口の拡大を図る必要があります。そのため、観光関連団体や農協などとの連携強化や、人材の育成と支援、イベントやキャンペーンのさらなる充実に努めます。
- 果物だけでなく、温泉、スキー場、美しい自然、歴史、文化など、市内各地域の魅力的な地域資源を積極的に発信します。また、地域の活性化や関係人口[※]の拡大につながる、地域資源や地域の特色を活かした市民相互の交流や、都市間交流を推進します。
- 本市の多世代交流の拠点である「大森山公園」周辺には、子どもの遊び場「ひがしねあそびあランド」やグラウンド・ゴルフ、パーク・ゴルフ場のほか、年間55万人以上が訪れる農協産直施設「よってけポポラ」などが隣接し、多くの人々で賑わっています。新たな交流及び情報発信の拠点となる「道の駅」を大森山公園周辺に整備し、既存の施設との相乗効果を生み出し、観光や買い物など、新たな訪問や消費拡大につながる好循環を図ります。
- 本市は、東京都中央区、北海道新得町、宮城県東松島市と友好都市の盟約を締結し、子ども交流をはじめ、それぞれの催事への参加などの交流事業を展開してきました。また、災害相互援助協定を締結した埼玉県朝霞市や愛知県豊山町、山形空港発着便の就航都市で

[※]関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

ある大阪府豊中市にもイベントなどを通じて交流の輪が広がっています。今後も友好都市をはじめとする関係自治体との交流を促進し絆を深めるとともに、本市の積極的なPRを図ります。

また、本市から車で1時間程の距離にある仙台圏との交流については、地理的優位性を活かし「人・もの・経済・情報」をはじめとするさまざまな分野において、広域的な視点によるさまざまな交流事業を展開します。

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、本市は、ホストタウンとしての取り組みや、国際交流関係団体などと連携した外国人との交流、相互理解を深める活動などにより、国際交流の推進に取り組んできました。また、相互に訪問し、絆を深めるなど、ドイツのインゲルハイム アム ライン市との海外姉妹都市提携に向けた交流も進めているところです。

今後、さらなるグローバル化の進展が予想されることから、こうした取り組みをさらに強化し、柔軟で多様な価値観を持つ、国際性豊かな人材の育成に力を入れていきます。

- 国境を越えた活動や交流が進み、在住外国人や外国人観光客が増加することに伴い、行政情報や地域情報の多言語化など外国人に分かりやすい情報提供や、相談体制の充実などに努めます。また、外国人が安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

施策の体系

交流の促進

- (1) 「果樹王国ひがしね」を活かした交流の推進
- (2) 地域の特色を活かした交流の推進
- (3) 交流及び情報発信拠点の整備と充実
- (4) 友好都市交流をはじめとする広域的な交流の推進
- (5) 国際性豊かな市民の育成に向けた国際交流の推進
- (6) 外国人が暮らしやすいまちづくりの推進

施策

(1) 「果樹王国ひがしね」を活かした交流の推進

- 関係機関との連携強化による「果樹王国ひがしね」の推進
- 「果樹王国ひがしね」を支える人材の育成と支援の充実
- 「果樹王国ひがしね」をアピールするイベントやキャンペーンの実施
- 交流促進に向けたシティプロモーションの推進

(2) 地域の特徴を活かした交流の推進

- 地域の魅力と特色を活かした活動の推進
- 地域資源を活かした活動の推進等による、市民相互の交流と都市間交流の促進
- 地域資源を活かしたまちづくりを推進する団体の活動支援
- 市内各施設における関係団体と連携した多世代交流イベントの開催
- ふるさと納税制度を活用した「ひがしねファン」の獲得と関係人口の拡大
- 関係人口の創出に向けたイベントやプロモーション活動の強化
- 地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供する取り組みの推進

(3) 交流及び情報発信拠点の整備と充実

- 大森山周辺エリアの交流・観光拠点としての機能強化
 - ・交流及び情報発信の拠点となる「道の駅」の整備
- 仙台圏、首都圏をはじめ、全国に向けた情報発信の強化

(4) 友好都市交流をはじめとする広域的な交流の推進

- 友好都市、仙台圏など、広域的な交流の推進
- 仙台東根会や東京東根会など、本市出身者等との交流の充実
- 行政間交流や産業・経済面等、さまざまな団体・分野における交流の推進

(5) 国際性豊かな市民の育成に向けた国際交流の推進

- 国際交流関係団体と連携した、海外との相互交流や在住外国人との交流機会の拡大
- ドイツのインゲルハイム アム ライン市との交流促進
- 海外姉妹都市提携に向けた取り組みの推進
- 国際化に関する講演会や各種講座の開催
- 学校教育における外国語教育の推進
- 文化・芸術・経済など多様な分野における異文化交流の促進



ハンドボールドイツ代表選手と中学生の交流

(6) 外国人が暮らしやすいまちづくりの推進

- 外国人に分かりやすい情報提供の推進
- 相談体制の充実
- 公共施設等における外国語併記の推進
- 県及び市の国際交流協会と連携した外国人に対する支援の充実

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① にぎわい指数(関係人口)	118.4万人 (令和元年度)	131万人
	61.2万人 (令和2年度)	

①総合政策課（以下の合計）

- ・さくらんぼマラソン大会など「主要イベント」への市外からの参加者数
- ・観光果樹園やよってけポボラなど「観光施設等」への市外からの来場者数
- ・子育て支援施設など「本市ならではの施設」への市外からの来場者数
- ・ふるさと納税寄附者などの“ひがしねファン”

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少している。

課題と基本的な考え



- 農業は、本市の基幹産業の一つとなっていますが、これをとりまく環境は年々厳しさを増しています。後継者不足や宅地化の進行などにより優良農地が年々減少し、耕作放棄地が増加している現状を踏まえ、将来にわたり農業の基盤を維持していくための方策を検討していきます。また、強い農業をつくりあげ継続的に発展させていくため、農道や用排水施設などの生産基盤の整備や適切な保全により、効率的な営農条件を整えます。
- 農業を基幹産業として守り育ててきた本市においても、後継者不足が大きな課題となっており、農業従事者数は年々減少しています。人口減少に伴い、あらゆる分野で労働力不足が顕在化しており、農業における人手不足も一層深刻さを増すことから、新規就農に結びつけるための積極的な情報発信や手厚い支援により後継者を確保します。また、就農後においても、指導体制の充実により担い手の育成を図るなど、離農を防ぎ定着を図る取り組みを進めます。
 コロナ禍において、地方移住への関心が高まっています。果樹栽培をはじめとする農業は本市の特色であり、大きな魅力であることから、この流れを本市への就農につなげる積極的な取り組みを進めます。
- 農林水産業は、生活に必要な食料や住宅資材などを供給し、地域経済を支える重要な産業ですが、従事者の減少や高齢化など厳しい環境に置かれています。こうした中で、それぞれの産業を維持発展させていくため、各々の強みを磨くとともに、経営の多角化、製造・流通など農林水産業以外の分野との連携などにより魅力と付加価値を高めていきます。また、デジタル技術などの先進技術や機械の導入、経営規模の拡大などによる収益性の向上を図ります。

- 本市は一年を通じ、さくらんぼをはじめとする多くの果物を全国に供給する、自他共に認める果樹王国です。加えて、米や畜産、花きなど多様な農産物等を生産・出荷しており、農林水産業は、本市を支える重要な産業となっています。品質や価格面などにおける国・地域間競争が激しくなる中、新たな技術



佐藤錦

の導入や高品質で安全な作物の供給などにより他地域との差別化を図ります。

- 健康や安全志向の高まりなど、消費者ニーズは多岐にわたり、インターネットによる通信販売の定着など、流通形態も多様化しています。こうしたことから、消費者ニーズをしっかりと掴んだ生産、流通、販売体制を確立し、市場との連携強化やインターネットを介した産地直送販売などを促進します。
- 地域で生産されたものをその地域で消費する地産地消の推進は、地域の農業と関連産業の活性化、地元の食文化への理解促進に大きく寄与します。今後とも農業と食育事業の連携を図り、地域や学校、家庭での取り組みを進めます。

- 中山間地域を中心に、サルやイノシシなど、有害鳥獣による農作物への被害が発生しています。さまざまな施策を講じているものの、依然として被害が大きい状況にあり、営農意欲の減退にもつながることから、関係機関と協力し実態把握やより有効な対策の研究などを進めます。



イノシシ被害防止電気柵

- 農業がもつ自然循環機能の維持増進を図り、持続的な生産活動を推進することで環境への負荷の低減を図る、環境保全型農業の取り組みへの関心が高まっています。今後とも、農業を営むことで発生する廃材の適正処理やせん定枝の利活用など、環境に配慮した取り組みを進めます。
- 農業や農山村は、国土保全、水源かん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、災害の防止などさまざまな役割を有しており、その恩恵を市民みんなが享受しています。こうした多面的機能が十分発揮されるよう、農山村環境の充実や地域の活性化を推進します。
- さまざまな公益的機能を有する林業は、人々の暮らしにかかせない産業です。しかし、後継者不足や高齢化、木材需要の低迷、輸入材との競合などにより厳しい環境に置かれています。今後も林道や作業道の整備などに努めるほか、病虫害被害の防止や、新たな森林経営管理制度に基づく森林の適正な経営管理などに努め、森林資源の整備と保全を図ります。

施策の体系

農林業の振興

- (1) 農業における生産基盤の整備・保全
- (2) 農業後継者の確保、担い手の育成
- (3) 産業の魅力向上
- (4) 稲作、果樹、その他農畜水産物（野菜・花き・畜産・水産）の振興
- (5) 消費者を意識した生産流通対策の推進
- (6) 地産地消の推進
- (7) 有害鳥獣対策の推進
- (8) 環境に配慮した農業等の推進
- (9) 農業や農山村の多面的機能の維持、住みよい農山村環境と活力づくり
- (10) 林業の振興

施策

(1) 農業における生産基盤の整備・保全

- 農業生産基盤の整備と適正な維持管理の推進
- 農業振興地域整備計画による優良農地の確保と本市農業のさらなる振興
- 耕作放棄地の発生防止及び解消に向けた取り組みの促進
- 畑地かんがいの利活用促進と適正な維持管理
- 土地改良事業への支援

(2) 農業後継者の確保、担い手の育成

- 情報提供、相談活動、研修制度など、新規就農などに向けた積極的支援、受入体制の充実
- 就農を希望する人に対する積極的 PR

- 地域おこし協力隊制度などを活用した新規就農者への支援充実
- 兼業農家も含めた農業人口を増やすための施策の推進
- 認定農業者など効率的で安定的な経営体への支援充実
- 担い手への農地集積・集約や大区画ほ場整備の促進
- 農用地利用改善団体への支援や法人化に向けた支援
- 生産技術や経営に関する助言、指導体制の充実

(3) 産業の魅力向上

- 農地の流動化、作付地の集団化などの促進による経営規模拡大と低コスト化の推進
- 畜産農家の規模拡大や生産性向上などに向けた支援
- 先進技術の導入や法人化、規模拡大などの推進
- 効率的な経営を目指すスマート農業※¹などの推進や省力栽培技術の確立と普及
- 6次産業化による高付加価値化など、収益性の向上
- 優良品種への改植、機械や施設の計画的な整備や改修への支援
- 施設整備などへの支援による産業力の強化
- 担い手が地域で活躍しやすい環境づくりの推進
- 体験型観光農業の促進など「果樹王国ひがしね」の魅力発信

(4) 稲作、果樹、その他農畜水産物（野菜・花き・畜産・水産）の振興

- 安全・安心な高品質米の安定生産・供給体制の確立
- 有機・特別栽培米や生産履歴の明確化など、高付加価値化による多様なコメ作りの推進
- 水田農業における収益性の高い転作作物の振興と定着化
- 優良品種の導入促進
- 施設園芸栽培（加温・無加温ハウスなど）による高品質・安全生産の推進、長期出荷体制の確立、労働力分散の促進
- さくらんぼ周年栽培技術の普及
- さくらんぼの受粉環境整備
- 繁忙期の労働力不足に対応するための農業関係機関・団体による労働力確保体制の確立
- 消費者へのPR、販路拡大、新たな加工品の開発などによる消費の拡大
- 各種補助制度による就業者や関係団体・組織への支援充実
- 農福連携※²の推進

※1 スマート農業：ロボット技術やICTを活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現などを推進する新たな農業のこと。

※2 農福連携：障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みのこと。

(5) 消費者を意識した生産流通対策の推進

- 市場や消費者ニーズの把握とニーズに沿った出荷・供給の推進
- 周年を通して出荷できる生産体制の確立
- 早期の高品質さくらんぼの出荷拡大による高い市場評価の獲得
- 大手販売ルートや市場との連携強化及び販売促進活動等の推進
- 鮮度保持機能の高い出荷・流通技術の導入推進
- 産地直送販売の促進
- GI「東根さくらんぼ」などのブランド力の活用促進、観光農業の充実、インターネットを介した新たな販路の開拓
- 農産物・特産品の直売機能を備えた観光農業拠点施設の充実



さくらんぼ品評会（令和2年度）

(6) 地産地消の推進

- 市内の小売店や温泉旅館などにおけるひがしね産農産物の取り扱い拡大
- 学校給食食材への地場製品の活用
- 家庭での地産地消の推進

(7) 有害鳥獣対策の推進

- 関係組織との協力による有害鳥獣対策の推進
- 食害を受けにくい農作物の調査研究と普及
- 広域による有害鳥獣対策の推進

(8) 環境に配慮した農業等の推進

- 環境保全型農業の推進
- GAP※の実践推進
- 農業用廃プラスチック類の適正処理の推進
- 果樹せん定枝の利活用の推進

※ GAP (Good Agricultural Practice) : 「良い農業の実践」を意味し、一般的には「農業生産工程管理」と訳される。農業生産現場において食品安全・労働安全・環境保全などの持続可能性を確保するための取り組みで、近年、世界的な広がりを見せている。

◎農業用使用済プラスチックの回収・処理状況※の推移

(単位:kg)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
リサイクル	28,413	18,549	21,657	26,520	25,725	22,952
焼却	8,505	7,133	8,394	10,100	9,371	11,512
合計	36,918	25,682	30,051	36,620	35,096	34,464

(農林課)

※東根市農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会による回収及び処理状況

(9) 農業や農山村の多面的機能の維持、住みよい農山村環境と活力づくり

- 地域集会施設、農村公園などコミュニティ関連施設の活用による地域活性化と交流の促進
- 農村地域の豊かな自然環境、歴史、文化などの地域資源を活かした魅力ある農村づくり
- その地域の自然条件に合った農作物を生産する適地適作の推進
- 農業の多面的機能の発揮促進に関する計画に基づく取り組みの推進

(10) 林業の振興

- 東根市森林整備計画に基づく森林管理の推進
- 林道、作業道の整備や維持管理など生産基盤の整備
- 国・県や関係機関、団体などと連携した森林資源の整備と保全
- 松くい虫、ナラ枯れなどの森林病虫害被害対策の推進
- 特産品の開発などによる地元産木材の利活用の促進
- 新たな森林経営管理制度に基づく森林の適正な経営管理

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和7年度(5年後)
① 市内農業産出額	184.7億円 (令和元年度)	190億円
② 市農協「よってけポポラ」 取り扱い高	16億円 (令和元年度)	増加を目指す
③ 耕作放棄地の面積※ ¹	176ha (令和2年度)	185ha
④ 農業用廃プラスチックの 回収量	34,464kg (令和2年度)	35,000kg
⑤ 学校給食における 市産食材利用回数	3回 (令和2年度)	4回
⑥ GAP認証※ ² 取得数	1経営体 (令和3年3月16日)	10経営体
⑦ 新規就農者	16人 (令和2年度)	20人

①～⑦農林課

※¹ 耕作放棄地の面積：荒廃農地の面積と同義語として記載。農業従事者数の減少に伴い、耕作放棄地の面積も増加していくことが見込まれるが、その抑制に努めていく。

※² GAP 認証：GAP を実践している農場が、第三者機関の評価基準に合格していることを示すもの。GLOBALG.A.P.（世界 120 か国以上に普及している事実上の国際標準）、JGAP（日本の標準的な GAP）など、さまざまな種類があり、本県においては「山形県版 GAP 第三者認証制度」がある。

課題と基本的な考え



- 本市の商業は、市中央部に大型店舗や商業施設が集積する一方で、既存商店は減少傾向にあり、空き店舗の増加なども懸念されます。近年、商業を取り巻く環境は、消費者の価値観の多様化、商業施設の大型化・郊外進出、インターネット販売の進展など大きく変化しており、さらには、「ウィズコロナ」「ポストコロナ」の時代への対応



工業団地

も進めなくてはなりません。こうした中で、本市の商業の活性化を図るため、経営者と商工団体、行政などが連携し、誰もが買い物や散策、交流を楽しむことができる商店街の環境づくりや、雰囲気づくりなどを進め、魅力ある商店街を形成していきます。

また、各地域の商店街については、それぞれが持つ特性や役割を活かすことによって、大型店舗と既存商店街の共存を図るとともに、調和のとれた魅力ある商業環境の形成や、空き店舗の積極的な活用を進めます。

- 商工業の事業者が積極的な事業展開を図るには、経営基盤の安定を図るための融資制度や補助制度のほか、職業能力向上の機会や各種相談体制の充実が不可欠です。また、技術革新や超スマート社会、グローバル化への対応に加えて、「ポストコロナ」における新たなニーズへの対応も推し進めていかななくてはなりません。

現在実施している各種支援制度の充実を図るとともに、商工会を中心とした独自施策への支援や経営指導体制の強化、各種研修会の実施など、さらなる経営体質強化に向けた取り組みを促進します。

- 商工業の振興と地域経済の活性化には、それを支える優れた人材の育成が不可欠です。技能などを継承し発展を図るため、後継者の育成を支援するとともに、専門的知識や技術力向上のための職業訓練の充実などに努めます。また、労働力の確保も不可欠です。少子化の進行や、若者の転出などによる生産年齢人口の減少が課題となっており、UIJ ターン

の推進や企業と求職者のマッチング支援の充実などに努めます。

- 本市には、六田の麩をはじめとした伝統ある地場産業や、地元ならではの特産品が数多く存在します。こうした地域資源を最大限に活用、全国に発信し、産業の振興や地域経済の活性化につなげます。

また、地元ならではのオリジナリティあふれる新たな商品開発や PR 活動への支援を行い、地場産業のさらなる発展を促進します。

- 本市の工業は、4 つの工業団地を核として、電子部品や精密機械などの産業を中心に発展し、雇用の創出、市民所得の向上など、地域経済や産業の発展に大きく寄与してきました。本市の平成 29 年（2017 年）における製造品出荷額等及び一人当たりの市民所得は県内第 1 位となっています。

今後も、企業動向の情報収集や各種制度の周知・活用を進めるほか、産官学金[※]や市民との交流・連携を推進し、市内企業における新技術・新製品の研究開発、技術者の養成、設備の近代化への支援を行います。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い落ち込んだ経済活動の回復に向け、「ガンバレ東根応援事業」として、事業継続に向けた給付金や資金繰り支援、感染防止対策や消費拡大に向けた商品券事業など、幅広い支援を実施してきました。今後は、「ウィズコロナ」や「ポストコロナ」を見据え、企業の成長を後押しする取り組みを進めます。

また、企業活動のさらなる活性化を図るため、企業間交流の促進による取引拡大や製品のブランド力向上に向けた取り組み、関係機関との連携による売上増進の支援などを行います。

- 新規創業は、新しい産業や雇用を創出し、地域の活性化につながります。商工会をはじめとした各種関係機関との連携や、コワーキングスペースなどを活用しながら、相談体制や支援体制の充実を図ることで、若年層をはじめとした幅広い年齢層に創業の機運を醸成していきます。

- 本市は交通の要衝であり、企業にとって優れた立地条件が整っています。これらの強みを積極的に PR し、県や関係機関と連携を図りながら、さらなる企業誘致を推進します。

[※]産官学金：産業界・行政・大学・金融機関のこと。

施策の体系

商工業の振興

- (1) 魅力ある商店街の形成
- (2) 商工業経営の基盤強化と安定化
- (3) 人材の育成と労働力の確保
- (4) 地場産業の振興と発展
- (5) 企業活動の活性化
- (6) 新規創業に向けた起業家の育成
- (7) 企業誘致の推進

施策

(1) 魅力ある商店街の形成

- 地域の特性を活かし、買い物と観光・散策が楽しめるような商店街の雰囲気づくりの推進
- 高齢者、障がい者、外国人など誰もが利用しやすい環境づくりの推進
- 空き店舗の積極的な活用
- けやき交流広場を核とした本町商店街のにぎわい創出
- 温泉の特性を活かした個性とにぎわいのある温泉街づくり
- 身近なコミュニティの場としての商店街づくり
- 商店街でのイベントの充実や商工会など関係機関との連携
- 商店街の利便性を高める環境整備の推進
- 商店街同士の連携推進

(2) 商工業経営の基盤強化と安定化

- 各種融資制度の充実
- 名産品の掘り起こし、PRの強化

- デジタル化の促進など経営の近代化と合理化の促進
- 商工会をはじめとする関係機関による経営指導体制の強化や各種研修会の開催

(3) 人材の育成と労働力の確保

- 後継者の育成支援
- 経営者と地域リーダーの育成
- 就業者の専門的知識、技術力向上のための職業訓練の充実
- 若者の地元就業に向けた UIJ ターンの推進と受入体制の充実
- 企業と求職者のマッチングに対する支援の充実

(4) 地場産業の振興と発展

- 六田の麩をはじめとする伝統ある地場産業と地元製品の PR と活用の促進
- 農業などの他産業と商工業を結びつけることによる新たな地場産業の育成
- 市内外の事業者や関係団体との連携による独自技術や特色などを活かした地場産業の活性化
- 地元ならではのオリジナリティあふれる商品開発の推進

(5) 企業活動の活性化

- 企業動向の情報収集や各種制度の周知・活用の推進
- 新技術・新製品の研究開発、技術者の養成、設備の近代化などの促進
- 取引拡大のための活発な企業間交流の推進
- 製品のブランド力向上に向けた取り組みの推進
- 物流の促進に向けた環境づくりの推進
- 経営指導、利子・信用保証料補給制度の充実
- 企業の地域活動への積極的参画促進
- テレワークの導入支援

(6) 新規創業に向けた起業家の育成

- 女性や若年層をはじめとする幅広い世代などに対する創業の機運醸成
- 起業に対する支援の充実
- コワーキングスペースの機能強化と有効活用の推進
- コワーキングスペースの活用推進、商工会や県企業振興公社との連携による創業支援



コワーキングスペース

(7) 企業誘致の推進

- 地理的特性や充実した交通網などを活かした誘致活動
- 東根市企業奨励補助金などの優遇措置の運用
- 産業立地促進資金などの制度資金の活用とPR
- 県、関係機関との連携による企業誘致活動の推進
- 新たな業種や企業動向に対応した優遇措置などの検討と国県への要望活動の推進
- 工業団地の整備検討
- ふるさと融資制度の活用や工場立地法に基づく地域準則による緑地面積率の緩和等、企業誘致に向けた環境整備の促進
- 大学や関係機関と連携した企業支援、人材育成の推進

第4節 雇用・労働環境の充実

課題と基本的な考え



- 少子高齢化などにより、さまざまな業種において労働力不足が深刻化する中、新型コロナウイルスの感染が拡大し、雇用環境に大きな影響を及ぼしています。こうした状況に的確に対応するとともに、若年層の就労や定着のほか、出産などで離職した女性の就労、意欲ある高齢者や障がい者の雇用などを推進します。また、今後は外国人労働者の受入拡大を見据えた対応も求められます。
- 働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指した「働き方改革」が提唱されています。また、今般のコロナ禍においては、テレワークなどが急速に広まり、勤務形態の一つとして活用する気運が高まっています。こうした状況を踏まえ、働き方に対する意識改革や、仕事と生活の調和など誰もが働きやすい環境づくりを推進します。

施策の体系

雇用・労働環境の充実

- (1) 雇用（就労）支援の充実
- (2) 働きやすい労働環境の整備

施策

(1) 雇用（就労）支援の充実

- 専門的知識、技術力向上のための職業訓練の充実
- 企業と求職者のマッチングや就労活動に対する支援の充実
- 関係機関と連携した雇用に関する情報提供の充実
- 雇用（就労）のための UIJ ターンの推進と受入体制の充実

- 若年層など未就職者への就労・定着支援、地元就業の推進
- 出産や育児を理由に離職した女性の再就職や就業継続への支援充実
- 高齢者や障がい者の雇用促進
- 外国人労働者の受入体制の整備

(2) 働きやすい労働環境の整備

- 障がい者や高齢者、女性、外国人など、誰もが活躍でき、安心して継続的に働ける環境づくりの推進
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進
- 安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進
- 男女ともに育児休業や介護休業などを取得できる環境づくりの推進
- テレワークやコワーキングスペースなどを活用した多様な働き方の推進
- 働き方改革の浸透とその実現に向けた環境整備
- 関係機関・団体との連携による福利厚生事業の推進
- 事業所への啓発などによる労働条件の向上や働きやすい環境づくりの促進

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 有効求人倍率	0.91 (令和2年10月)	1.00
② 高校生の就職内定率	100% (令和3年2月末)	100%
③ コワーキングスペース利用者数	1,924人 (令和2年度)	2,000人

①～②ハローワーク村山「雇用情勢」、③商工観光課

※①の令和元年10月の有効求人倍率は1.73。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少している。

第5節 観光の振興

課題と基本的な考え



○ 本市はこれまで、「果樹王国ひがしね」を活かした観光地づくり、特にさくらんぼにこだわったまちづくりを積極的に展開してきました。現在、観光果樹園や直売所には県内外から多くの人を訪れ、さらには子どもの遊び場などの施設も、大勢の利用者で賑わっています。



さくらんぼ狩り

近年、旅行形態の変化やインバウンドの増加などにより、観光客のニーズが多様化しています。こうした状況の中、さらなる観光の振興を図るため、国内外への積極的な情報発信や、受入体制の充実に努めるとともに、各種団体や施設と連携して、さらなる魅力向上に取り組めます。

◎観光客数の推移

(単位:百人)

年度	さくらんぼ マラソン大会※1	観光果樹園	大滝公園	さくらんぼ 東根温泉	ジャングル・ ジャングル
平成27年度	124	1,907	3,546	4,004	875
平成28年度	123	1,916	3,546	3,816	1,015
平成29年度	124	1,972	3,546	3,701	773
平成30年度	126	1,954	3,546	3,610	729
令和元年度	126	1,723	3,546	3,580	605
令和2年度※2	—	—	2,631	2,235	607

(商工観光課、ブランド戦略推進課)

※1 さくらんぼマラソン大会：エントリー者数を計上している。同伴者を含めると参加者は3万人／年程度。

※2 令和2年度：新型コロナウイルス感染症の影響により、さくらんぼマラソン大会は中止、観光果樹園についても開園を自粛した。大滝公園とさくらんぼ東根温泉についても、観光客数は大きく減少している。

- 本市最大のイベントである「果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会」は、市を挙げたおもてなしが魅力の観光マラソンとして高い評価を得ており、国内外から1万2,000人を超えるランナーが集まりにぎわいを見せています。また、さくらんぼ種飛ばし大会、ひがしね祭、た〜んとほおバルフェスタ、ひがしねウィンターフェスティバルなど、四季折々のイベントも、回を重ねるごとににぎわいを増しています。今後も、さらなるにぎわいを創出し地域活性化につなげるため、市民に親しまれ、訪れた観光客を魅了するイベントの充実に努めます。



さくらんぼマラソン大会

- 観光資源をより効果的に活用するには、周辺地域と協力し広域的なネットワークを形成することが重要です。近年は、観光客のニーズの多様化などを背景に、ますますその重要性が増しています。こうしたことを踏まえ、県や近隣市町村と連携し、広域観光周遊ルートの造成や、誘客宣伝活動などに取り組みます。これらの取り組みによって、観光資源の魅力がさらに高まり、地域経済への大きな波及効果が期待されます。

- 人口減少に伴い、国内観光市場の縮小が見込まれる中、新たな観光需要を開拓するには、きめ細かなプロモーション活動を展開していくことが重要です。今後とも、首都圏や仙台圏を中心とした観光キャンペーンなどを積極的に行いながら、SNSなどの効果的な活用や、各種メディアを活用した重層的なPR戦略を展開していきます。また、外国人観光客をはじめとした多様化する旅行者のニーズを捉えた情報発信など、きめ細かな対応に努めます。



ひがしねウィンターフェスティバル

- 観光客のリピーターを増やすには、親切な対応などにより、よい印象を持ってもらうことが大切です。市民が一丸となりおもてなしの心でランナーを迎える「果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会」は、その代表的な例です。今後とも、市全体が観光客を「おもてなしの心」で温かく迎えることができるよう、観光関連団体や市民の意識を高めていきます。

- さくらんぼ東根温泉は、本市の発展に重要な役割を果たしてきました。さくらんぼの最盛期などには多くの宿泊客でにぎわいを見せていますが、近年、利用客は減少傾向にあり、特にコロナ禍においては利用者が大きく減少しています。今後、温泉地の魅力をさらに高めるための環境整備や自ら行う活動への支援など、さくらんぼ東根温泉の活性化に向けた取り組みを強化します。



さくらんぼ東根温泉

- 本市には、日本一の大ケヤキをはじめ多くの史跡や文化財があり、龍興寺沼公園や長瀬二の堀などでは、歴史的景観を活かしたまちづくりを進めています。また、平成31年にはリノベーションで生まれ変わった東の杜がオープンし周辺観光の拠点になっています。今後とも、歴史や文化を活かし、市民から親しまれ観光地の魅力を高める取り組みを推進します。
- 観光ニーズの多様化やデジタル技術の発展に伴い、潜在的な観光資源の高付加価値化やICTを活用した観光商品の開発などが注目されています。また、「体験型観光」のニーズが高まる中で、本市ならではの体験メニューを活用し、観光の魅力を高めることが必要です。これらの取り組みを進めるほか、今後、需要の増加が見込まれるインバウンドに対応した環境づくりとあわせて、観光ガイドの養成に努めます。
- 本市は、日本の原風景ともいえるべき農村の美しい景観と豊かな自然を有しています。コロナ禍において地方回帰の機運が高まる中において、これらを活かした観光が注目されていることから、農村での暮らしや自然の中で交流を楽しめる環境づくりを推し進めていきます。

施策の体系

観光の振興

- (1) 「果樹王国ひがしね」を活かした観光地づくり
- (2) ひがしねの魅力をアピールし、にぎわいを創出するイベントの充実
- (3) 広域観光の推進
- (4) 誘客プロモーションの推進
- (5) 市民一人ひとりの「おもてなしの心」の醸成
- (6) さくらんぼ東根温泉の振興
- (7) 歴史と文化を活かしたまち並みや観光施設の整備
- (8) 観光資源の活用推進と観光機能の強化
- (9) 農村と自然空間の活用

施策

(1) 「果樹王国ひがしね」を活かした観光地づくり

- 観光基本計画の推進
- （一社）東根市観光物産協会との機能分担と連携による観光の推進
- （一社）東根市観光物産協会の組織強化に向けた支援
- 観光関連団体や農業関連団体との連携によるイベントやキャンペーンなど観光推進体制の強化
- 「果樹王国ひがしね」のPR
 - ・SNSやICT、各種メディアなどさまざまな媒体を活用した観光情報の提供
 - ・全国及び海外に向けたひがしね産特産物などの魅力発信
 - ・フィルムコミッションなどの活用による宣伝活動の検討
 - ・教育旅行や国際的視野での誘客活動の推進
- 「果樹王国ひがしね」の環境づくりの推進

- ・果樹王国にふさわしい景観など個性的なまちづくりの推進
- ・「さくらんぼ東根駅」「直売所」「道の駅」などにおけるインフォメーション機能の強化や、これらの連携による観光拠点機能の充実
- ・航空機やJR、路線バスなどの交通機関と観光果樹園や市内観光施設を結ぶ観光モデルコースの設定と循環型観光タクシーなど二次交通の充実、ICTの積極的活用
- ・温泉やスキー場、公園施設、直売所などさまざまな観光地や施設の連携を図る環境づくり、効果的な観光案内サインの設置
- ・案内表示やパンフレットなどの多言語化や情報通信機能の充実

(2) ひがしねの魅力をアピールし、にぎわいを創出するイベントの充実

- 果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会、さくらんぼ種飛ばし大会、ひがしね祭、た〜んとほおバルフェスタ、ひがしねウィンターフェスティバルなど四季折々のイベントの充実
- 地域の祭や伝統行事の持続的発展と担い手の育成、これらの祭りと行事などの観光への活用
- 広域、他市町村と連携したイベントの開催



ひがしね祭

(3) 広域観光の推進

- 県や近隣市町村と連携した広域観光の推進
- 近隣市町村、旅行会社や航空会社、観光エージェント、観光関連団体との連携による観光プランの開発と誘客宣伝活動の展開
- 市内宿泊施設の利用推進

(4) 誘客プロモーションの推進

- 首都圏や仙台圏、山形空港発着便就航都市などにおける観光誘客キャンペーンの充実
- SNSなどの効果的活用や各種メディアによる宣伝活動の充実
- 多様化するニーズを踏まえた情報発信
- インバウンド観光の推進
- 山形空港利用促進協議会とタイアップした観光誘客の拡大

- 航空機運航を活用した観光商品の造成
- DMO化による広域観光誘客の推進

(5) 市民一人ひとりの「おもてなしの心」の醸成

- 市全体で観光客を温かく迎える取り組みの推進
- 市民が観光振興に参画できる場の創出

(6) さくらんぼ東根温泉の振興

- 市民がより愛着と親しみを持つことができる温泉地づくり
- 広域的な観光資源などを活かした体験型・滞在型観光プランの開発
- 地域資源を活かしたさくらんぼ東根温泉独自の商品開発とPR
- 各種メディアを活用した誘客宣伝活動の強化
- 情緒あふれるまち並みの形成と温泉地域の魅力を高めるための環境整備の推進

(7) 歴史と文化を活かしたまち並みや観光施設の整備

- 大ケヤキや龍興寺沼公園周辺における自然景観や歴史的まち並みの保存整備と観光資源としての利活用推進、周辺観光の拠点としての東の杜の充実
- 長瀬二の堀など、歴史的景観を活かしたまち並み整備と観光資源としての利活用推進



龍興寺沼公園

(8) 観光資源の活用推進と 観光機能の強化

- 観光資源の掘り起こしと組み合わせなどによる魅力を高める取り組み、多様なニーズに応じた周遊コースの設定
- 新たな観光資源の開発に向けた検討
- ICTの活用による観光商品などの開発の推進
- 本市ならではの体験型観光の導入促進
- 観光ボランティアガイドの養成

- ひがしねを代表するお土産品、通年対応型商品などの検討
- 大森山周辺における各施設が連携した観光と交流の推進

(9) 農村と自然空間の活用

- 農村の美しい景観や暮らし、豊かな自然などを活かした観光の推進
- 観光の場、都市との交流、親子等の交流の場を想定した、農村や自然空間を活かした環境づくりの推進
- 黒伏高原スノーパークジャングル・ジャングルやレークピア白水などの利活用の促進



黒伏高原スノーパーク ジャングル・ジャングル

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 市内観光客数※1	1,693,600人 (令和元年度)	1,750,000人
	1,151,600人 (令和2年度)	
② 観光乗り合いタクシーの利用者	610人 (令和元年度)	1,000人
	0人 (令和2年度)	
③ 果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会県外参加者の割合	60.3% (令和元年度)	62%
④ 市内イベント入込客数※2	253,900人 (令和元年度)	262,000人
	38,300人 (令和2年度)	
⑤ インバウンド観光人口 (さくらんぼ東根温泉外国人宿泊者数)	367人 (令和元年度)	380人
	0人 (令和2年度)	

①②④商工観光課、③ブランド戦略推進課、⑤東根温泉協同組合

※1 市内観光客数：観光果樹園や大ケヤキなど、市内の主な観光施設等への観光客数。

※2 市内イベント入込客数：市内の主なイベント（さくらんぼ種飛ばし大会、ひがしね祭、た〜んとほおバルフェスタ、ひがしねウィンターフェスティバル）への入込客数。

※①②④⑤の令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少している。

課題と基本的な考え



- 近年、全国の自治体において、地域で生まれた商品やサービス、地域の持つイメージなどを総体的に高めて、ブランド力を強化する取り組みが進んでいます。本市でも、平成29年に「東根さくらんぼ」が農林水産省の地理的表示 (GI) 保護制度へ登録されるなど、さまざまな施策が経済の発展と活性化につながっています。

人口減少により国内市場の縮小傾向が続く一方で、グローバル化が進んでおり、今後とも海外の市場を視野に入れ積極的にブランド力の強化に取り組めます。また、戦略的にさまざまな施策を推し進め、「ひがしねブランド」を発信していきます。

平成29年に登録されたGI「東根さくらんぼ」は、本市のブランド力の強化に大きく寄与していますが、さらなる普及と活用に取り組んでいく必要があります。また、本市の高品質の農産物にさらに高い付加価値を加える6次産業化や、海外展開などを強力に進めていきます。

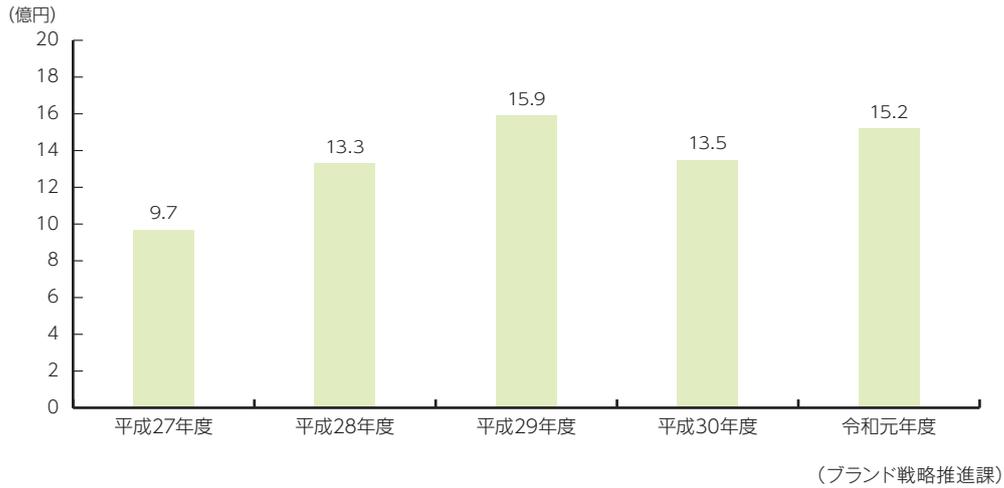
本市の魅力を全国に発信してきた「果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会」は、令和2年、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。当面、内容を見直しながら新たな魅力づくりに努め、全国に向けて本市の魅力を発信していきます。

- 平成20年に始まった「ふるさとづくり寄附金制度（ふるさと納税制度）」は、年々市場が拡大し、地域の活性化に寄与しています。本市も多くの寄附金をいただきながら、GI「東根さくらんぼ」をはじめとする返礼品によってさまざまな魅力を発信してきました。今後もふるさと納税制度を活用した取り組みを推進します。



6次産業化の推進

本市のふるさとづくり寄附金額の推移



施策の体系

ひがしねブランドの発信

- (1) ひがしねブランド戦略の推進
- (2) ふるさと納税などの制度活用による魅力発信とブランド力の強化

施策

(1) ひがしねブランド戦略の推進

- GI「東根さくらんぼ」を軸にした「果樹王国ひがしね」のブランド確立に向けた戦略的取り組みの推進
- GI「東根さくらんぼ」の普及と活用促進
- 高品質の農産物などのブランド力強化
- 農業の6次産業化の推進
- 農産物の海外販路拡大の推進
- 「さくらんぼマラソン大会」などのイベント、首都圏や仙台圏などをターゲットにしたキャンペーンなどによる「果樹王国ひがしね」の発信



GI「東根さくらんぼ」品評会

(2) ふるさと納税などの制度活用による魅力発信とブランド力の強化

- 「ふるさと納税制度」による魅力発信とブランド力強化
 - ・趣旨や返礼品などの積極的な周知
 - ・魅力ある返礼品の発掘と追加、提供事業者や関係団体との連携強化
 - ・リピーターの増加に向けた取り組みの強化
- 「ふるさと名物応援宣言」による魅力発信とブランド力強化
 - ・さくらんぼの長期保存技術の開発、加工品の製造・販売などへの支援
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の導入検討

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① ふるさとづくり寄附金額	15億2,336万円 (令和元年度)	16億円

①ブランド戦略推進課

第4章

心豊かな人を育てる 教育と文化のまち

第1節

幼児教育・学校教育の充実

課題と基本的な考え



- 本市はこれまで、教育によるひとづくりとまちづくりを市政運営の重点に掲げ、教育を通して本市の将来を担う人材の育成に努めてきました。今後もここで育った人がまちをつくり、このまちに新たな人を呼び込む好循環を生み出すため、社会に貢献できる心豊かで心身ともにたくましい人材の育成を、重点的に推進します。

幼児教育は、次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく生きる力を身につけ、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割を担っています。就学予定者の教育相談件数が増加していること、内容が複雑化してきていることから、幼児教育・保育施設と小学校、家庭、地域、関係機関との連携をさらに強化し、よりきめ細かく対応していきます。

- 小中学校教育では、学力向上とともに、グローバル化やICTなどの技術革新が急速に進む中であって、社会に貢献し、人生を自ら切りひらいていく「生きる力」を身につける教育が求められています。そのためには、新学習指導要領や社会情勢の変化に応じた、教職員の対応力、さらなる資質の向上が重要です。また、多忙を極める教育現場にあって、教職員が子どもと向き合う時間をこれまで以上に確保するため、働き方改革に力を入れるとともに、学力向上支援員などによる支援体制を強化します。いじめや不登校への対応は、市民アンケートの教育に関する項目の中で最も関心が高く、対応の充実は喫緊の課題といえます。悩みを抱える子どもたちへの理解を深めるとともに、よりよい人間関係づくりのためのきめ細かな支援の充実に努めます。

◎市内学校の学級・園児、児童、生徒数の推移

年 度	幼稚園		小学校		中学校	
	学級数	園児数(人)	学級数	児童数(人)	学級数	生徒数(人)
平成12年度	19	477	108	2,790	50	1,527
平成17年度	17	360	108	2,686	50	1,346
平成22年度	16	327	116	2,688	49	1,288
平成27年度	19	363	123	2,736	56	1,384
令和2年度	23	342	124	2,661	53	1,282

(5月1日現在・管理課)

※幼稚園には幼保連携型認定こども園（保育所除く）を含み、中学校には東桜学館を含まない。

○ 地域や家庭も重要な教育の場です。本市が独自に取り組んできた、好奇心や冒険心を満たす遊びや、さまざまなふれあいを通して自主性、創造性、社会性などの生きる力を育む「遊育」や、地域全体で子どもたちの成長を育む「共育」の実践などを通し、みんなで子育てと教育を担っていく意識を高めていきます。特に小規模特認校においては、地域との連携のもと、特認校としての魅力向上を図るなど、持続可能な今後の実施体制について検討していきます。

○ 学校施設については、令和2年度に策定した「東根市学校施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型管理の視点による計画的な改修や、バリアフリー化の促進が求められています。あわせて、市中央部における児童生徒数の増加や少子化による今後の児童生徒数の動向を見据えた学校施設の増築や改修の検討、空調設備の導入など、教育環境の整備充実に努めます。ICT環境については、令和2年度にGIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台パソコンと高速大容量の校内通信ネットワークの整備が完了しました。今後は、こうした環境の効果的な活用に向けて教職員への支援を行っていきます。また、児童・生徒が自ら学ぶ機会を後押しする環境づくりを進めます。



GIGAスクール構想に基づくICT教育

○ 発達障がいへの理解の高まりとともに、特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加しています。その対応については高い専門性が求められることから、教職員のさらなる指導力向上と関係機関との連携強化を図りながら、きめ細かな支援を行います。

- 地産地消の推進や地元生産者・生産現場への理解や食文化の継承につながる「食育」については、「東根市食育・地産地消推進計画」に基づき、長期的な視点に立って実践します。学校給食においては、地元産食材の積極的な活用を図るとともに、食品ロスの削減などへの取り組みを進めます。また、食の安全性に対する関心が高まる中、給食センターと食材納入業者、学校、家庭が連携を密にし、安全・安心な給食を提供します。
- 県内初の併設型中高一貫校である県立東桜学館中学校・高等学校は、学校全体での探究型学習の展開や、先進的な理数教育を実施し科学技術系人材の育成を図るスーパーサイエンスハイスクールの指定を受けるなど、個性的なカリキュラムで注目を集めています。東桜学館と市内の小中学校が互いに刺激し合い、高め合い、本市の将来を背負って立つ強くたくましい人材を育てることが期待されます。本市教育の魅力向上と地域の活性化に向け、さまざまな場面で東桜学館と連携していきます。

施策の体系

幼児教育・学校教育の充実

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 小中学校教育の充実
- (3) 地域、家庭と連携した教育の推進
- (4) 教育環境の整備
- (5) 特別支援教育の充実
- (6) 食育の実践と学校給食の充実
- (7) 東桜学館と連携した教育の充実

(1) 幼児教育の充実

- 幼児教育・保育施設、小学校、家庭、関係機関との連携強化
- 幼児教育と小学校教育の接続強化
- 教育相談の充実
- 副食費に対する給付など、市独自の経済的支援の実施

(2) 小中学校教育の充実

- 確かな学力と、変化する社会に対応できる力を育む教育の充実
 - ・基礎学力の向上
 - ・探究型学習の推進
 - ・体験を重視した教育の充実
 - ・共生社会、国際化、超スマート化など社会情勢を踏まえた教育の充実
 - ・GIGAスクール構想に基づくICT教育の推進
 - ・ICT教育に対する支援の充実
 - ・学力向上支援員、教育支援専門員、学習支援ボランティア、ALTなどによる支援体制の強化
 - ・少人数学級編制のメリットを活かした教育内容の充実
 - ・理数教育の充実
 - ・職場体験などキャリア教育の推進
- 道徳教育、命の尊さや性についての理解を深める教育の充実
- 個性を伸ばし、自主性と創造性、豊かな人間性を育む教育の充実
- 豊かな心と健やかな体を育むための保健体育の充実
- 教職員の対応力、資質の向上
- 教職員が子どもと向き合う時間の一層の確保
 - ・教職員のワーク・ライフ・バランスの実現
 - ・校務の効率的実施に向けた支援
- いじめ、不登校の未然防止と早期対応、友人関係の悩みなどに対する相談体制の充実
- 「東根市教育等に関する施策の大綱」の推進



GIGA スクール構想に基づく ICT 教育

(3) 地域、家庭と連携した教育の推進

- 学校行事や地域行事を通じた地域との連携強化
- 郷土を愛し、地域に貢献する子どもの育成
- 地域や警察などと連携した学校安全対策、不審者対策の推進
- 家庭、地域、学校の連携強化による指導体制の強化
- 「遊育」「共育」の推進
- 小規模特認校の制度導入による効果と地域の実情を踏まえた学校運営
- 地域と連携したアフタースクールの実施
- 児童・生徒・学生のボランティア活動など、各種活動との連携・協力の推進
- コミュニティスクール※（学校運営協議会）の導入による学校と地域の連携・協働の推進

(4) 教育環境の整備

- 神町中学校の増築、児童・生徒数の動向を見据えた学校施設整備の検討
- 学校施設の計画的な改修、設備更新、バリアフリー化の促進
- 全ての教室などへの空調設備の導入推進
- 学校安全管理対策の充実
- 良好な学習環境、運動環境の確保
- GIGA スクール構想に基づく ICT 環境の整備促進と効果的な運用
- 児童・生徒・学生が自ら学ぶ機会を後押しするための支援の充実

(5) 特別支援教育の充実

- 就学前からの切れ目のない支援体制の構築
- 相談体制の充実
- 個別事案に応じたきめ細かな支援と教育環境の充実
- 教職員の指導力向上
- 福祉部門などの関係機関との連携強化

※コミュニティスクール：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく仕組みで、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられた学校のこと。協議会は一定の権限と責任を持ち、学校運営について協議・承認を行う。

(6) 食育の実践と学校給食の充実

- 健康で豊かな心や望ましい食習慣を育む給食指導の充実
- 地元産食材の積極的な活用
- 家庭との連携によるバランスのとれた食生活の推進
- 給食センター、学校、家庭の連携による安全安心な給食の提供
- 食品ロスの削減に向けた食育の推進
- バラエティ豊かな給食の実施などによる学校給食の充実

(7) 東桜学館と連携した教育の充実

- 情報の共有と交流の推進
- 小中学校と東桜学館の連携による教育の充実
- 高等学校教育の充実に向けた支援

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① QUアンケートによる学級満足度	69.0% (令和3年2月1日)	70.0%
② 市内生徒の英検3級相当以上の合格者数(中学3年時)	22.6% (令和3年3月1日)	35.0%
③ 毎朝朝食をとっている児童生徒の割合	小学6年生 89.4% 中学3年生 83.3% (平成31年4月18日)	90.0% 88.0%
④ 地域の行事に参加している児童生徒の割合	小学6年生 60.9% 中学3年生 30.6% (平成31年4月18日)	70.0% 45.0%

①～②管理課、③～④平成31年度全国学力・学習状況調査

第2節 生涯学習の充実

課題と基本的な考え



- 心の豊かさ志向の高まりとともに、生涯学習に対するニーズの拡大、多様化が進んでいます。市民一人ひとりがさまざまなことを学び、仲間と交流を深め、生きがいを持つことは、元気なまちをつくる基本であり、生涯学習の機会や内容のさらなる充実に努めます。平成28年に公益文化施設「まなびあテラス」を、平成31年には社会教育・文化活動の拠点として「東の杜」を開設しました。地域公民館、まなびあテラス、東の杜などの各施設を有効に活用し、関係機関との連携のもと、それぞれの施設の強みと特性を活かした生涯学習を展開していきます。
- 社会教育施設については、予防保全型管理の視点に基づく計画的な改修等を行うとともに、バリアフリー化を進めるなど利便性の向上に配慮した環境整備を進めます。また、コロナ禍において、市民による生涯学習活動が一時的に停滞しましたが、今後、「ウィズコロナ」及び「ポストコロナ」を見据えて、オンラインによる生涯学習機会の提供などの環境整備を進めます。
- インターネットやSNSによるいじめや犯罪が顕在化し、トラブルに巻き込まれる被害者も低年齢化するなど、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。今後、学校、家庭、地域、警察、関係団体との連携を強化し、「青少年は地域で育む」という視点に立った青少年健全育成活動を展開していきます。あわせて、気軽に集い悩みごとなどを相談できる居場所づくりや、社会活動への参加の促進を図ります。
- 共働き家庭や塾・習い事などに通う子どもが増え、家庭で親子がふれあう時間が少なくなり、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。忙しい家庭や悩みを抱え孤立しがちな家庭など、それぞれの置かれた状況を踏まえ、家族の心のつながりの大切さを伝える取り組みの充実に努めます。さらに、地域でのコミュニケーションづくりを促すため、地域の各団体の活動を支援し、人と人とのつながりを深める取り組みの充実に努めます。

施策の体系

生涯学習の充実

- (1) 生涯学習活動の推進
- (2) 生涯学習推進のための環境整備
- (3) 青少年の健全育成
- (4) 家庭教育の充実と地域コミュニケーションづくり

施策

(1) 生涯学習活動の推進

- 各種計画に基づく総合的、計画的、体系的な取り組みの推進
- 地域に根ざした生涯学習活動の推進
 - ・地域・学校・家庭の連携による生涯学習の推進
 - ・地域公民館等での地域特性を活かした事業の推進
 - ・地域住民による主体的な公民館活動の充実
 - ・地域におけるリーダーの育成と人的ネットワークの強化
- デジタル化の進展などによって多様化する学習ニーズへの対応
- 幼児期から高齢期までのライフステージに応じた生涯学習活動の推進
- 自主的生涯学習活動への支援や学習相談の充実
- 大学など各種教育機関との連携による学習活動の推進
- 地域公民館、まなびあテラス、東の杜等の各施設の機能充実と効果的な活用、関係機関と連携した魅力ある生涯学習活動の推進
- まなびあテラス、東の杜における、民間の創意工夫を活かした生涯学習活動への支援
- 学習機会や学習情報の積極的な発信による生涯学習活動の推進
- 市民の企画、協力による生涯学習活動の推進



まなびあテラス（図書館）

(2) 生涯学習推進のための環境整備

- 社会教育施設の計画的な改修、設備更新、バリアフリー化の促進
- 自主的に学習できる環境の充実
- 社会教育施設やまなびあテラスなどの機能、サービスの充実
- 社会教育施設における ICT 環境の整備促進と効果的な運用

(3) 青少年の健全育成

- 青少年健全育成活動の推進
 - ・青少年育成関係団体の組織力と連携の強化
 - ・青少年への声かけ運動、街頭指導の強化
 - ・健全育成に関する学習機会の充実や地域リーダーの育成
- 地域における世代間交流、友好都市間における青少年交流の推進
- 青少年の居場所づくりの検討
- 気軽に悩みごと相談ができる環境づくりの推進
- 防犯組織（青色防犯パトロール活動団体など）などとの連携

(4) 家庭教育の充実と地域コミュニケーションづくり

- 家族の心のつながりを深め、地域のコミュニケーションを推進する意識の高揚
- 地域活動活性化のための支援充実

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 図書館の図書年間貸出数	297,923冊 (令和2年度)	335,000冊
② 地域公民館利用者数	117,104人 (令和元年度)	130,000人
	71,592人 (令和2年度)	

①～②生涯学習課

※②の令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少している。

第3節 芸術・文化の振興

課題と基本的な考え



- 芸術や文化は、生活に潤いをもたらす人生を豊かにする力を持っています。本市では、東根市芸術文化協会などの関係団体と連携を図り、市総合文化祭や各地域における文化祭、大ケヤキ全国書道絵画展などを開催し、芸術・文化の振興と交流を推進してきました。芸術・文化の拠点として開設した「まなびあテラス」「東の杜」を活用し、これまで以上に優れた芸術、多様な文化に触れる機会の充実に努めます。また、和の文化の拠点として親しまれている東の杜については、国際交流の拡大を見据えた多様な活動を展開していきます。今後も引き続き、各種団体の自主的な活動や芸術文化に関する指導者やリーダーの育成を支援し、関係団体との連携を強化します。



東の杜



市総合文化祭

施策の体系

芸術・文化の振興

(1) 芸術・文化活動の推進

施策

(1) 芸術・文化活動の推進

- 芸術文化団体、サークルなどの育成、連携強化
- まなびあテラスと東の杜の効果的な活用と、それぞれの特性を活かした芸術文化活動の充実
- 優れた芸術・多様な文化に触れる機会の充実
- 芸術文化イベントの充実、情報発信の強化
- 東の杜における和の文化の拠点としての事業展開の充実
- 各地域における芸術・文化活動の推進



まなびあテラス企画展



まなびあテラス（エントランスホール）

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 大ケヤキ全国書道絵画展の出展数	32,465点 (令和元年度)	32,500点
② 総合文化祭入場者数	4,398人 (令和元年度)	5,000人
③ まなびあテラス年間入館者数	359,903人 (令和元年度)	370,000人
	187,316人 (令和2年度)	
④ 芸術文化協会登録団体数	19団体 (令和3年3月末)	20団体

①～④生涯学習課

※③の令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少している。

第4節 スポーツの振興

課題と基本的な考え



○ スポーツは、人生を豊かにし、地域を活性化させる大きな可能性を秘めています。東根市スポーツ推進計画に掲げた施策の展開により、「ひとりひとりが輝く生涯スポーツのまち“ひがしね”の実現」を目指します。

○ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の影響によりスポーツに対する関心がより一層高まっています。幼児から高齢者まで、障がい者もみんながスポーツに参加できる環境づくり、また、子どもと大人が一緒になって遊びや運動に取り組むことができるスポーツイベント、教室、交流会などの充実に努めます。

市内の生涯スポーツ団体においては、指導者不足によって活動の縮小や休止を余儀なくされるケースが生じています。地域の身近な指導者を発掘するとともに、研修会の充実などによって指導者の育成を図ります。

また、平成30年12月に日本体育大学と締結した「スポーツ・健康づくり推進に関する協定」を活用し、同大学の専門的な知識と経験を本市の各種事業や計画に活かし、生涯スポーツの振興を図ります。



中央運動公園

○ 平成30年度に本県を含む南東北を会場とする全国高等学校総合体育大会が開催され、本市出身選手の活躍が話題となりました。優れたアスリートの育成には、ジュニア期からの、発達段階や競技レベルに合わせた適切なトレーニングが必要です。学校教育を担う指導者と地域の指導者、関係組織において情報を共有する、一貫性・継続性のある指導体制の構築を図ります。また、大規模なスポーツ大会や国際試合、国内トップクラスの大会などの計画的な誘致により、スポーツ推進の機運を高めていきます。

○ 体育施設については、予防保全型管理の視点による計画的な改修や、バリアフリー化を推進します。令和6年度までに、大森山公園内にランニングやウォーキングなど幅広い利用が期待されるクロスカントリーコースを整備します。これを有効に活用し、スポーツ振興の拠点である市民体育館や中央運動公園と連携を図り、魅力ある事業を展開し、にぎわいを創出します。

施策の体系

スポーツの振興

- (1) スポーツ振興に関する基本施策の推進
- (2) 生涯スポーツの推進
- (3) 競技スポーツの振興
- (4) スポーツ施設の整備と施設の利用拡大

施策

(1) スポーツ振興に関する基本施策の推進

- 東根市スポーツ推進計画の推進

(2) 生涯スポーツの推進

- 学校、地域、競技団体などとの連携による生涯スポーツの普及促進
- 市民のニーズを踏まえた各種イベントやスポーツ教室の充実と健康づくり事業の推進
- 幼児、高齢者、障がい者など誰もがスポーツへ参加しやすい環境づくりと意識の高揚
- 生涯スポーツ団体の指導者育成のための取り組みの推進
- スポーツを通じた交流の推進
- 高いレベルのスポーツに触れる機会の拡充
- 総合型地域スポーツクラブ「マイ・スポーツひがしね」の育成
- スポーツ推進委員の活用と交流などによる指導体制の充実
- 日本体育大学と締結している「スポーツ・健康づくり推進に関する協定」を活かした生涯スポーツの振興



グラウンド・ゴルフ

(3) 競技スポーツの振興

- 一貫性・継続性のある指導体制の構築、指導力の強化
- 選手等の育成強化
 - ・県のスポーツタレント発掘事業との連携による競技力の向上
 - ・優秀選手、スポーツ少年団の育成支援
- 大規模な各種スポーツ大会の誘致と開催支援

(4) スポーツ施設の整備と施設の利用拡大

- 体育施設の計画的な改修、設備更新、バリアフリー化の促進
- 誰もが気軽に本格的にスポーツに親しむことができる環境の整備
 - ・大森山公園内におけるクロスカントリーコースの整備
 - ・市民体育館や中央運動公園を拠点とした魅力ある事業の推進
 - ・学校体育施設の有効活用
- 体育施設に関する情報提供システムの充実

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① マイ・スポーツ ひがしね会員数	460人 (令和3年3月末)	600人
② 市民体育館・中央運動公園 体育館利用者数	市民体育館 69,948人 中央運動公園 35,760人 (令和元年度)	73,000人 39,000人
	市民体育館 29,675人 中央運動公園 21,149人 (令和2年度)	
③ 学校体育館開放の実績	5,118件 (令和元年度)	6,200件
	3,999件 (令和2年度)	

①～③生涯学習課

※②③の令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少している。

課題と基本的な考え



○ 市指定の文化財、史跡・天然記念物などは、市民共通の宝であり、ひがしねを象徴するものとして守り伝える必要があるほか、歴史と文化が香る風格あるまちづくりへの活用も期待されます。また、国指定特別天然記念物「東根の大ケヤキ」や県指定天然記念物「イバラトミヨ生息地」は、地域住民の誇りであり、児童生徒にとっては、地域の歴史と伝統を実感できる生きた教材です。今後とも、関係機関や専門家と連携を図りながら、地域と行政が一体となった文化財の調査・保護活動を継続していきます。



若宮八幡神社太々神楽

- 伝統芸能・伝承文化については、保存会などの継続した活動や、地域住民に大切に守られ継承されてきました。しかし、伝承文化の保存団体やサークルのメンバーは年々減少しており、今後、指導者や後継者の育成とともに、団体間の交流などによる活動の活性化を図ります。
- 郷土の歴史を後世に伝えていくため、市史編さんを計画的に実施し、歴史的価値のある古文書などの収集・保存を進め、教育資料として活用してきました。今後もこうした活動を継続するとともに、東の杜において公開・常設展示を行うなど、市民の歴史と文化に対する認識を深めるために活用していきます。

施策の体系

文化財・伝統芸能・伝承文化の保護継承

- (1) 文化財の保護と活用
- (2) 伝統芸能、伝承文化の保護と活用
- (3) 歴史資料及び郷土資料の保存と公開

施策

(1) 文化財の保護と活用

- 国、県、市指定文化財の保護・継承活動の推進と支援の充実
- 文化財を活用したまちづくりの推進
- 文化財、歴史・民俗的資料の公開と展示の推進
- 文化財マップなどを活用した文化財情報の発信と文化財保護に向けた意識啓発



小田島田植踊

(2) 伝統芸能、伝承文化の保護と活用

- 市指定無形民俗文化財の保存活動と伝承活動の推進
- 伝統芸能、伝承文化を通じた交流の推進
- 保存団体やサークルにおける指導者と後継者の育成支援



長瀬猪子踊

(3) 歴史資料及び郷土資料の保存と公開

- 歴史的価値のある古文書などの収集、保存と公開、展示



イバラトミヨ

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① イバラトミヨ推定個体数	1,215尾 (令和2年調査)	2,500尾

①生涯学習課

第5章

市民みんなの力でつくる 笑顔輝く協働のまち

第1節 協働のまちづくり

課題と基本的な考え



- 本市は、第3次東根市総合計画から、市民と行政の協働のまちづくりを市政の基本姿勢とし、市民の声を政策形成の過程に反映させるため、各種審議会や委員会などにおける市民の参画を進めてきました。今後も、市民の声を市政運営に取り入れるため、アンケート調査やパブリックコメントの充実に努めます。また、「新しい生活様式」の浸透や行政のデジタル化を進めていく中で、市民参画の新たな方策や、意識の高揚を図る手法を検討していきます。
- 市民アンケートでは、「まちづくりに参加するために希望すること」という質問に最も回答が多かったのが「積極的な情報提供やPR」という結果になりました。協働のまちづくり推進のために、市が抱えるまちづくりの課題や模範となる活動などを広く市民に情報提供していきます。あわせて、市民の中からまちづくりのリーダーを育成することも大きな課題であり、その活動を支援していきます。
- 本市は、NPO法人への業務委託や、指定管理者制度に基づく公共施設の管理運営、PFIによる公共施設等の建設、管理運営などに、市民の参画と民間のノウハウを活用しながら、行政サービスの充実に努めてきました。今後も協働のまちづくりを推進していくため、市民、地域、事業者、行政が連携を深めるとともに、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として防災、福祉、環境など、さまざまな分野で活躍できる仕組みづくりを進めます。その第一歩として、市民活動全般を総合的にサポートする市民活動支援センターを活用し、団体の活動に関する情報収集と発信、交流機会のさらなる充実に努めます。

施策の体系

協働のまちづくり

- (1) 市民の市政参画の促進
- (2) 協働のまちづくりの推進
- (3) 協働のまちづくりの推進に向けた体制づくり

施策

(1) 市民の市政参画の促進

- 審議会や実行委員会への市民参画など、市民参加型行政の推進
- アンケート調査やパブリックコメントなど、まちづくりに関する意見公募の積極的実施
- 市民が市政に参加しやすい仕組みづくりの検討
- 「ウイズコロナ」及び「ポストコロナ」における市民参画のあり方の検討
- 「ウイズコロナ」及び「ポストコロナ」における市民のまちづくりに対する参画意識の醸成

(2) 協働のまちづくりの推進

- 市が抱えるまちづくりの課題や各団体の活動情報の発信強化
- 市民の自主的活動を担うリーダー、人材、団体の育成と支援の充実
- ボランティアの啓発、活動支援

(3) 協働のまちづくりの推進に向けた体制づくり

- 各種団体、NPO 法人などの連携、それぞれのネットワーク化の促進
- 各種団体、NPO 法人のさまざまな分野での活動促進
- 市民活動支援センターによる市民活動のサポート充実
- 市民活動支援センターの活用促進と PR 強化

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 市民活動支援センター登録団体数	50団体 (令和3年3月末)	60団体

①生涯学習課

第2節 地域力の向上

課題と基本的な考え



- 地域力を高め、活力ある地域社会を築くためには、日常生活の利便性を確保することが重要です。市中央部や幹線道路などにつながる道路整備や、生活に密着した道路整備をはじめ、地区集会施設の新築・改修への支援や公的施設の計画的配置など、今後とも社会基盤の充実に努めます。



大げやき横綱パレード

近年の地区別の人口の推移を見ると、中央部では増加し、周辺部では一部を除いて大きく減少しています。また、高齢化の進行により、特に周辺部における交通手段の確保や買い物などの日常生活への支援が課題となっています。こうしたことを踏まえて、中央部と周辺部のネットワーク化や利便性の確保を図るとともに、新たなニーズに対応した商業のあり方などについても検討していきます。

◎地区別の人口の変化

地区	平成22年		令和2年			
	人口(人)	全体に占める割合(%)	人口(人)	全体に占める割合(%)	増減(人)	増減率(%)
東根	17,819	38.4	18,890	39.7	1,071	6.0
東郷	3,404	7.3	2,763	5.8	▲ 641	▲18.8
高崎	1,846	4.0	1,434	3.0	▲ 412	▲22.3
神町	12,681	27.3	14,424	30.3	1,743	13.7
大富	4,407	9.5	4,471	9.4	64	1.5
小田島	3,516	7.6	3,419	7.2	▲ 97	▲ 2.8
長瀬	2,720	5.9	2,229	4.7	▲ 491	▲18.1

(4月1日現在:住民基本台帳)

- 平成23年に創設した「ともに築く地域未来創造事業」は、市民と行政の協働のまちづくりや市民による魅力ある地域づくり活動に大きな役割を果たしてきました。今後も地域力の向上に向け、より一層の充実に努めます。



旧関山街道散策会

本市にも大きな被害をもたらした令和2年7月の豪雨は、住民同士の絆の大切さを実感させるとともに、災害時における「共助」など地

域が抱える課題を浮き彫りにしました。住民の自主的な防災対策に資する活動への支援など、ニーズを捉えた事業を展開し、地域コミュニティの強化を図りながら、さらなる地域力向上を目指します。

- 地域公民館は、地域社会の持続可能な発展のために必要なことを地域住民が自ら考え、対話を通じてよりよい地域づくりを推進していくための拠点です。住民の郷土愛を高めていくことがまちづくりの基本であり、地域活動への積極的な参加や地域力向上のための体制強化につながります。今後とも、地域づくり活動への支援を継続していきます。

近年、市外からの転入者や単身世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域における住民同士のつながりが希薄化している中で、住民同士で共に支え合う基礎的な組織である自治会の活動に関心を持たない人も増えています。また、コロナ禍においては、地域活動の中止や縮小を余儀なくされており、「ウィズコロナ」及び「ポストコロナ」において、これまで培ってきた地域のつながりを維持していくことが課題となっています。今後とも、自治会への加入促進のほか、地域活動の継続と充実に向けたサポート体制の強化や、地域力向上の拠点となる地域公民館のさらなる機能充実などを図ります。

また、さらなる地域力向上を図るには、地域活動の担い手となる人材の発掘、育成が不可欠です。地域おこし協力隊などの制度を活用しながら意欲ある若者を地域へ呼び込むなど、人材確保と育成にも努めます。

施策の体系

地域力の向上

- (1) 地域力向上のための基盤整備
- (2) とともに築く地域未来創造事業の推進
- (3) 地域力向上のための体制づくり

施策

(1) 地域力向上のための基盤整備

- 身近な生活道路の整備促進
- 地区集会施設整備への支援と積極的活用の促進
- 利便性の高い公共交通手段の検討
- 地域に密着した商店などの積極的活用と新たなニーズに対応した商業形態の検討
- 中央部と周辺部の交通アクセスの向上

(2) とともに築く地域未来創造事業の推進

- 元気な地域づくりへの支援充実
 - ・地域の課題に対する自らの取り組みへの支援充実
 - ・地域の特色を活かした活動への支援充実
- 防災、防犯、子育てなどにおける地域力の向上を図る自治会活動への支援
- 地域づくりに関する学習会への支援
- 活動の例となるモデル事業の創出と推奨
- 地域住民のコミュニティの強化、意識の高揚
- 家族の絆を大切にす意識の高揚

(3) 地域力向上のための体制づくり

- 地域公民館を核とした地域づくりの推進
 - ・地域住民による地域力向上のための体制づくりの推進、団体の育成
- 自治会組織未加入者などへの啓発活動の強化と加入促進
- 「ウィズコロナ」及び「ポストコロナ」における地域活動の継続及び充実に向けた支援など、地域活動のサポート体制の充実
- 地域公民館のさらなる機能充実
- 地域おこし協力隊制度などの活用による地域人材の確保と育成、地域への定住・定着に向けた支援



地域おこし協力隊 橋本さん結婚式

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度 (5年後)
① ともに築く地域未来創造事業 (地域づくり事業)利用団体数	18団体 (令和2年度)	14団体
② まちづくりパートナー講座 開催回数	16回 (令和2年度)	20回

①～②総合政策課

第3節 移住・定住の促進

課題と基本的な考え



○ 本市の人口は、県内では唯一増加し続けてきましたが、近年は横ばいで推移しており、本計画期間中には人口減少に転じることが予想されます。現在、全国の多くの自治体が人口の社会的減少を克服し、地域の活力を維持するため移住施策に取り組んでいます。また、コロナ禍にあって、東京圏の自治体が転出超過になっています。こうした状況を踏まえ、今以上に選ばれるまちになるために、本市及び地域のさまざまな魅力や住みよさ、特徴的な施策などを効果的に発信していきます。



人口 48,000 人達成

- 移住・定住先は、気候や風土、住民同士の距離感、子育て・教育環境、生活の利便性、住まい、働く場所など、さまざまな要素を総合的に判断し選択されます。移住・定住希望者が本市での暮らしをイメージしやすいように気軽に相談できる体制を整えるとともに、転入後にスムーズに地域に溶け込むことができるようなサポート体制を構築します。また、定住のための住宅購入への支援や、市内不動産業者と連携した空き家情報の提供などを行います。
- これまで本市では、農工一体のまちづくり、土地区画整理事業、小中学校教育の充実や手厚い子育て支援など、人口増加に向けてさまざまな施策に取り組んできました。今後も、それぞれの地域の特性を活かしながら、人口増加のための各種施策に積極的に取り組みます。あわせて、関係人口の創出に向けて、本市に興味を持つ市外在住者が、さまざまな形で本市に関わることができるような機会を積極的に提供します。

施策の体系

移住・定住の促進

- (1) 移住・定住希望者への情報発信
- (2) 移住者の受入環境の充実
- (3) 人口増加に向けた総合的施策の展開

施策

(1) 移住・定住希望者への情報発信

- 本市の暮らしに関する情報発信の強化
- 移住ポータルサイトの開設、SNSの活用などによる情報発信
- 新規就農者を対象とした催しなどへの参画による就農・移住情報の発信
- 教育によるまちづくりなど本市の魅力の積極的PR

(2) 移住者の受入環境の充実

- 移住コーディネーターの設置などによる転入後も含めた、移住・暮らしに関する相談体制の充実
- 移住に向けた体験ツアーなどの実施
- テレワークで働く人の本市への移住の促進に向けた支援の実施
- 定住促進事業※など、移住者の定住に向けた住宅支援の充実
- 市内不動産業者と連携した空き家情報の提供、空き家バンクの効果的な運用

◎定住促進事業における転入状況

(単位:世帯・人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
転入世帯数	49	76	81	83	111	125	90	93	134
転入者数	128	254	246	225	340	364	270	277	387

(総合政策課)

※定住促進事業：定住を目的に、市内に住宅を新築又は購入した転入者に対して助成金を交付する、市独自の支援制度。平成24年度から実施。

(3) 人口増加に向けた総合的施策の展開

- 人口増加と農地保全の均衡に配慮した新たな土地利用の検討
- 国道 48 号、高速道路や周辺道路の整備などを見据えた、移住・定住の誘導の検討
- 市外在住者が本市とさまざまな関わりを持つ「関係人口」の創出と拡大に向けた取り組み、これを移住・定住につなげる仕組みづくりの推進
- 若者の市内定着促進に向けた奨学金の返還支援

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度 (5年後)
① 首都圏からの移住者数※	130人 (令和2年度(推計))	150人
② 定住促進事業による 転入世帯数	134世帯 (令和2年度)	100世帯
③ ②のうち空き家・中古住宅への 転入世帯数	18世帯 (令和2年度)	20世帯
④ 移住ポータルサイトへの 年間アクセス件数	— (未開設)	15,000件

①～④総合政策課

※首都圏からの移住者数：首都圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）からの転入者総数から、転勤・進学・就学を理由として転入した人を除いた人数。令和2年度から行われている「転入者移動調査（アンケート）（山形県）」結果から推計。

課題と基本的な考え



- 地域社会で、みんなが幸せに生活するためには、多様性と個性を認め合い、人権を尊重する意識を高めることが大切です。しかし、依然として、性別や国籍の違い、年齢、障がいの有無などを理由としたさまざまな差別や不当な扱い、暴行や虐待、いじめや体罰など、誤った知識や偏見などによるさまざまな人権問題が存在しています。また、近年は、SNS などインターネット上での誹謗・中傷など新たな人権侵害も発生しています。加えて、LGBT※に代表される性的マイノリティ（性的少数者）への理解など、新たに取り組むべき課題もあります。こうしたことを踏まえ、子どもの時からの人権教育や、関係機関との連携による人権意識の啓発など、多様性と個性を認め合い、尊重する社会づくりを進めます。
- 女性の社会進出が進んでいる一方で、社会には、性別による固定的な役割分担意識が未だに残っており、こうした意識を解消することが求められています。そのため、学校や家庭、地域社会において学習機会や情報を提供し、意識醸成を図ります。
市ではこれまで、あらゆる分野、場面における男女共同参画を推進するために、市の審議会への女性委員の積極的登用をはじめとして、男女共に活躍できる機会の拡大に取り組んできました。引き続き、各分野において関係機関と連携を図りながら、男女の違いに捉わられることなく参画できる環境づくりを促進します。

施策の体系

人権の尊重と男女共同参画の推進

(1) 人権尊重意識の醸成

(2) 男女共同参画の意識醸成と環境づくり

※ LGBT：Lesbian（レスビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、自認する性別と出生時の性別が一致していない人）の頭文字をとった単語で、性的マイノリティの総称のひとつ。

(1) 人権尊重意識の醸成

- 人権擁護委員の相談・啓発活動への支援
- 人権擁護委員や法務局などと連携した相談体制の充実
- 関係機関・団体と連携した啓発活動の推進
- 広報紙やホームページなどを通じた啓発活動の推進
- 学校における人権教育の充実
- 性別、国籍、年齢、障がいの有無などにかかわらず、多様性や個性を認め合い、人権を尊重する社会に向けた取り組みの推進
- SNS などインターネット上での差別や人権侵害に関する教育・啓発の推進
- 性的マイノリティへの理解促進など、多様化する人権課題への取り組みの推進

(2) 男女共同参画の意識醸成と環境づくり

- 男女共同参画社会実現に向けた基本施策の推進
 - ・「東根市男女共同参画社会推進計画」に基づく総合的、計画的、体系的な取り組みの推進
- 男女共同参画の意識醸成
 - ・学校、家庭、地域社会などにおける男女共同参画に関する教育・学習の充実
 - ・広報紙やホームページなどを通じた啓発活動の推進
 - ・企業向け研修会の開催、国・県・関係機関の情報提供、やまがたイクボス同盟[※]の活動などを通じた、企業などにおける意識醸成の推進
- 関係機関と連携した総合的な取り組みの推進、相談・支援体制の充実
- 誰もが能力を十分に発揮し活躍できる社会環境づくりの推進
 - ・各種審議会などにおける慣例にとられない女性委員の登用
 - ・社会活動、地域活動への男女共同参画の促進
 - ・農業や商工業分野などにおける男女共同参画の促進
 - ・家庭における男女共同参画の促進
- 誰もが働きやすい環境整備の推進
 - ・子育て支援や在宅福祉施策の充実による就労との両立支援
 - ・出産や育児を理由とした離職の抑制、再就職や就業継続への支援

[※]やまがたイクボス同盟：イクボス（部下のワーク・ライフ・バランスを考え、キャリアと人生を応援しながら組織の業績と結果を出す経営者や上司）の輪を広げ、男女が共に仕事と子育てを両立できる社会の実現を目指すため、山形県知事や経済団体などのトップが発起人となり平成 27 年に設立された同盟。

- ・育児休業、介護休業などの取得促進
- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和7年度(5年後)
① 市の審議会等における女性委員の割合	25.2% (令和2年度)	40%
② やまがたイクボス同盟への市内参加企業・団体数	14組織 (令和3年3月末)	20組織
③ 市内企業における男性の育児休業取得率	7.1% (令和元年度)	13%

①～③総合政策課

第6章

計画推進のために

第1節

大げやき行政の推進

課題と基本的な考え



- 地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、持続的に発展する地域社会を構築するためには、目標を明確にして、常に見直しとその効果を検証する柔軟で効率的な行政運営が必要となります。地域のことは地域住民が決める住民自治の理念の浸透を図り、常に市民の声を反映し市民参画の道を開いていくとともに、市民目線で行政運営を進めていきます。
- 市政に関する情報を広く発信するため、市報やホームページ、SNS などによる情報提供を行っています。今後も掲載内容の充実や迅速な更新を図るとともに、特にインターネットを活用した情報発信においてはさまざまな媒体を導入します。また、高齢者や障がい者を含めた誰もがその情報にアクセスし利用できるようなウェブアクセシビリティへの配慮に取り組みます。
- 本市は、「市長のふれあい座談会」「市長と語る日」「市長と語る懇談会」の開催、「声の宅配便」や主要な政策決定におけるパブリックコメント、アンケート調査などを活用し、幅広く広聴活動を実施してきました。市民と行政が十分なコミュニケーションを図り、相互の信頼関係を築きながら、さらなる市民の理解と協力を得るため、今後とも幅広い広聴活動を実施していきます。
- 行政の公平性と透明性を確保し、協働のまちづくりを進めるためには、情報の公開、共有が重要です。公開資料の充実を図るなど積極的に情報公開制度の運用を図るとともに、個人情報保護制度を適切に運用します。また、公文書に係るコンプライアンス意識の向上を図り、適正な文書管理を推進します。

- 高齢化の進行による社会保障費や公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増加によって、財政状況は厳しさを増しています。安定した自主財源の確保に向けて、市税の適正な賦課・徴収の推進、中長期的な視野に立った計画的な財政運営を行い、財政の健全化を堅持することが必要です。また、公共施設等やインフラについては、予防保全型管理の視点による計画的な改修などを行うとともに、民間のノウハウや資金を積極的に活用し、さらなる財政負担の平準化と費用の縮減を図ります。利用終了の予定がある市有財産については、その利活用や処分などについて、市民や地域と十分な協議を行いながら検討していきます。

令和2年度から下水道事業が公営企業会計に移行しました。公営企業については、引き続き健全経営を維持していくとともに、経営基盤のさらなる強化と財政マネジメントの向上を図ります。

- 令和3年度を始期とする「東根市第7次行財政改革推進プラン」に基づき、最小の経費で最大の効果を得る、効率的な行財政運営を行います。また、国から自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどについて、他市町村と連携しながら国へ適切な対応を求めています。
- 新たな行政需要に対応するために、職員定員管理計画に基づく職員の適正配置とより効果的な組織改編を計画的に実施していきます。また、行政を取り巻く環境の変化に対応できる発想と広い視野を持ち、政策形成能力を備えた意欲ある職員を育てるため、研修による資質向上や能力を発揮しやすい職場づくりなどを行うとともに、職員自らの政策提案を促し能力開発に努めます。
- 少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化などによって拡大する行政需要に、限られた職員で対応していくため、業務の見直しや民間活力の積極的活用、効率的な組織への改編を進めるなど、事務の効率化を進めます。
- コロナ禍において、全国的に電子申請での手続きに混乱が生じるなど、デジタル化の遅れが浮き彫りとなりました。今後、市民の利便性向上や業務の効率化に向け、市民・行政・地域のあらゆる分野においてデジタル変革（デジタル技術を活用した社会変革）を推し進めていきます。デジタル変革を推し進めるための戦略について整理するとともに、市民サービスの向上と事務処理の迅速化、効率化を図るため、ICTやRPA、AIなどの先進技術の導入などを積極的に進めます。また、国が進めている基幹系業務におけるシステム標準化への適切な対応や、ICTなどを利活用するための知識や能力を備えた人材の育成を図ります。

施策の体系

大げやき行政の推進

- (1) 市民と共に歩む市政の推進
- (2) 広報活動の充実
- (3) 広聴活動の充実
- (4) 公正で透明性の高い市政の推進
- (5) 安定した強固な財政基盤を持つ市政の推進
- (6) 柔軟で効率的な市政運営の推進
- (7) 人事管理の適正化
- (8) 事務事業の効率化と行政サービスの充実
- (9) デジタル変革の推進

施策

(1) 市民と共に歩む市政の推進

- 市民と行政の協働のまちづくりの推進
- 市民憲章の普及と実践運動の推進

(2) 広報活動の充実

- 市民から親しまれるわかりやすい広報紙づくりの推進
- 多様なメディアを活用した広報活動の推進
- ウェブや SNS などを活用した情報提供の充実
- 高齢者、障がい者、在住外国人など誰もが利用しやすい広報手段の確保とウェブアクセシビリティへの配慮
- 本市を訪れたいくなる、住んでみたいくなるような魅力の発信

- 報道機関などへの適切、的確な情報の発信と提供
- 広報モニター、広報レポーター活動の充実

(3) 広聴活動の充実

- 市長のふれあい座談会など、対話を重視する広聴活動の充実
- ハガキやインターネットを活用した広聴活動の充実
- 主要な政策決定過程におけるパブリックコメント、市民アンケート調査の実施
- 市政への要望、相談窓口体制の充実

(4) 公正で透明性の高い市政の推進

- インターネットを活用した議会、会議中継などの推進
- 審議会などの公開の検討
- 情報公開制度の充実
- わかりやすい予算情報や財務諸表などの積極的な広報
- 個人情報保護制度の適切な運用
- 適正な文書・情報管理の推進

(5) 安定した強固な財政基盤を持つ市政の推進

- 中長期的展望による計画的な財政運営の推進
 - ・ 経常経費の抑制
 - ・ 市債の適正な発行と管理による財政負担の平準化
 - ・ 新公会計制度に基づく財務諸表による財政情報の把握と活用の推進
 - ・ 「ふるさと納税制度」の積極的な展開と財源の適正な運用
 - ・ 使用料、手数料など受益者負担の適正化と確実な収納
- 補助金、負担金、交付金の見直しと整理合理化の推進
- 公共施設等の長寿命化、予防保全型管理の視点による計画的な改修とバリアフリー化の促進
- 市有財産の利活用などの検討
- 市税等の適正課税と収納率向上対策の推進
 - ・ 航空写真の活用など課税客体の適正把握の推進
 - ・ コンビニ収納やスマートフォン決済アプリなど多様な収納方法の導入推進

- 透明で公平な競争性の高い入札制度の運用推進
- 効率的な行財政運営のための財務規則などの見直し推進
- 関係各種団体の運営に対する適正な指導と事務移管の推進
- 公営企業などの経営健全化の推進

◎健全化判断比率※¹の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実質公債費比率※ ²	8.3%	7.1%	6.6%
将来負担比率※ ³	11.6%	7.7%	6.7%
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし

(財政課)

- ※¹ 健全化判断比率：自治体財政の健全度を示す4つの指標。いずれも数値が低いほど健全とされている。
- ※² 実質公債費比率：市の借金の返済にあたる元利償還費等が、市の標準財政規模を基本とした額に対してどのくらいの割合を占めているかを表す。25%以上となると早期健全化団体となり、早期健全化策が求められる。
- ※³ 将来負担比率：公営企業、土地開発公社などを含めた、将来市が負担すべき市債や債務負担行為などの負債が、市の標準財政規模を基本とした額に対してどのくらいの割合を占めているかを表す。350%以上となると早期健全化団体となり、早期健全化策が求められる。

◎経常収支比率※⁴の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収支比率	89.0%	91.4%	92.7%

(財政課)

- ※⁴ 経常収支比率：人件費や公債費などの経常的な経費に、市税や地方交付税などの経常一般財源が、どの程度充当されたかを見る指標。比率が低いほど財政に弾力性がある。

(6) 柔軟で効率的な市政運営の推進

- 第7次東根市行財政改革推進プランの推進
- 施策の効果的な評価検証方法の検討
- 地方分権への対応と適正な財源確保

(7) 人事管理の適正化

- 職員定員管理計画と事務事業の適正把握による職員の適正な定員管理
- 職員が最大限能力を発揮できる組織、職場づくりの推進
- 研修などを通じた職員の意識改革と資質の向上
 - ・政策形成能力や創造力を有する職員の育成
 - ・市民から信頼され、親近感をもたれる職員の育成
 - ・自主研究グループの育成

(8) 事務事業の効率化と行政サービスの充実

- 主要な施策に集中的、効率的に取り組むための組織機構見直しの推進
 - ・水道事業・工業用水道事業と公共下水道事業の組織統合による効率化
- 職員提案・業務改善報告制度の充実
- 事務事業の改善と統廃合の検討
- 指定管理者制度、業務委託、PFIなど民間の活力とノウハウを活用した行政サービスの導入検討
- 課をまたぐ事務手続きに対する窓口サービスの連携強化
- 民間商業施設などを活用した行政サービスの拡充と機能の充実強化

(9) デジタル変革の推進

○デジタル変革を総合的に推進するための戦略策定

○市民サービスのデジタル変革の推進

- ・電子申告や電子申請など、行政手続きのオンライン化による窓口サービスなどの利便性向上
- ・マイナンバーカードの普及促進及び活用
- ・多様な市民ニーズに合わせた行政情報の提供
- ・市民の負担軽減、利便性向上などに向けたICT^{※1}の活用やAI^{※2}などのデジタル技術の導入検討
- ・インターネットなどを活用した公共施設案内、予約システムの導入拡大



デジタル変革推進締結式（令和3年3月）

○行政デジタル変革の推進

- ・書面主義・押印原則・対面主義など、制度・慣行・意識の見直し
- ・標準仕様に基づく基幹システムの速やかな導入と自治体クラウドの導入検討
- ・ICTなどを利活用するための知識や能力を備えた人材の育成に向けた研修の充実や、民間の専門人材の活用
- ・事務の効率化などに向けたICTの活用、RPA^{※3}、AIなどのデジタル技術の導入検討

○地域デジタル変革の推進

- ・各産業分野におけるICTの活用の推進、RPA、AIなど先端技術の導入に向けた支援の検討
- ・デジタル機器に不慣れな市民に配慮した取り組みや、市民のデジタル技術への適応に向けた支援

※1 ICT：Information and Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

※2 AI：Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。

※3 RPA：Robotic Process Automation の略。ロボットによる業務自動化のこと。

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和7年度(5年後)
① 市ホームページの年間アクセス件数	415,061件 (令和元年度)	600,000件
	660,322件 (令和2年度)	
② 市公式フェイスブックフォロワー数	1,031人 (令和3年3月末)	1,200人
③ 市LINE公式アカウント友だち数	— (令和3年5月開設)	3,000人
④ マイナンバーカード交付率	24.3% (令和3年3月末)	100%
⑤ マイナンバーカードを活用した証明書発行割合	3.5% (令和3年3月末)	10%

①～③総合政策課、④～⑤市民課

課題と基本的な考え



- 本市は令和2年に山形市と連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を取り交わし、山形市と本市を含む6市6町による「山形連携中枢都市圏」において、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組みを連携して実施しています。この枠組みは令和3年度から7市7町に拡大します。少子高齢化や超スマート化など共通する行政課題の解決に広域的に取り組むことにより、効果的かつ効率的な行政運営をより一層推進します。また、一部事務組合などの既存の広域組織についても、さらなる連携強化を図るとともに、既存事業の事務効率化や運営方法の見直しを随時検討していきます。
- 市民生活や社会経済活動は、市の境界を越えて広域的に行われるため、市民の活動エリアを考慮した広域連携を検討していく必要があります。既存の広域連携の枠組みによる取り組み以外、広域連携による相乗効果やスケールメリットが期待できる事業については、広域行政を検討していきます。
- 人口減少を克服し地域経済の活性化を図るため、地域の特性を活かしながら住民主体の自治体運営による地方創生を実践していくことが求められています。真の地方創生の実現に向けて、国や県との役割分担のもと、緊密な連携を推し進めるとともに、制度の見直しや財政支援などについて要望を強化していきます。

施策の体系

広域行政・国県との連携

- (1) 連携中枢都市圏・広域組織における事業の充実
- (2) 近隣市町との連携の強化
- (3) 国県との連携の強化

(1) 連携中枢都市圏・広域組織における事業の充実

- 山形連携中枢都市圏における効果的、効率的な連携事業の推進
- 既存組織の連携強化
- 各広域組織における既存事業の効率化や見直しの検討
- 各分野の情報交換、意見交換の充実

(2) 近隣市町との連携の強化

- 各分野における近隣市町との課題共有と連携協力体制の推進
- 広域連携による相乗効果やスケールメリットが期待できる施策の検討
- 県域、村山地域において本市の果たす役割を意識した広域的取り組みの推進
 - ・交流、連携の拠点整備と機能強化
 - ・国県の施設との連携強化

(3) 国県との連携の強化

- 国県との情報共有、意見交換など連携の充実
- 国県関係機関、団体との情報共有、意見交換などの連携充実
- 重要課題に係る制度見直しや財政支援など、国県への要望活動の強化



山形連携中枢都市圏 連携協約締結式（令和2年1月）

市民アンケート集計結果の概要

1. 目的、主旨

第5次東根市総合計画策定に関し、まちづくりに対する市民のみなさんの意向、動向を把握するために実施しました。

2. 調査時期と調査方法

令和元年8月1日現在の住民基本台帳に登録されている16歳以上の男女40,723人のうち、3,000人を無作為に抽出し、郵送調査法に基づき実施しました。

調査票の発送 令和元年 8月 ~
最終回収 令和元年 10月 28日

3. 回収状況

調査対象件数 3,000 件中、回収数 1,132 件で回収率は 37.7%でした。

区分 \ 地区	東根	神町	東郷	高崎	大富	小田島	長瀬	合計
調査対象件数	1,146	872	194	109	288	226	165	3,000
回収数	444	287	82	39	115	88	69	1,132

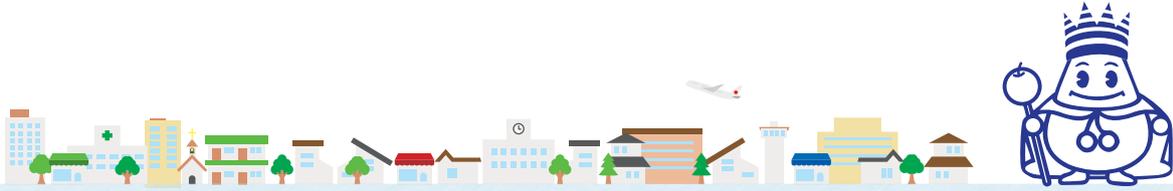
※回収数の合計欄は、地区名の回答がない8件を含むものです。

4. 集計方法

- ・回収内容を100分率(%)で集計出力しています。
- ・複数回答の問は、回答者が複数の項目を選択しているため、各解答項目の合計比率は100%を超えています。

5. アンケートの設問内容

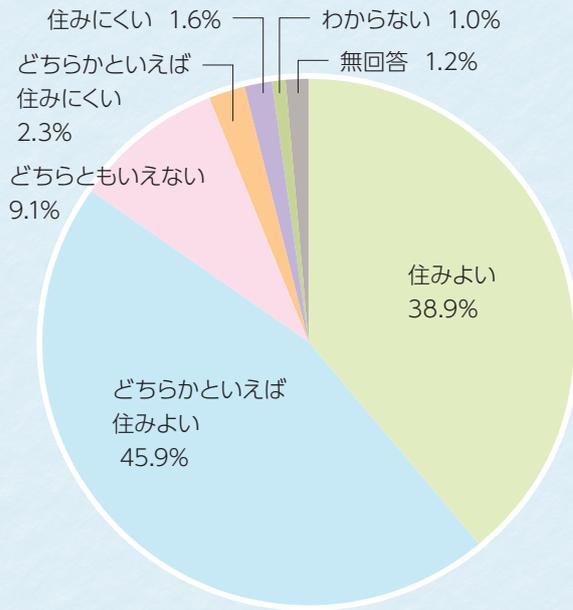
- ・「生活環境」「今後のまちづくり」「社会的施設の整備」「少子高齢化への対応、福祉など」「産業の振興」「教育・文化振興」「まちづくり活動への参画」「東根市の市政」「周辺自治体との連携」の9分野について尋ねました。
- ・設問は問1から問34までの34項目で構成されています。問3～5、8～9、11～13は、都市計画マスタープラン策定のための調査項目であるため、本計画書における記載は省略します。



生活環境について

問 1

東根市全体の住みやすさをどう思いますか。
(1つ選択)

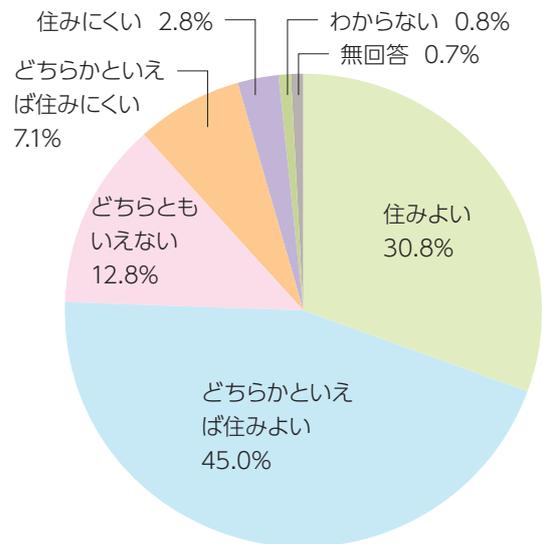


●住みよさが向上!

東根市の住みよさについて質問したところ、市民の約85%が「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と答え、その割合も前回調査（平成21年）から上昇しました（75.8%→84.8%）。

このことは、「しあわせつくる 学びと交流のまち」をめざしたこれまでの取り組みが、市民生活環境の向上へつながった成果の表れと考えられます。

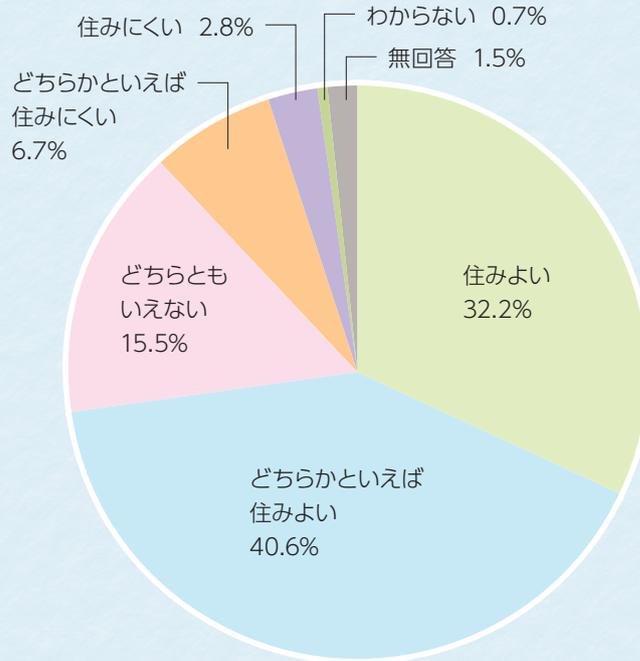
(参考) 前回調査（平成21年）





問 2

今あなたの住んでいる地区のすみやすさをどう思いますか。
(1つ選択)



(参考) 地区ごとの状況

地区	住みよい + どちらかといえば住みよい		住みにくい + どちらかといえば住みにくい	
	割合	割合	割合	割合
東根	80.0%	0.0%	0.0%	6.1%
神町	79.8%	0.0%	0.0%	4.2%
東郷	56.1%	0.0%	0.0%	20.7%
高崎	53.8%	0.0%	0.0%	23.1%
大富	53.9%	0.0%	0.0%	13.0%
小田島	80.7%	0.0%	0.0%	10.2%
長瀬	49.3%	0.0%	0.0%	26.1%

●地区別の住みよさは、中央部と周辺部に大きな差

*地区別の住みよさ (住みよい+どちらかといえば住みよい)

東根：80.0% 神町：79.8%
東郷：56.1% 高崎：53.9% 大富：53.9% 小田島：80.6% 長瀬：49.2%

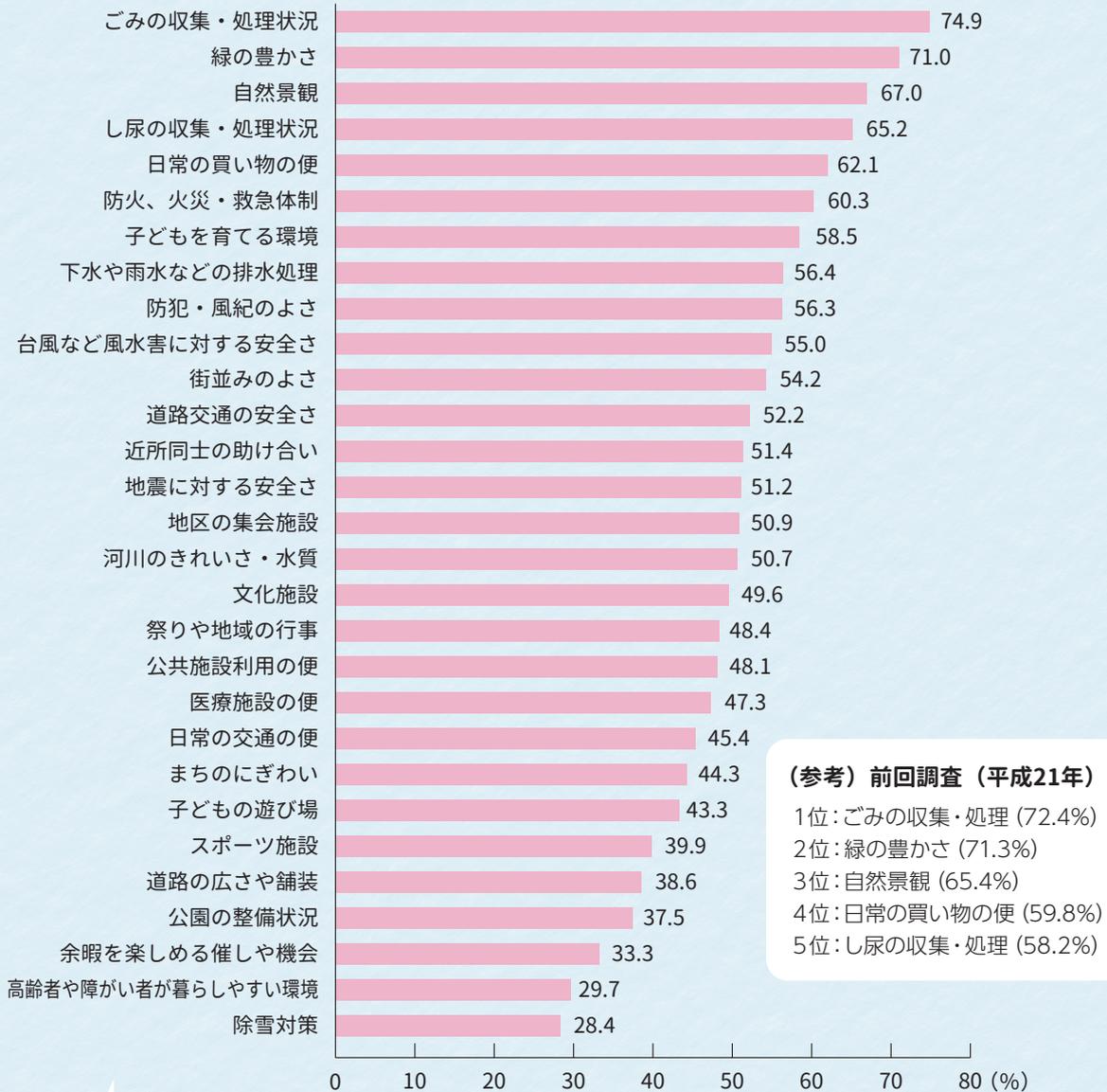
地区別に見ると、中央部と周辺部に大きな差が生じています。
東根・神町地区以外では、小田島地区が高くなっているのも特徴的です。



問 6

東根市の生活環境について、どの程度満足していますか。

「満足」「どちらかといえば満足」



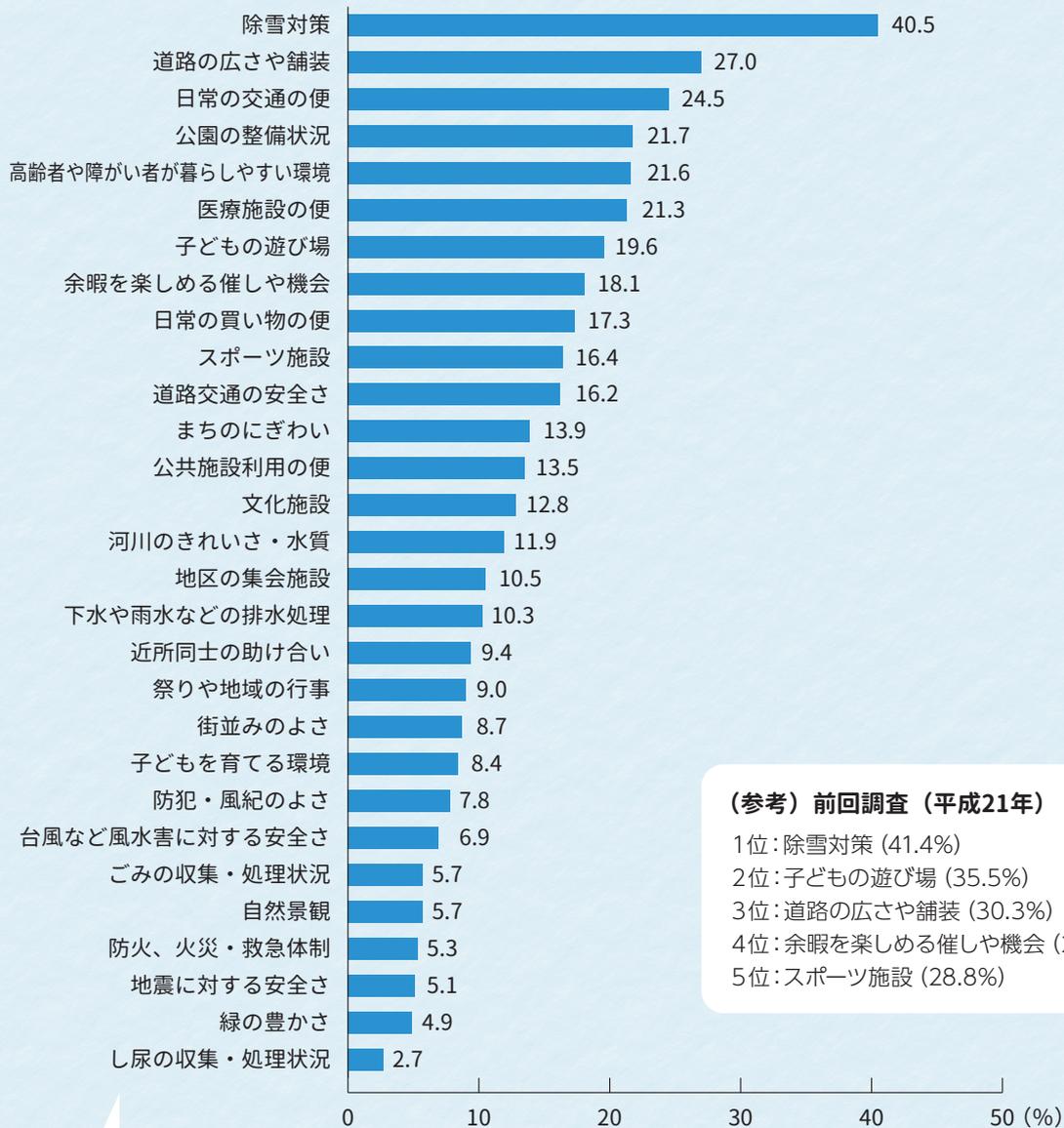
- 生活環境の「満足度」については、「ごみの収集・処理」が最も高くなりました。続いて、ひがしねならではの「緑の豊かさ」や「自然景観」が高くなり、これらは前回調査と同じ傾向となっています。順位はほぼ同じとなっているが、全体的に満足度が向上しています。
- 日常の買い物への便で、満足に感じている人の割合は、東根地区 (70.7%)、神町地区 (75.6%) で高くなっていますが、他地区では43%となっており、地区によって差が生じています。



問 6

東根市の生活環境について、どの程度満足していますか。

「不満」「どちらかといえば不満」



(参考) 前回調査 (平成21年)

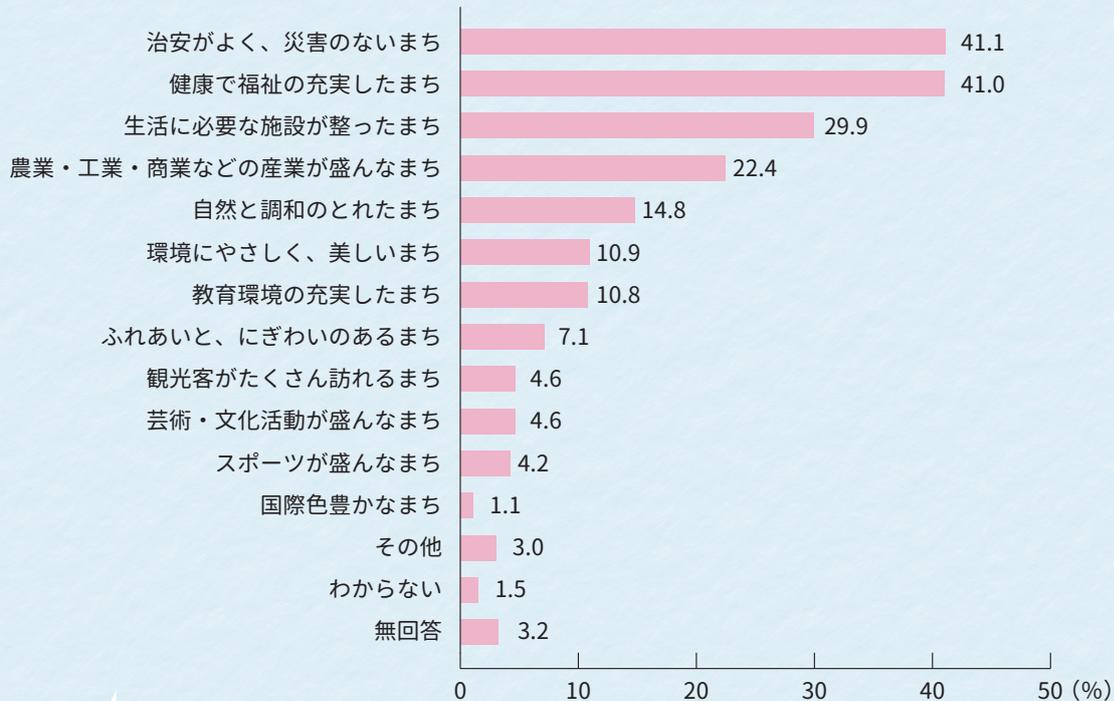
- 1位: 除雪対策 (41.4%)
- 2位: 子どもの遊び場 (35.5%)
- 3位: 道路の広さや舗装 (30.3%)
- 4位: 余暇を楽しめる催しや機会 (29.4%)
- 5位: スポーツ施設 (28.8%)

- ・「不満度」については、「除雪対策」が最も高く、前回調査 (41.4%) から大きな改善は見られません。また、その他の不満の割合は、全体的に減少傾向にあります。その中でも、「道路の広さや舗装」「日常の交通の便」が不満の多い結果となりました。
- ・子どもの遊び場や、余暇を楽しめる催しや機会、スポーツ施設については、この10年間で、あそびあランドやまなびあテラス、中央運動公園などの施設が整備されたことにより、改善しています。
- ・日常の交通の便、公園の整備状況、高齢者や障がい者が暮らしやすい環境について、不満に感じている人の割合は、東根地区・神町地区と他地区を比較すると、いずれでも他地区が高くなっており、中央部と周辺部に大きな差が生じています。



問 7

今後、東根市がどのようなまちになればよいとお考えですか。 (2つ選択)



●関心の高さは、『安全・安心』『健康・福祉』

「安全・安心」への関心については、今回、大幅に上昇しました（前回調査27.6%）。この背景には、第4次計画期間中に東日本大震災を経験したことや、近年、気象変動による大規模な災害が頻繁に生じていることから、その意識が高くなっていることが要因と考えられます。

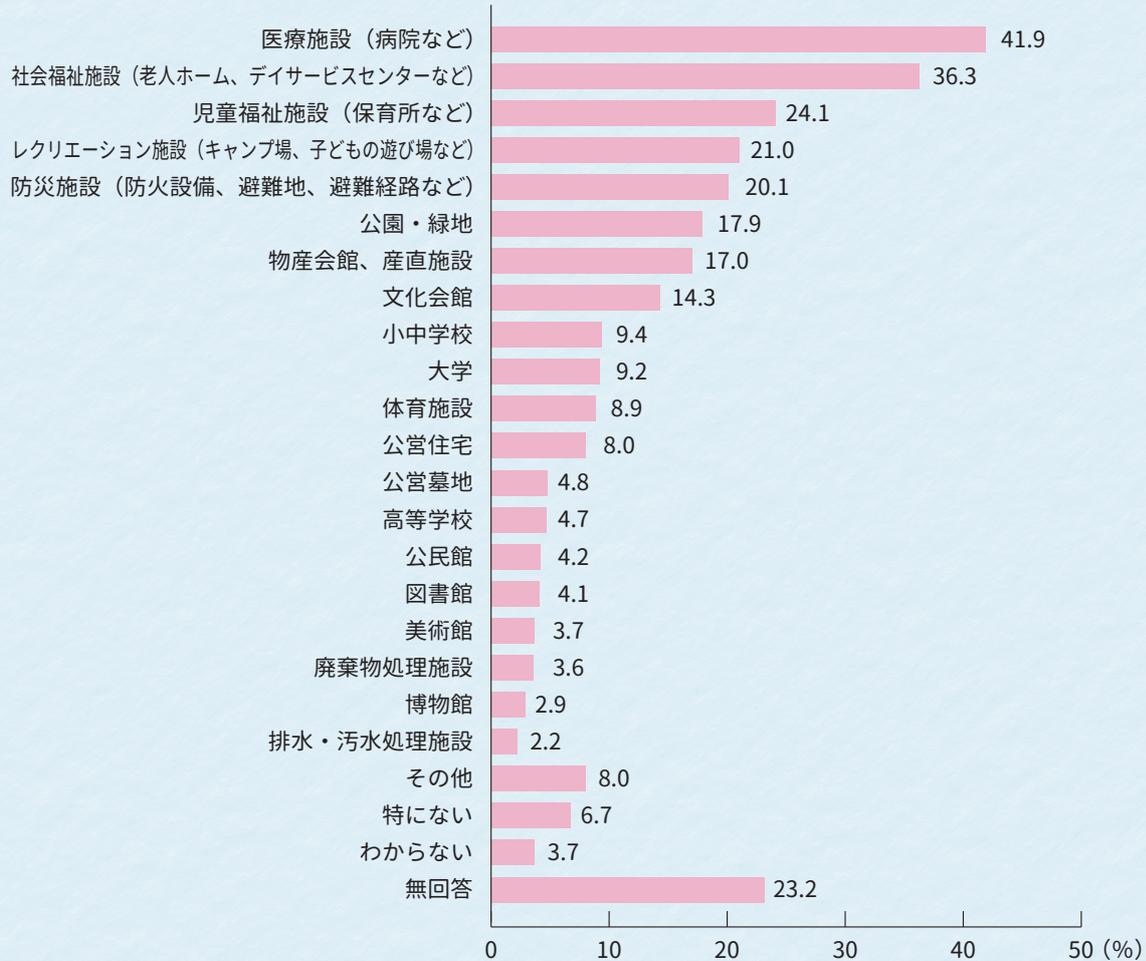
「健康・福祉」については、前回調査では最も高く（44.5%）、その割合はわずかに低下していますが、引き続き、その関心の高さが見られます。少子高齢化の進行などによる将来への不安が高まっていることなどが要因と考えられます。



社会的施設の整備について

問 10

東根市で、施設の整備や充実が必要と思うものを選んでください。
(3つ選択)



●整備充実を望む 社会的施設は、『医療施設』『社会福祉施設』『児童福祉施設』

上位3つのいずれも福祉関係の施設という結果となりました。

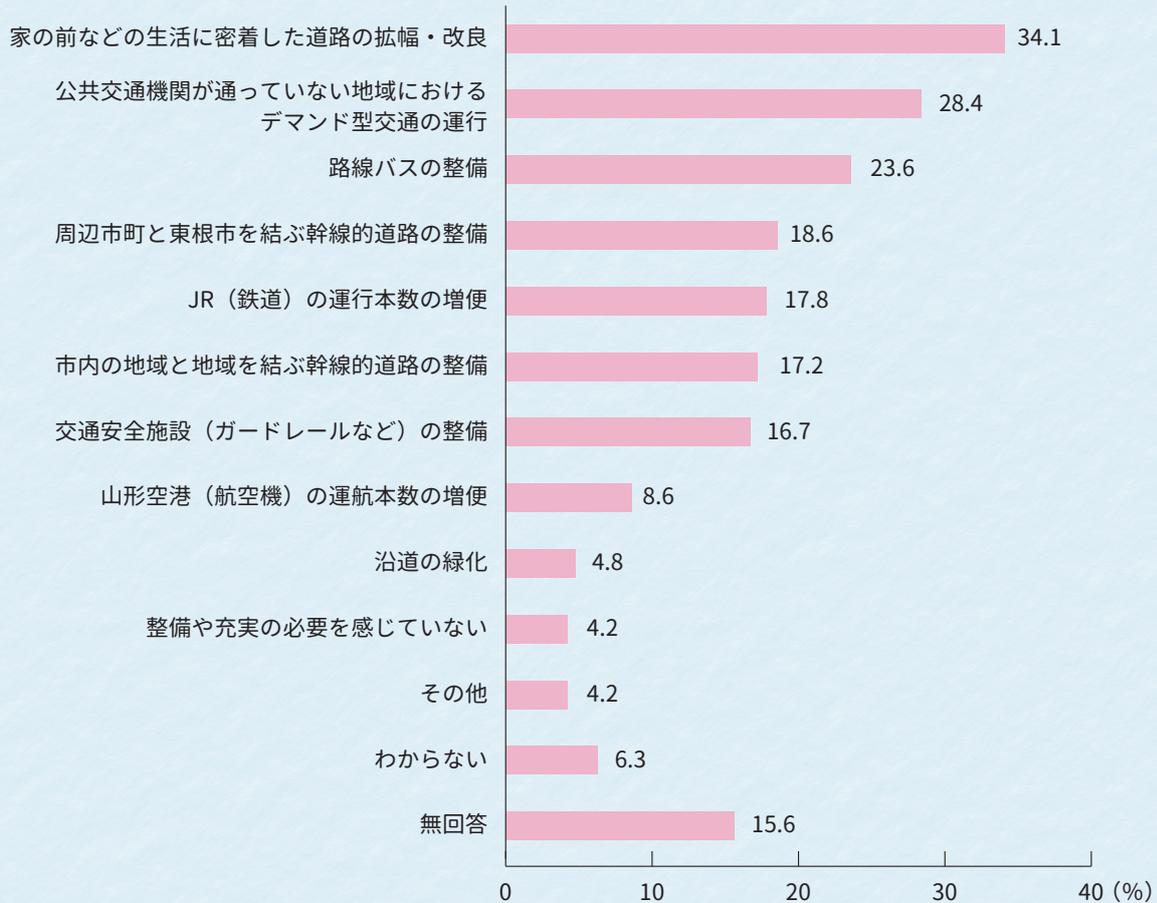
「医療施設」は全年齢層で比較的高い傾向を示し、「社会福祉施設」は年齢が高い層、「児童福祉施設」は年齢が低い層で割合が高くなっています。さらに詳しく見ると、10～30歳代では、「レクリエーション施設」の割合も高くなっています。



道路・交通機関などの整備について

問 14

東根市で道路・交通機関について、特に整備や充実が必要と思うものを選んでください。(2つ選択)



●整備充実を望む 道路・交通機関は、『生活密着道路』『デマンド型交通』『路線バス』

「生活密着道路」の拡幅・改良の回答が最も多い結果となりましたが、前回調査(42.8%)よりも、その割合は低下しています。また、「幹線道路」の整備についても前回調査と比較して割合が低下しており、道路の整備充実が進んだことが表れていると考えられます。

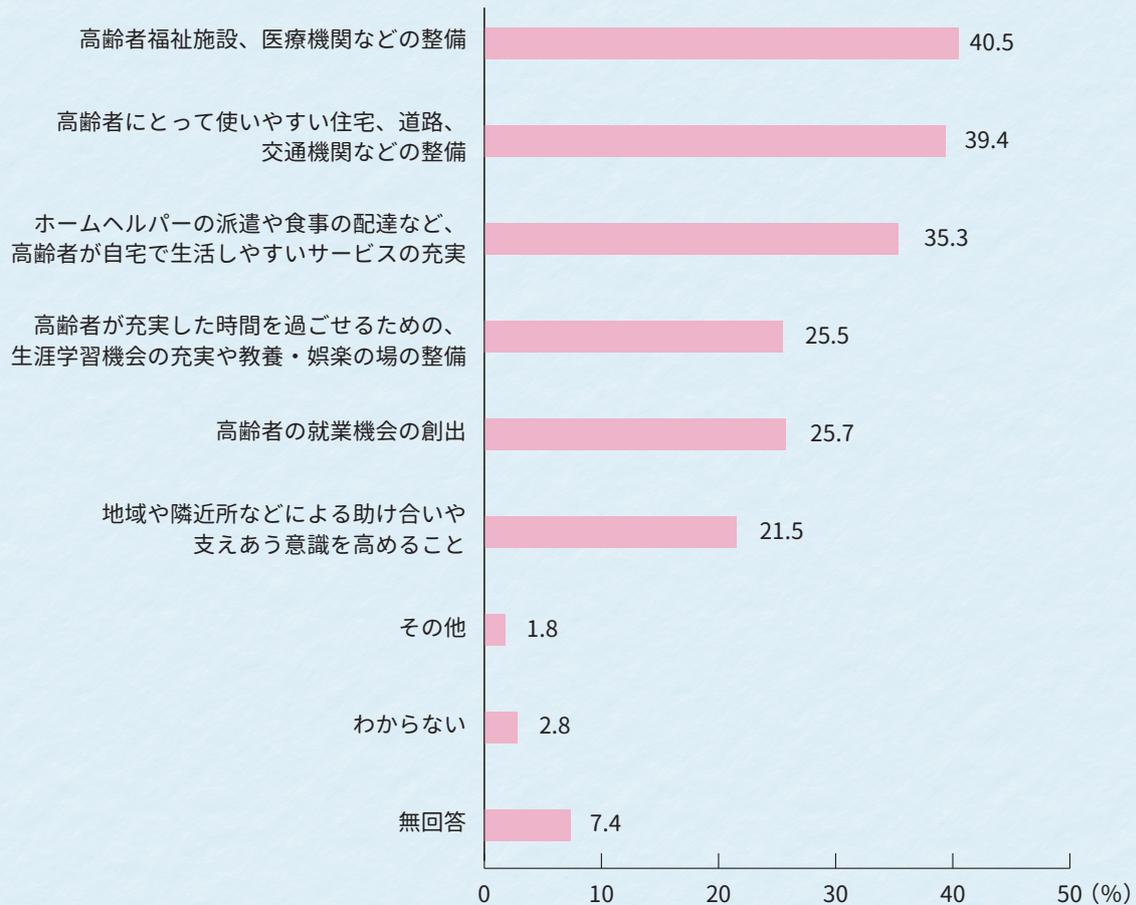
また、今回、新たに「デマンド型交通」に関する設問を加えたところ、これを整備充実するべきという多くの回答がありました。これに関連し、「路線バス」の整備も前回調査(20.3%)よりも割合が上昇しています。



高齢社会への対応について

問 15

高齢化（65歳以上の高齢者人口の増加）の進展に対応するため必要なのはどのような施策だとお考えですか。（2つ選択）

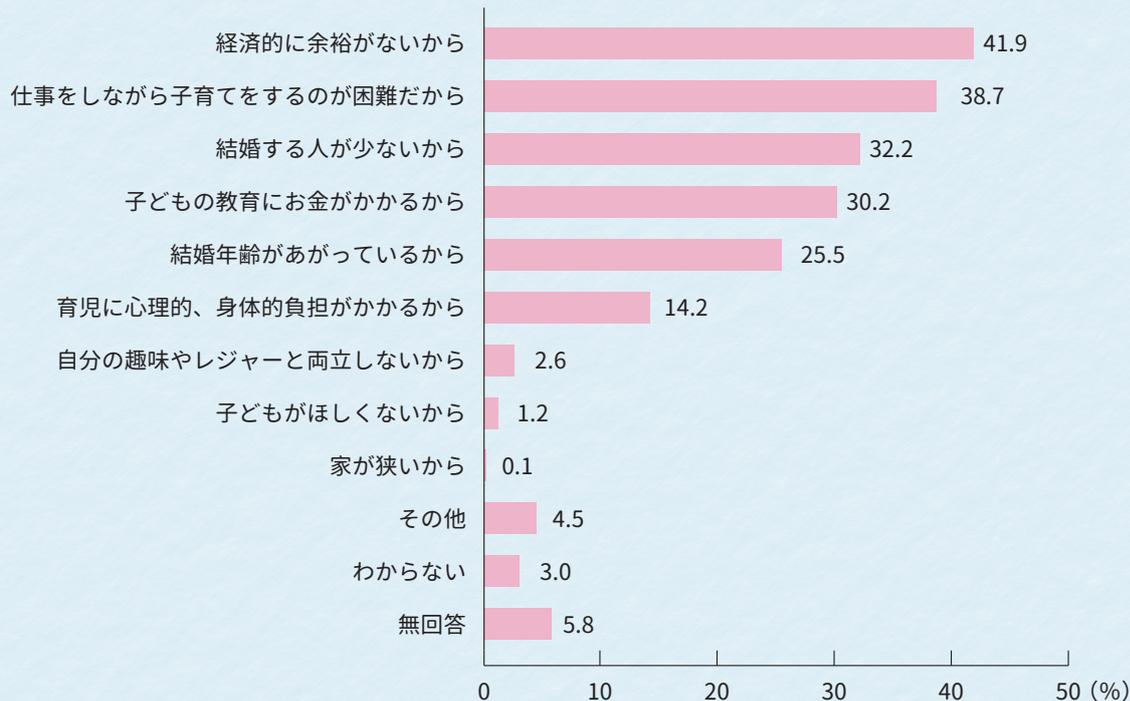




出生率の低下について

問 16

近年出生率が低くなっていますが、その理由は何だとお考えですか。
(2つ選択)



★男女別の結果を見ると…

男性では、「経済的に余裕がないから」が最も多い
女性では、「仕事をしながら子育てをするのが困難だから」が最も多い

★年齢別の結果を見ると…

年齢が若いと、「経済的に余裕がないから」が多くなる傾向にある
年齢が高いと、「仕事をしながら子育てをするのが困難だから」が多くなる傾向にある

●少子化（出生率の低下）の理由は、『経済的理由』『仕事と子育ての両立困難』『結婚する人が少ない』

前回調査と同様に、「経済的理由」「仕事と子育ての両立困難」の順に、その割合が高くなりましたが、前回調査（49.0%、45.6%）と比較して、それぞれ大きく低下しました。

以前と比べて、子育てに関する経済的支援が充実していることや、保育所等の整備が大きく進んだことが要因として考えられます。

この結果と連動し、「子育て環境の充実」については、「保育所などの施設の充実」と「多様な保育制度の充実」「経済的負担の軽減」が必要と考える回答が多くなっています。

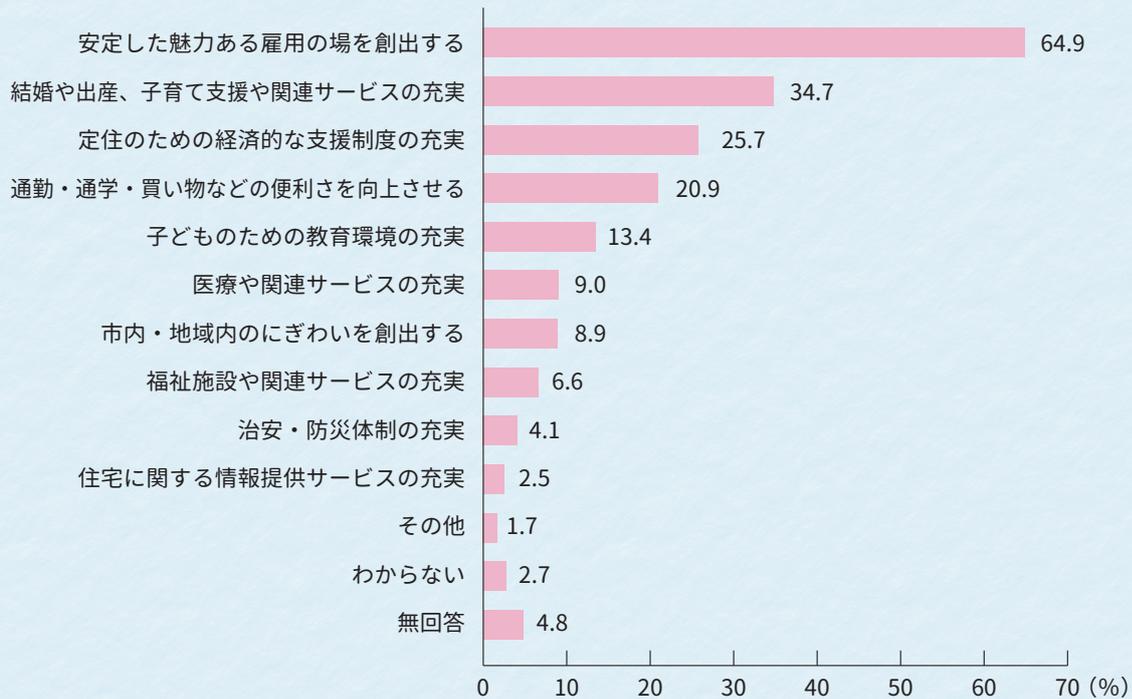
「結婚する人が少ない」という理由については、前回調査（22.2%）と比較して、大きく上昇しました。また、類似しているもので、「結婚年齢があがっている（25.5%）」という理由も同様の傾向を示し（前回調査18.0%）、本市においても、未婚化・晩婚化が深刻な問題となっていることを表しています。



若者世代の地元定着について

問 17

若者世代の地元定着率を向上させるため、東根市がどのようなことに力をいれたらよいとお考えですか。(2つ選択)



★10～20歳代の結果を見ると

16～19歳	①安定した魅力ある雇用の場を創出する	54.1%
	②通勤・通学・買い物などの便利さを向上させる	37.8%
	③結婚や出産、子育て支援や関連サービスの充実	35.1%
20～29歳	①安定した魅力ある雇用の場を創出する	44.4%
	②結婚や出産、子育て支援や関連サービスの充実	42.0%
	③定住のための経済的な支援制度の充実	29.6%

●若者世代の地元定着のために力を入れるべきものは、『安定した、魅力ある雇用の場の創出』

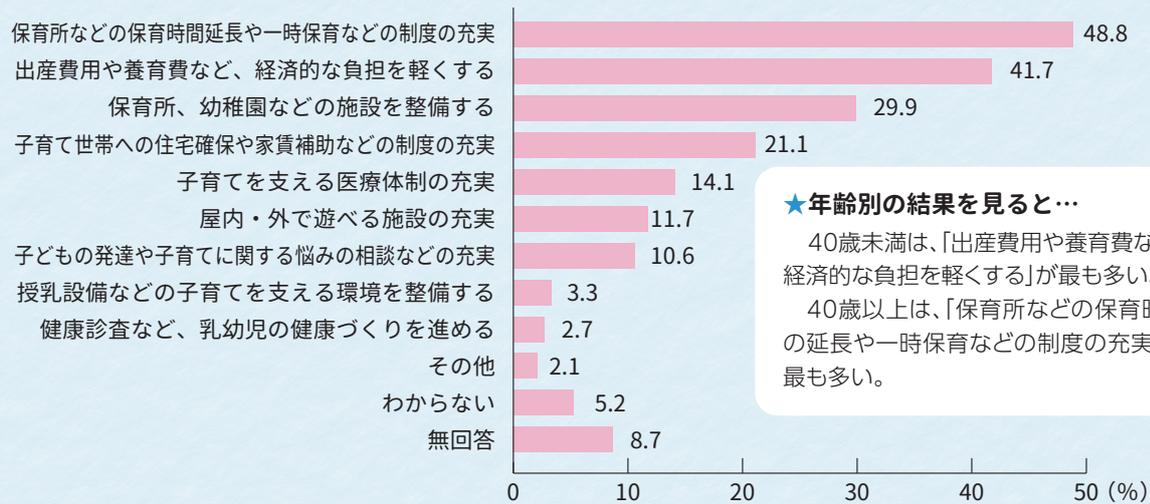
今回、新たに質問を設けたものですが、「安定した魅力ある雇用の場を創出する(64.9%)」の回答が圧倒的に多くなりました。すべての世代を通じて、この項目が最も高くなっていますが、若い世代では突出はしておらず、「結婚や出産、子育て支援や関連サービスの充実」も高くなっています。



子育て環境の充実について

問 18

子育て（未就学児）のために、東根市がどのようなことに力を入れたらよいとお考えですか。（2つ選択）

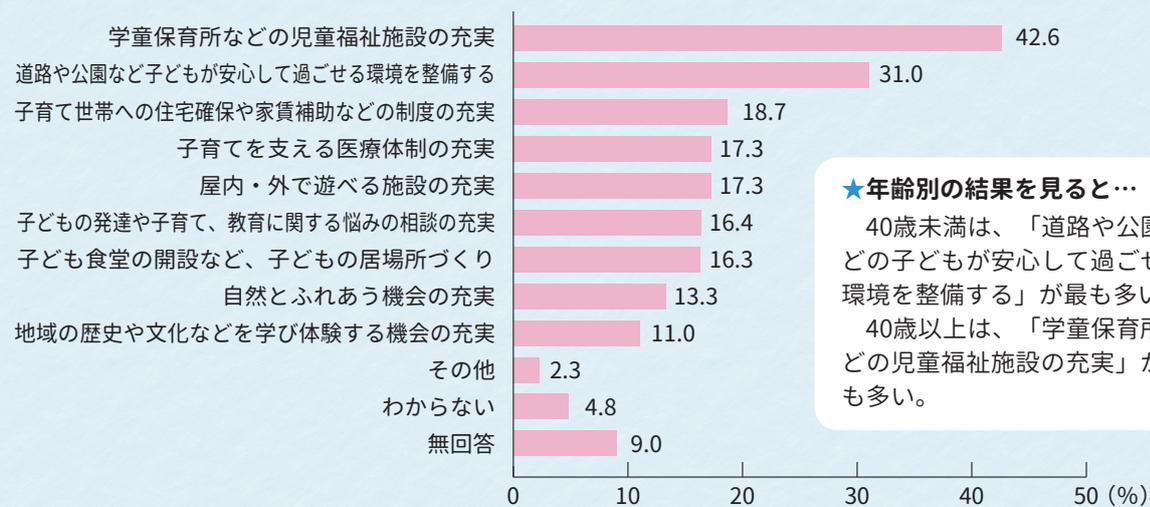


★年齢別の結果を見ると…

40歳未満は、「出産費用や養育費など、経済的な負担を軽くする」が最も多い。
40歳以上は、「保育所などの保育時間の延長や一時保育などの制度の充実」が最も多い。

問 19

子育て（小学生）のために、東根市がどのようなことに力を入れたらよいとお考えですか。（2つ選択）



★年齢別の結果を見ると…

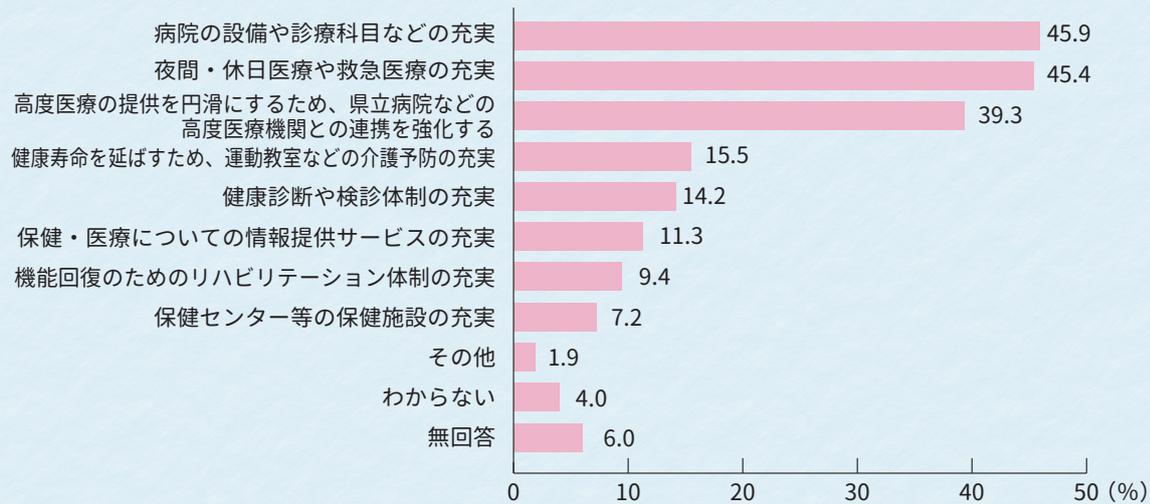
40歳未満は、「道路や公園など子どもが安心して過ごせる環境を整備する」が最も多い。
40歳以上は、「学童保育所などの児童福祉施設の充実」が最も多い。



保健衛生と地域医療の充実について

問 20

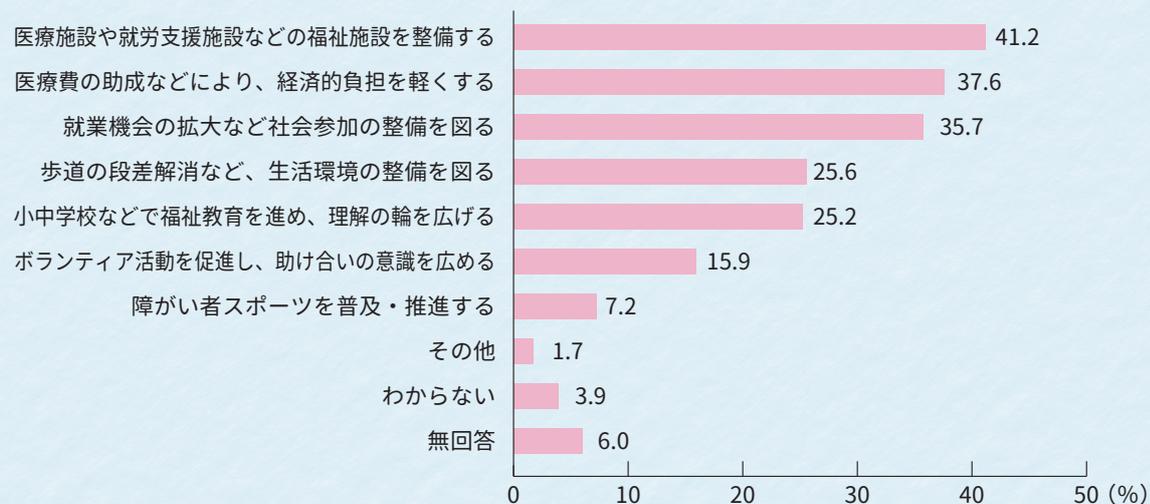
東根市の保健・医療水準を高めるためには、何が重要だとお考えですか。（2つ選択）



福祉の充実について

問 21

障がいを持つ人のために、東根市がどのようなことに力を入れたらよいとお考えですか。（2つ選択）

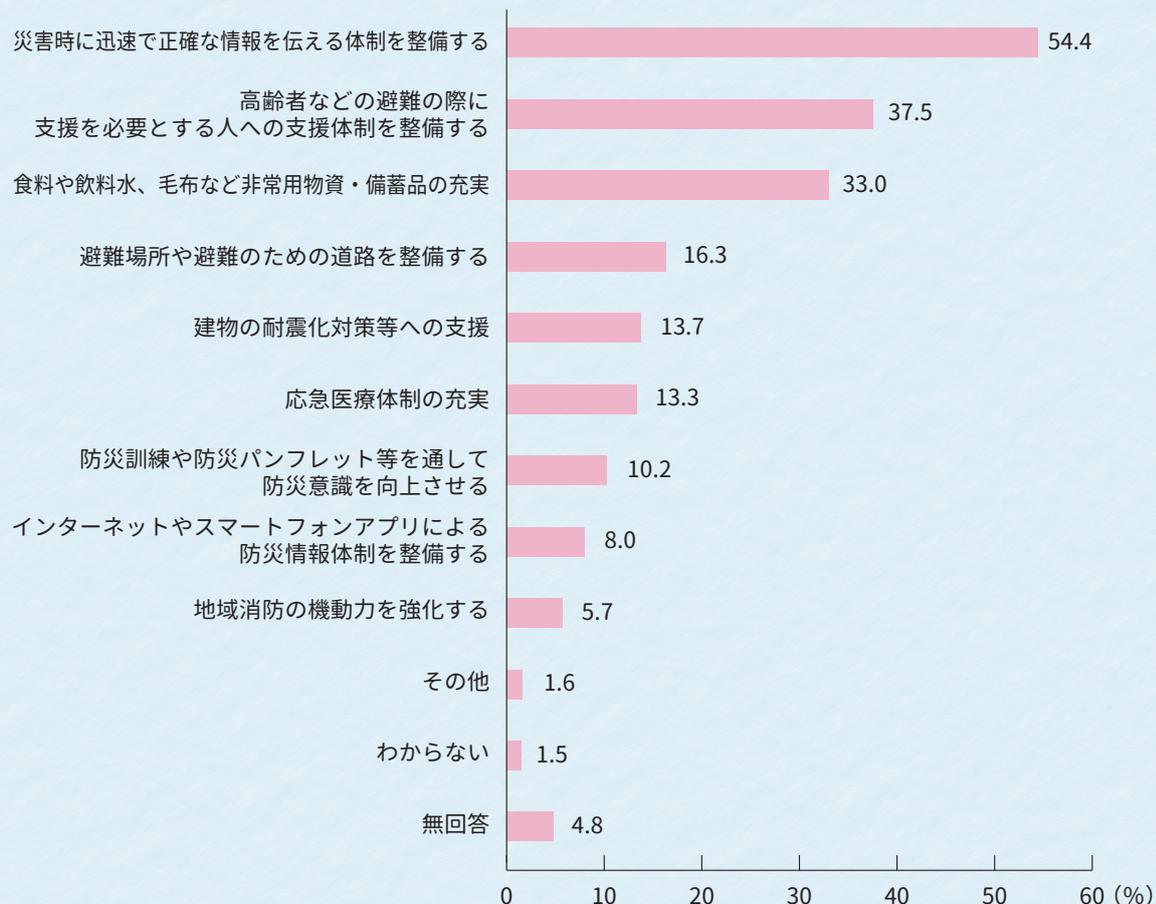




防災について

問 22

防災の充実のために、東根市がどのようなことに力を入れたらよいとお考えですか。（2つ選択）



●防災の充実のために力を入れるべきものは、
『情報伝達体制』 『高齢者などの避難支援体制』 『非常用物資・備蓄品』

今回、新たに質問を設けたものですが、災害時の「情報伝達体制」の整備の回答が最も多い結果となりました。

これは、災害による被害を最小限にとどめるためには、災害に関する重要な情報が確実かつ迅速に住民に届くことが不可欠という認識が市民に浸透していることと、現在の情報伝達体制には課題があると市民が考えていることを表しています。

続いて、「高齢者などの避難支援体制」の整備の回答が多くなりました。

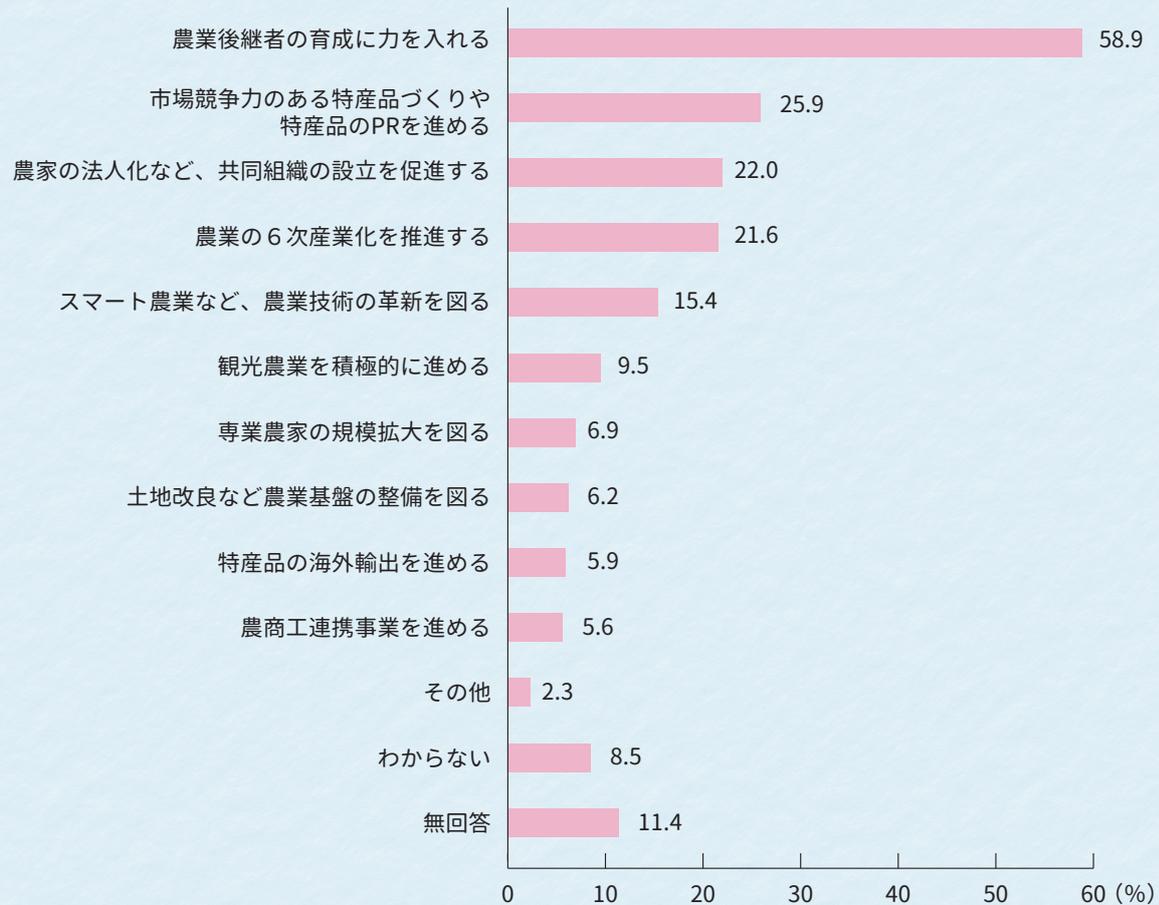
近年の全国各地の度重なる災害から、必要性の認識が浸透しているものと考えられ、防災分野における福祉分野との連携の重要性を表しています。



農業の振興について

問 23

今後の東根市の農業を振興するにあたり、 何が重要だとお考えですか。（2つ選択）



●今後の農業振興に重要なことは、『後継者育成』

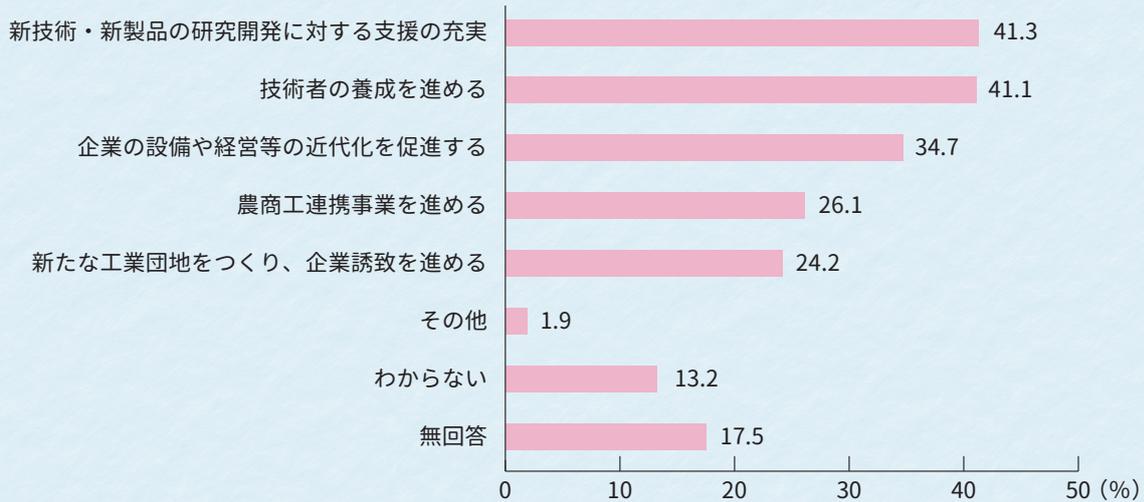
「農業後継者の育成（58.9%）」の回答が圧倒的に多くなりました。第4次計画期間に引き続き、農業後継者不足が、農業分野における重要課題であることを表しています。



工業の振興について

問 24

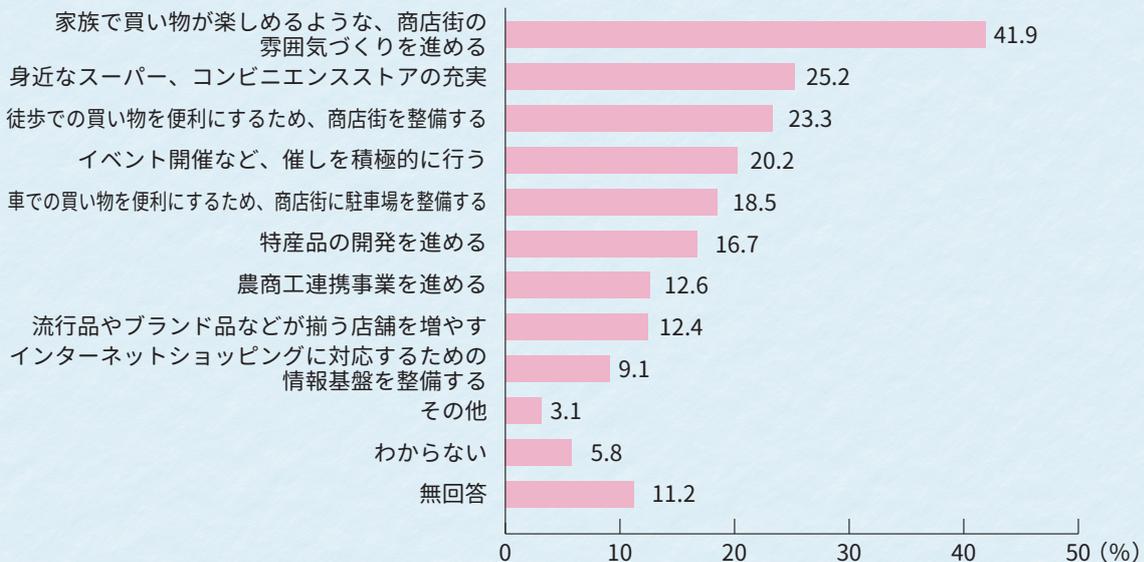
東根市の工業を振興するためには、何が重要だとお考えですか。
(2つ選択)



商業の振興について

問 25

東根市の商業を振興するためには、何が重要だとお考えですか。
(2つ選択)

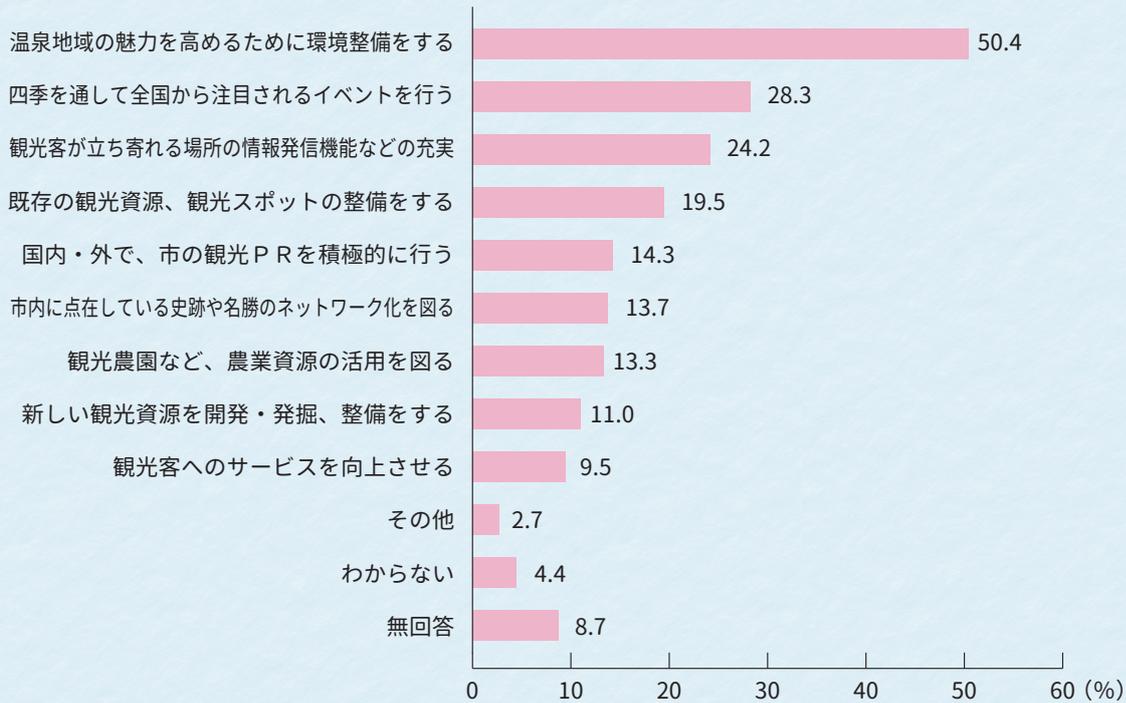




観光の振興について

問 26

東根市の観光を振興するためには、 何が重要だとお考えですか。(2つ選択)

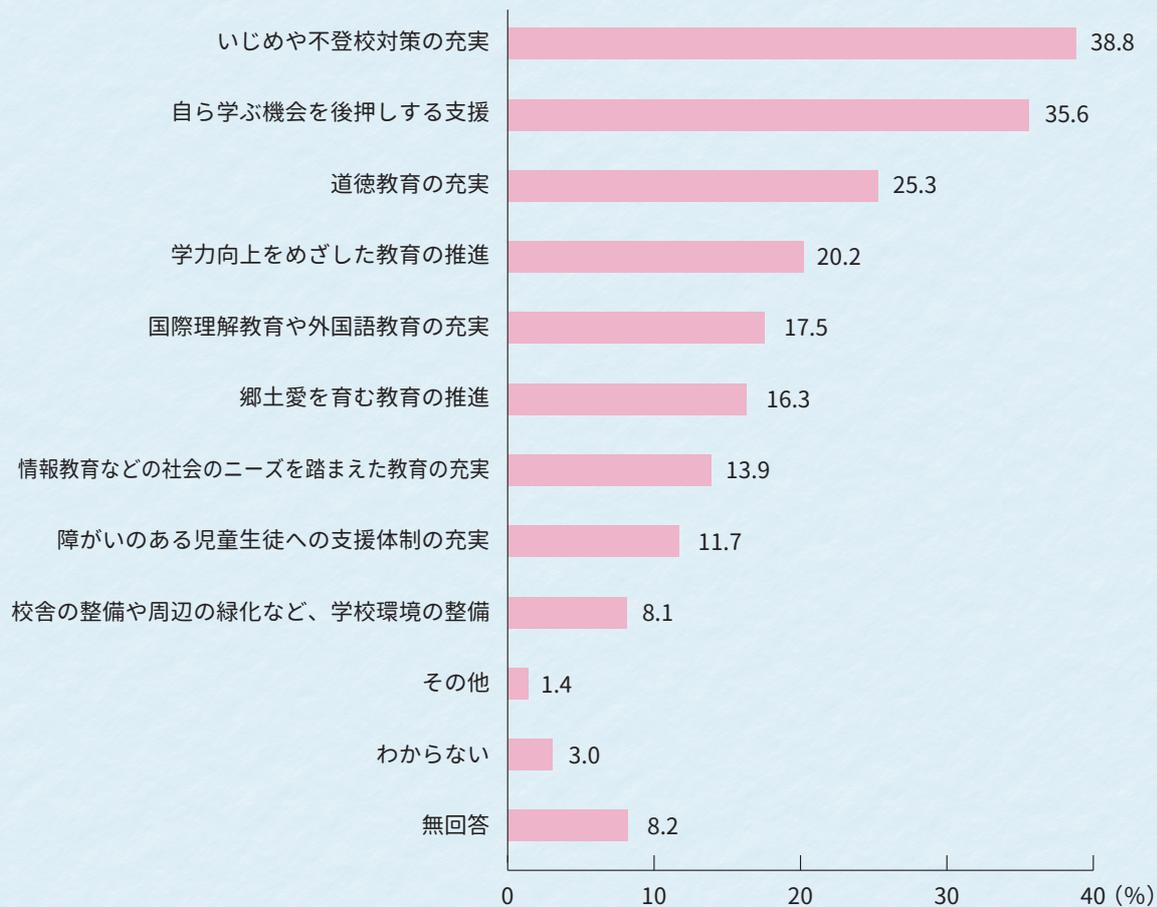




児童・生徒・学生の教育について

問 27

児童・生徒・学生の教育のために東根市がどのようなことに力を入れたらよいとお考えですか。（2つ選択）



●児童・生徒・学生の教育のために力を入れるべきものは、
『いじめや不登校対策』 『自ら学ぶ機会の後押し』 『道徳教育』

今回、新たに「自ら学ぶ機会を後押しする支援」を設問に加えたところ、これに力を入れるべきという多くの回答がありました。

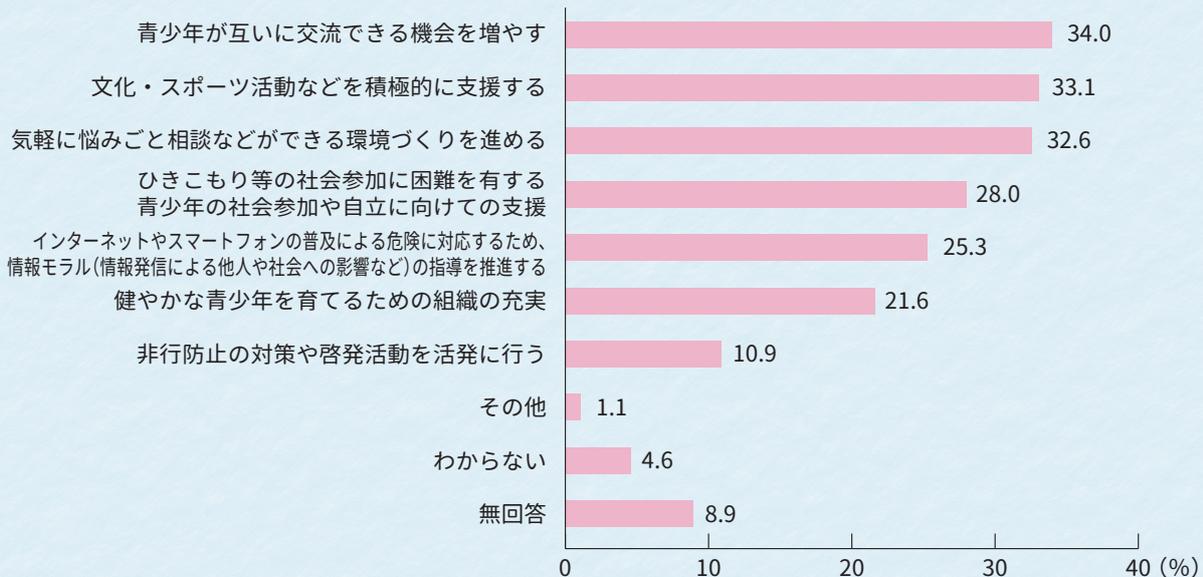
前回調査と比較して、「学力向上をめざした教育の推進」の割合が大きく低下しましたが（29.8%→20.2%）、これは質問項目を増やした結果、回答が分散した結果であると考えられます。



青少年の健全育成について

問 28

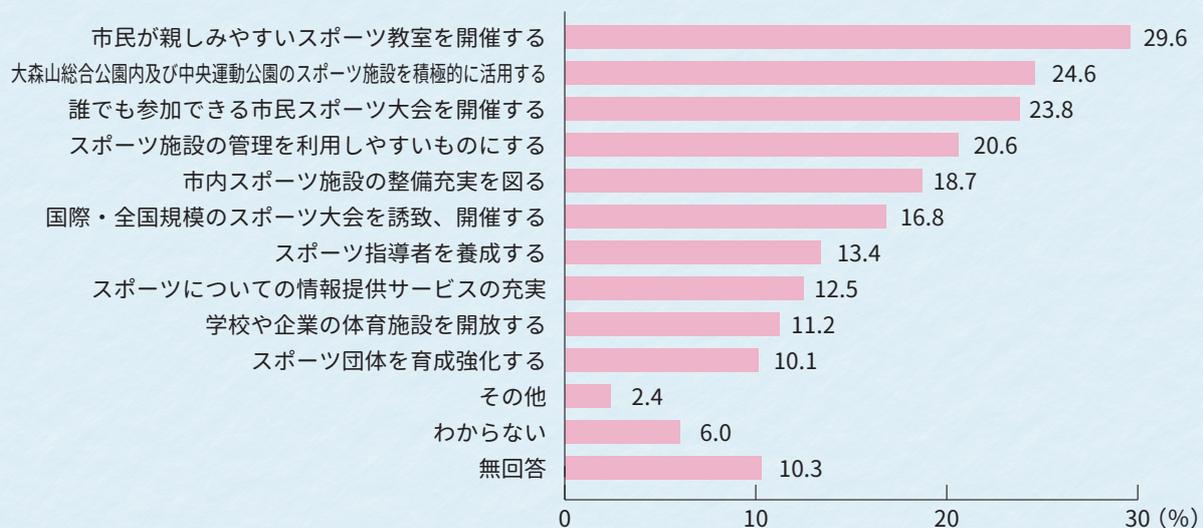
青少年育成のために、東根市がどのようなことに力を入れたらよいとお考えですか。(2つ選択)



スポーツの振興について

問 29

東根市がスポーツの盛んなまちになるためには何が重要だとお考えですか。(2つ選択)

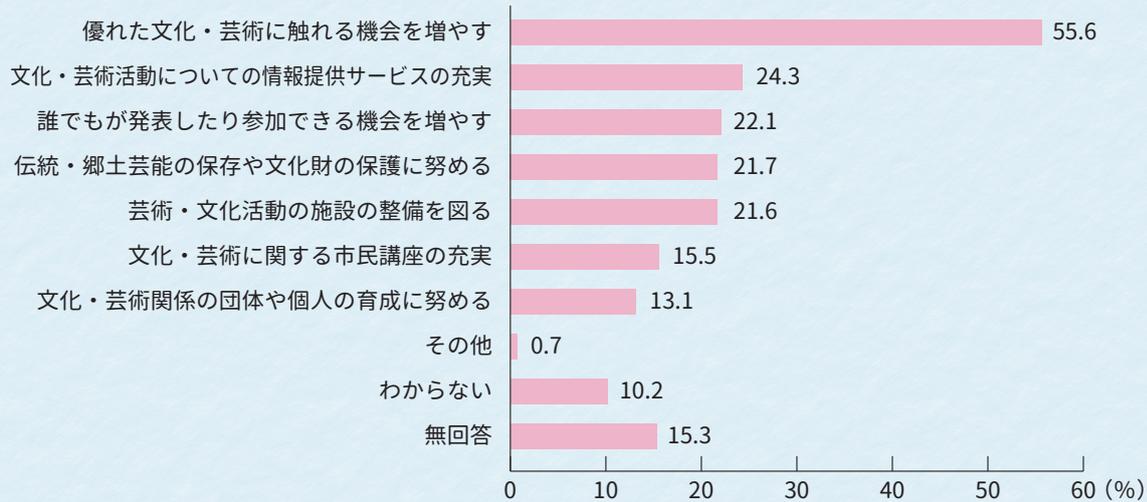




芸術・文化の振興について

問 30

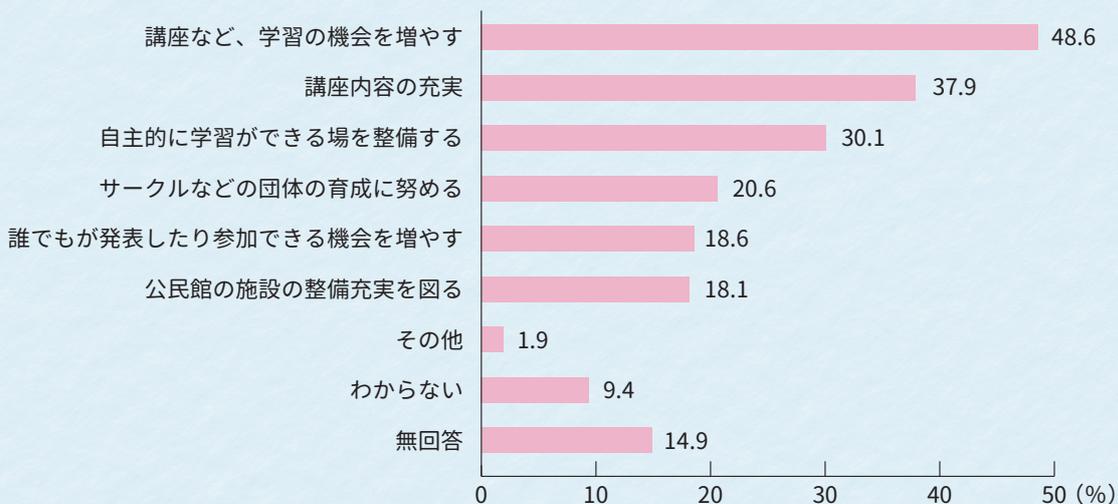
市民の芸術・文化活動を盛んにするためには、何が重要だとお考えですか。（2つ選択）



生涯学習について

問 31

市民の生涯学習活動を盛んにするためには、何が重要だとお考えですか。（2つ選択）

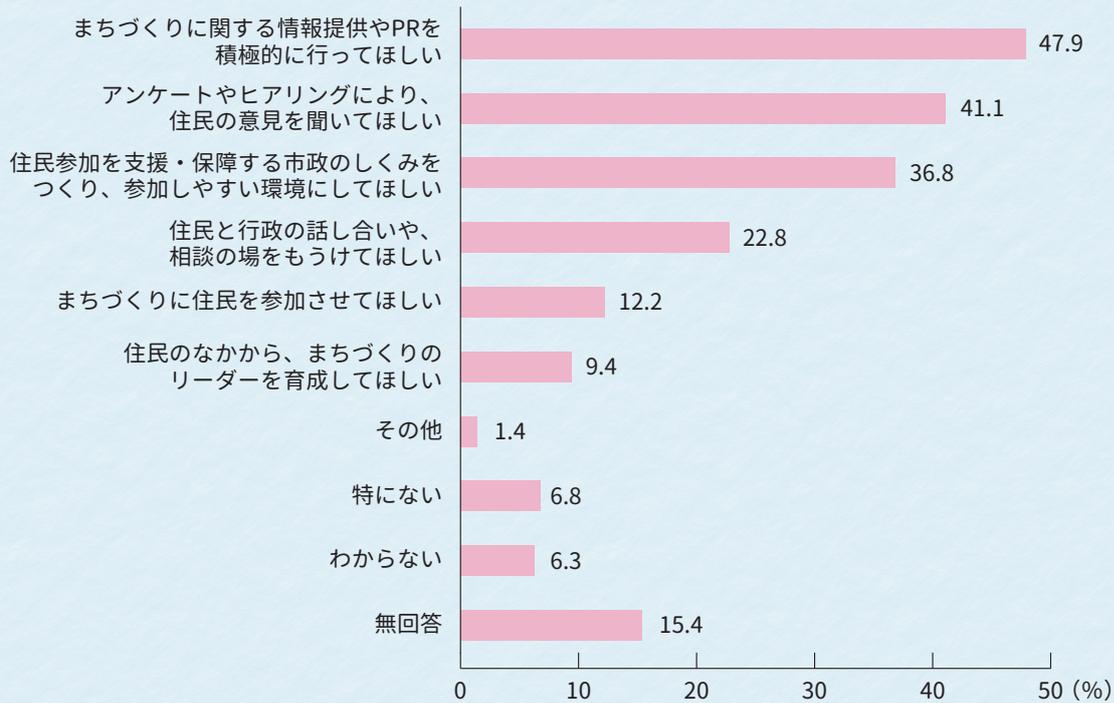




まちづくり活動への参画について

問 32

まちづくりに参画するために、 東根市にどのようなことを希望しますか。(2つ選択)



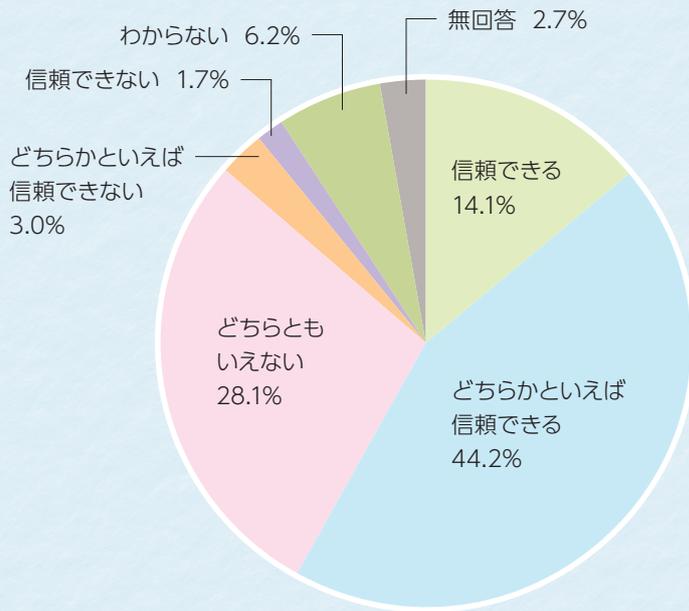


市政について

問 33

市政について、どのような印象をお持ちですか。
(1つ選択)

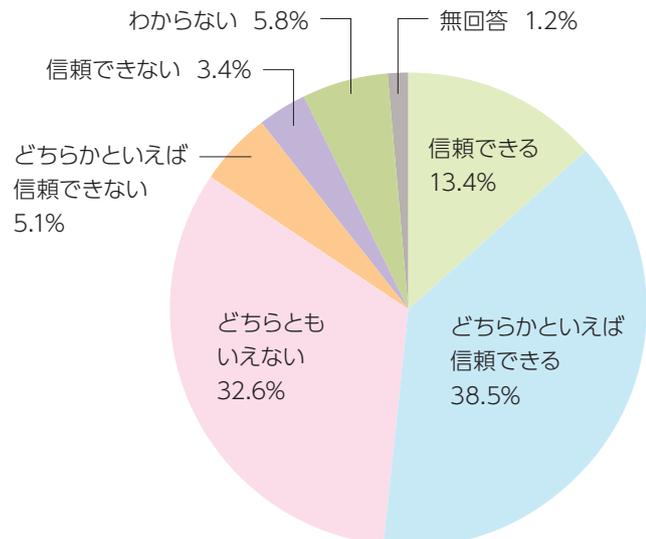
(1) 市政の信頼度



● 市政への信頼度が上昇！

市政への信頼度について質問したところ、市民の約58%が「信頼できる」「どちらかといえば信頼できる」と答え、その割合も前回調査（平成21年）から上昇しました（51.9%→58.3%）。

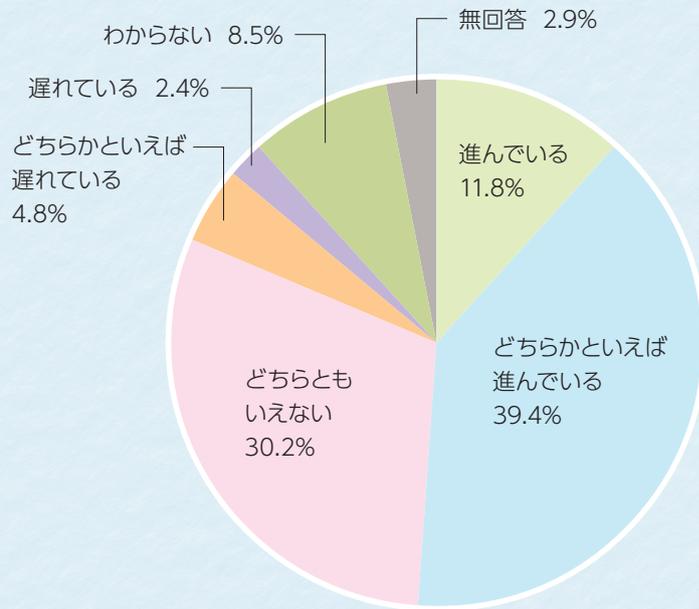
(参考) 前回調査（平成21年）





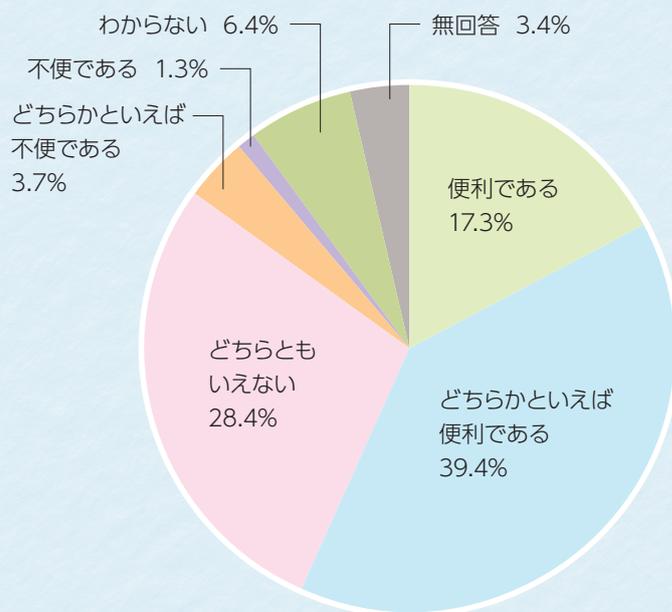
問 33

(2) 市政の進展度



問 33

(3) 窓口における便利さ

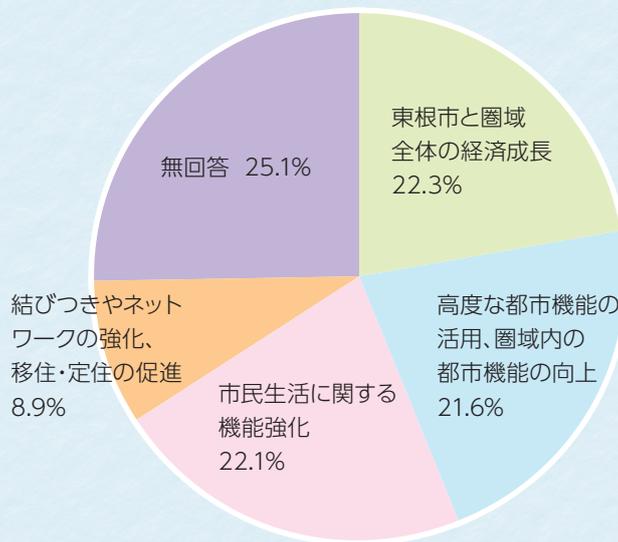




山形連携中枢都市圏について

問 34

現在、東根市ではこれまでの行政連携地域の枠を越えて、山形市を中心都市とした6市6町で「山形連携中枢都市圏」における連携の検討を進めています。その検討している項目の中で、東根市がどのようなことに力を入れたらよいとお考えですか。（1つ選択）



※山形連携中枢都市圏…H31. 4月に中核市となった山形市が近隣市町（東根市、天童市、村山市、寒河江市、上山市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町）と連携協約を締結し、形成するもの。コンパクト化とネットワーク化による取り組みを行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持していく。

策定の歩み



市民会議 1



市民会議 2

平成30年	
8月 30日	策定基本方針 庁議決定
9月 6日	市議会全員協議会 (策定基本方針について)
9月 6日	策定委員会 設置
10~11月	第4次総合計画の検証と課題 各課照会・回答
令和元年	
2月	市民会議委員公募
3月 2日	振興審議会へ諮問
5月 13日	職員プロジェクトチーム 辞令交付式及び第1回全体会議
5月 27日	職員プロジェクトチーム 第2回全体会議
6月 17日	職員プロジェクトチーム 第1回部会 (厚生部会・経済建設 部会・総務文教部会)
6月 21日	専門家会議 設置
7月 1日	第1回策定委員会
7月 8日	市民会議 設置
7月 8日	市民会議委嘱状交付式及び 第1回全体会議
8月 6日	市民アンケート発送
8月 23日	専門家会議委嘱状交付式及び 専門家会議
8月 23日	まちづくり研修会 ～ひがしねの未来を考える～
9月 10日	市民会議第1回部会・職員プロ ジェクトチーム第2回部会 合同会議 (経済建設部会)

9月 11日	市民会議第1回部会・職員 プロジェクトチーム第2回部会 合同会議 (厚生部会)
9月 12日	市民会議第1回部会・職員 プロジェクトチーム第2回部会 合同会議 (総務文教部会)
10月 28日	市民アンケート最終回収 (回収率37.7%)
11月 25日	職員プロジェクトチーム 第3回全体会議
12月 2日	振興審議会常任幹事・幹事会 (第2回策定委員会)
12月 16日	振興審議会 (第4次計画の評価検 証について)
12月 26日	市議会全員協議会 (第4次計画の 評価検証について報告)
令和2年	
2月 6日	市民会議第2回部会 (厚生部会)
2月 7日	市民会議第2回部会 (経済建設部会)
2月 12日	市民会議第2回部会 (総務文教部会)
2月 26日	職員プロジェクトチーム 第4回全体会議
2月 26日	職員プロジェクトチーム 第3回部会 (厚生部会)
2月 26日	職員プロジェクトチーム 第3回部会 (経済建設部会)
2月 26日	職員プロジェクトチーム 第3回部会 (総務文教部会)
3月 6日	振興審議会常任幹事・幹事会 (第3回策定委員会) (中止)



振興審議会



振興審議会答申



まちづくり研修会

3月 13日	振興審議会（中止） （基本構想 中間報告について）
3月 19日	市議会議員懇談会（中止） （基本構想 中間報告について）
<p>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、策定作業を予定どおり進めることが困難となったため、令和2年12月の策定を、令和3年3月策定に延長しました。</p>	
11月 26日	職員プロジェクトチーム 第5回全体会議
11月 30日	市民会議第2回全体会議
11月 30日	市民会議第3回部会（厚生部会）
11月 30日	市民会議第3回部会 （経済建設部会）
11月 30日	市民会議第3回部会 （総務文教部会）
12月 1日	振興審議会常任幹事・幹事会 （第3回策定委員会）
12月 14日	振興審議会（基本構想・基本 計画中間報告について）
12月 24日	市議会全員協議会（基本構想・ 基本計画中間報告について）
12月25日～ 1月15日	パブリックコメント （基本構想について）
令和3年	
1月 21日	市民会議第3回全体会議 （書面会議）
1月 21日	職員プロジェクトチーム 第6回全体会議（書面会議）
1月22日～ 2月5日	パブリックコメント （基本計画について）

2月 8日	振興審議会常任幹事・幹事会 （第4回策定委員会）
2月8日～ 2月14日	専門家委員及び顧問からの評価
2月 15日	振興審議会
2月 17日	振興審議会答申
2月 26日	議案上程
3月 17日	庁議決定（第5次東根市総合計画 （基本計画））
3月 19日	市議会（第5次東根市総合計画 （基本構想））議決
3月 25日	市議会全員協議会 （基本計画について）

会議開催状況

市議会への説明	のべ5回
振興審議会	のべ5回
市民会議関係	のべ12回
専門家委員からの指導	のべ2回
策定委員会	のべ4回
職員プロジェクトチーム	のべ13回

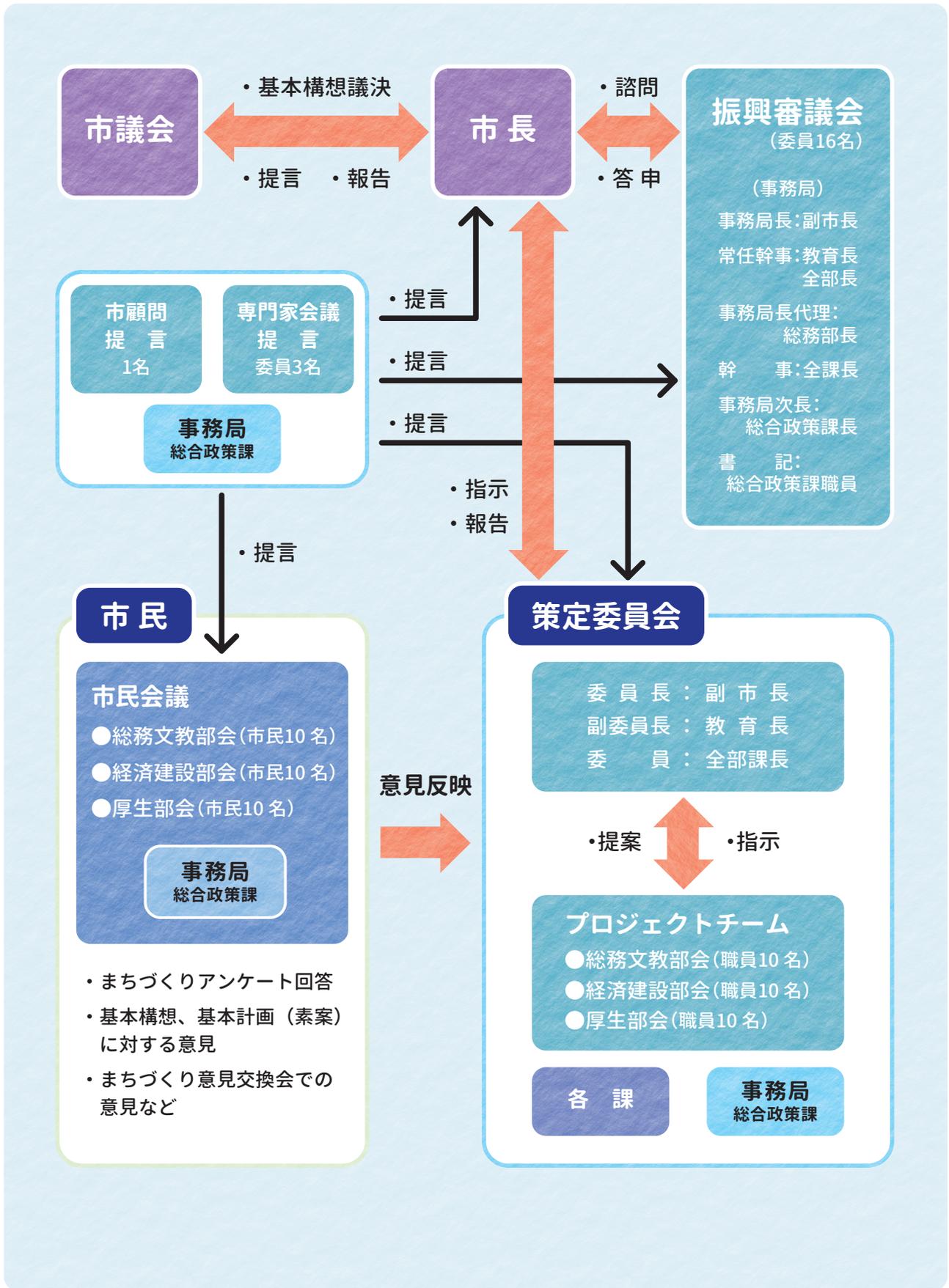
意見公募関係

2回実施：提出者1名……
（交通安全施設の整備及び
きめ細かな除排雪を望む内容）
ほか市民会議公募時 3名から意見提出

市民アンケート関係

1回実施…3,000件中1,132件回収
（回収率：37.7%）
アンケート結果は、令和2年12月
の中間報告にあわせて報告

策定体制図



策定にご協力いただいた方々

東根市振興審議会 委員

令和3年3月1日現在

会長	矢口 信哉
会長職務代理者	森谷 佐栄子
委員	青野 博
	伊藤 孝子
	伊藤 博美
	井ノ川 弥栄子
	浦瀧 昇一
	大河原 伸一
	齋藤 竜也
	佐藤 勝藏
	鈴木 綾子
	高橋 賢雄
	滝口 亜由美
	村山 恵子
	山口 広平
	若尾 直
委員	元木 十四男 (任期:令和元年7月31日まで)
	石山 高広 (任期:令和2年6月30日まで)
	菊地 榮藏 (任期:令和2年6月30日まで)
	鈴木 拓矢 (任期:令和2年6月30日まで)
	武田 浩子 (任期:令和2年6月30日まで)

策定専門家会議 委員

役職は令和3年3月1日現在

委員	細野 武司 株式会社フィデア情報総研 理事
	國方 敬司 山形大学 名誉教授、 関東学園大学 経済学部 教授
委員	高澤 由美 山形大学 学術研究院 助教

東根市顧問

顧問	結城 章夫
----	-------

策定市民会議

敬称略、50音順

全体会会長	村上 克男
全体会副会長	平澤 郁子
総務文教部会 部会長	星川 知佳子
	副部会長 芦野 直之
	岡田 明義
	小嶋 美和
	工藤 大輔
	滝口 浩美
	保科 敬
	村上 克男
	矢口 匡彦
	吉田 英樹
経済建設部会 部会長	横尾 禎司
	副部会長 松沢 恭子
	石山 俊輔
	岡崎 貴嗣
	黒田 夏輝
	今野 直美
	庄司 隆一
	榎 健太郎
	村田 幹子
	鷲 康文
厚生部会 部会長	菅原 真
	副部会長 佐藤 磨樹
	芦野 みや子
	菅藤 俊一郎
	鹿野 和巳
	田中 茂子
	平澤 郁子
	深瀬 さとみ
	福永 隆
	植松 朋美

第5次

東根市総合計画

THE 5th GENERAL PLAN OF HIGASHINE CITY

令和3年7月発行

発行 山形県東根市

〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号

TEL 0237-42-1111

<http://www.city.higashine.yamagata.jp>

企画・編集／ 東根市総務部 総合政策課

印刷／株式会社光洋印刷



東 根 市
HIGASHINE CITY

